

# 香川県環境基本計画（案）

---

県民みんなでつくる 人と自然が共生する豊かで美しい香川

香川県

# 目 次

## 第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ・性格	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象範囲	4
5 基本的な考え方	5

## 第2章 香川県の自然環境と社会経済

1 自然環境	8
2 人口	10
3 経済	11
4 県民の意識	12

## 第3章 香川県がめざす環境の将来像と計画の基本目標

1 環境の将来像と基本目標	16
---------------	----

## 第4章 環境の保全に関する施策展開の方向

1 環境の保全に関する施策の体系	18
2 施策の展開	
第1節 環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりの推進	20
第2節 地域から取り組む地球環境の保全	30
第3節 環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成	37
第4節 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進	48
第5節 安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全	58

## 第5章 計画の推進

1 推進体制	74
2 進行管理	74

## 参考資料

1 環境指標一覧	76
2 用語解説	83
3 香川県環境基本条例	89
4 平成26年度県政世論調査結果	94

# **第1章 計画に関する基本的事項**

---

- 1 計画策定の趣旨**
- 2 計画の位置づけ・性格**
- 3 計画の期間**
- 4 計画の対象範囲**
- 5 基本的な考え方**

# 第1章 計画に関する基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

香川県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、香川県環境基本条例に定める次の基本理念のもと、同条例第9条に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

### 【基本理念】

- 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を県民が享受することができるよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

本県では、平成9年に環境基本計画を策定し、その後の環境をめぐる社会経済情勢の変化を受け、平成13年7月、平成18年3月、平成23年10月に見直しを行い、環境保全の取組みを推進してきました。

この間、人口の減少、少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展など、社会経済情勢の変化等により、本県を取り巻く環境は大きく変化し、地球温暖化対策、廃棄物の適正処理、有害鳥獣対策、生物多様性の保全など、本県の環境に関する課題は広域化、多様化してきています。こうした課題に的確に対応するためには、既存施策の充実を図るとともに、新たな施策を講じる必要があります。

また、これらの課題への対応に当たっては、県民、事業者、民間団体、行政の各主体が一体となって、取り組む必要があります。

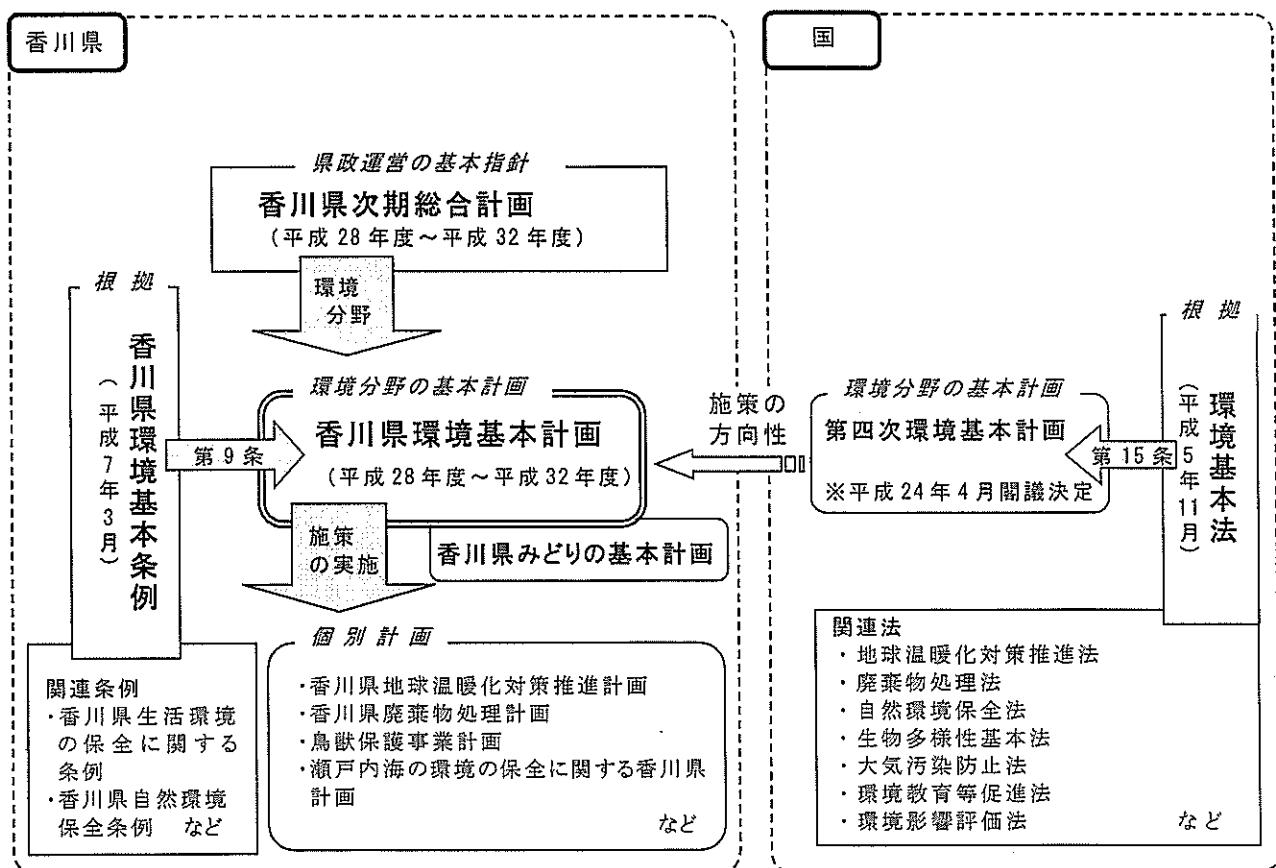
こうしたことから、本県の環境の特性を考慮しつつ、より良い環境と社会経済の実現をめざした環境の保全に関する施策展開の全体像を県民に示し、あらゆる主体の参加の上で豊かで美しい香川づくりを進めていくため、新たな環境基本計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ・性格

環境基本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的な役割を担う計画であり、本県の環境の保全に関する「長期的な目標」を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間に展開する「施策の大綱（基本的事項）」を示しています。

- (1) 県政運営の基本指針である「香川県次期総合計画」の環境の分野別計画として、同プランが示す政策の基本的な方向に沿って、策定・推進します。
  - (2) 環境基本計画は、本県の環境政策を推進する基本的な計画であることから、県の環境に関する個別計画等は、環境基本計画が示す方向に沿って策定・推進します。
  - (3) 環境基本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等の推進に関する行動計画として、また、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

## 香川県環境基本計画の位置づけ



### 3 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間とします。

### 4 計画の対象範囲

環境基本計画が対象とする範囲は、香川県環境基本条例第 8 条に定める施策の基本方針に基づき、地球環境分野、資源循環分野、自然環境分野、生活環境分野の 4 つの分野で、それぞれ次の項目について取り扱うこととします。

また、森林や身近な緑などの自然環境については、香川県みどりの基本計画で取り扱うこととします。

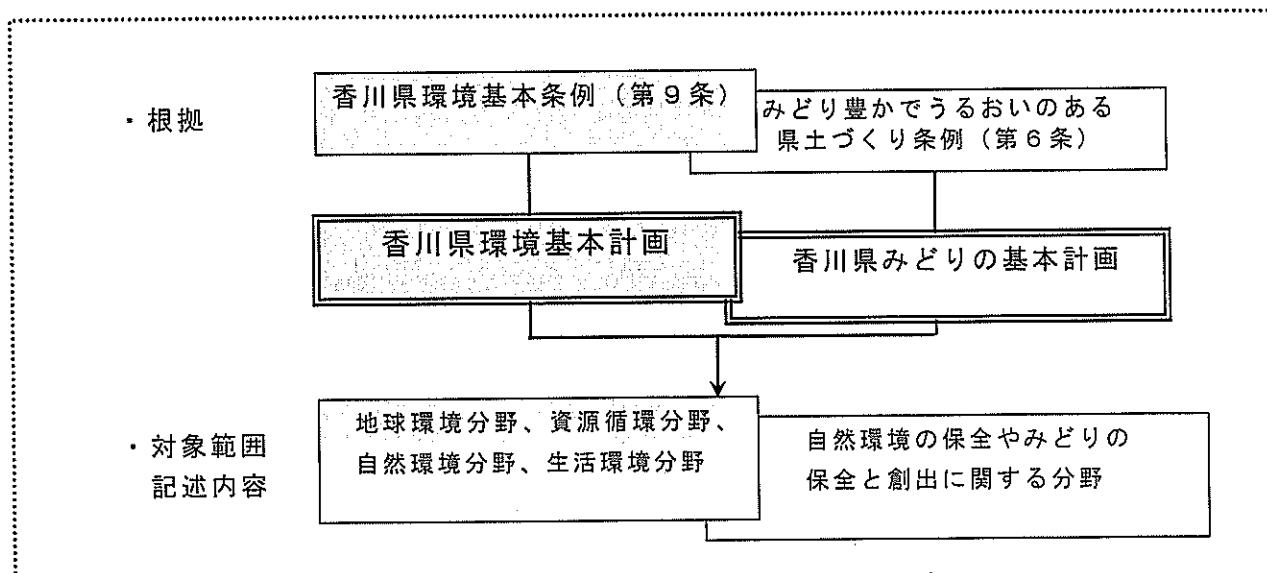
#### 【環境基本計画が対象とする範囲】

地球環境分野	地球温暖化
資源循環分野	廃棄物、水循環等
自然環境分野	生物多様性、有害鳥獣、農地等
生活環境分野	大気環境、水環境、土壤・地盤環境、騒音、振動、悪臭、化学物質、身近な水辺地、都市公園、景観、歴史的文化遺産等

#### 【参考】

##### 「香川県みどりの基本計画」の位置づけ

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年 4 月 1 日施行）に規定する緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、香川県環境基本条例に規定する自然環境の保全やみどりの創出等に関する分野における基本的な計画に位置づけています。



## 5 基本的な考え方

---

本県には、瀬戸内海をはじめ、里地・里山など、豊かで美しい自然があります。また、その自然とも相俟って住みやすい快適な生活環境があります。

こうした本県独自の環境を守り育てていくことは、行政だけでできることではなく、県民一人ひとりが主体的に環境保全に取り組む必要があります。

そのための基本となるのが環境教育・環境学習の推進をはじめとする人づくりです。

基礎的な環境教育・環境学習により、県民一人ひとりの環境保全意識の高揚を図るとともに、様々な分野で環境を守り育てていくための専門的な人材の育成も必要となっています。

こうしたことから、環境を守り育てていくための人づくりに重点的に取り組み、各分野の施策の一層の推進を図ります。

また、環境の保全を図るため、行政と県民をはじめ地域等が一体となって取り組むことは地域づくりの観点からも重要です。平成25年度から行っている「里海づくり」は地域づくりの取組みでもあります。

環境保全を進めることそのものが地域づくりですが、それを県民等と連携して行うことが実効性を高めることにつながります。今後、各分野の基本目標の達成に向け、地域づくりの観点も十分に考えながら、施策を推進していきます。



## **第2章 香川県の自然環境と社会経済**

---

- 1 自然環境**
- 2 人口**
- 3 経済**
- 4 県民の意識**

## 第2章 香川県の自然環境と社会経済

### 1 自然環境

本県は、昭和9年に日本で初めて国立公園に指定され、平成26（2014）年3月に80周年の節目を迎えた「瀬戸内海国立公園」の東部に位置し、四国の北東部にあります。面積は1,876.73平方km、全国に占める面積の割合は0.5%で、全国で最も小さい県です。

北は県花・県木のオリーブで知られる小豆島をはじめ、現代アートの聖地として世界的に有名な直島など、大小110余の島々が「世界の宝石」と称される瀬戸内海に浮かび、南には讃岐山脈が連なり、讃岐山脈に源を発する多くの河川は、讃岐平野を北流して瀬戸内海に注いでいます。

気候は、典型的な瀬戸内式気候で、年平均気温は16°C前後と比較的温暖であり、年間日照時間は2,288時間（平成25年）と全国上位にあります。降水量は少なく、地震・台風などの自然災害も比較的少ない一方、河川の流路延長が短く、水資源に恵まれていないことから、県内には満濃池をはじめ、大小約1万4千のため池が点在し、円錐状の美しい小山とともに、特徴ある景観をなしています。

土地利用は、讃岐平野を中心に田畠やため池からなる農業地域が広がり、平野部の山々や讃岐山脈をはじめ、瀬戸内海に浮かぶ島々でも森林地域が形成されています。これらの緑や水辺に囲まれた県土は、交通手段の発達に伴う生活圏、行動圏の拡大により、自然的、社会的、経済的条件のいずれにおいても一体性が強く、全県的に高度な土地利用が行われています。

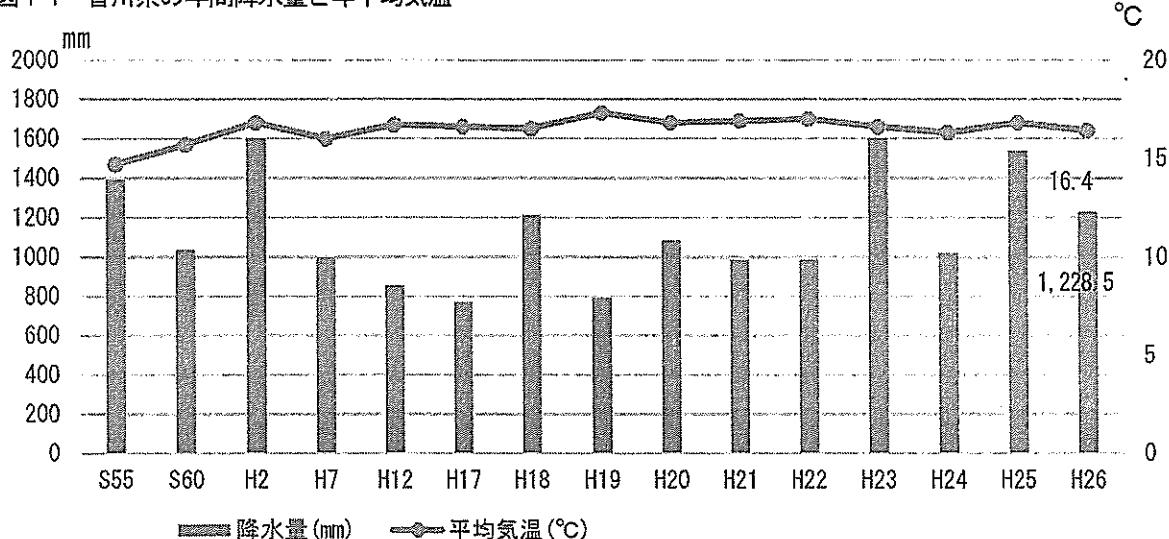


瀬戸内海



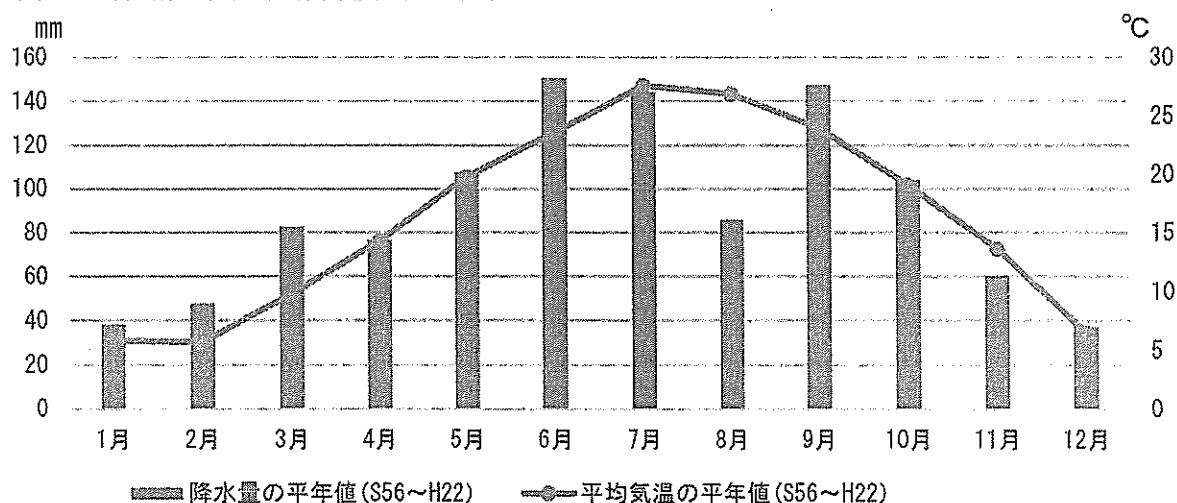
讃岐平野

図1-1 香川県の年間降水量と年平均気温



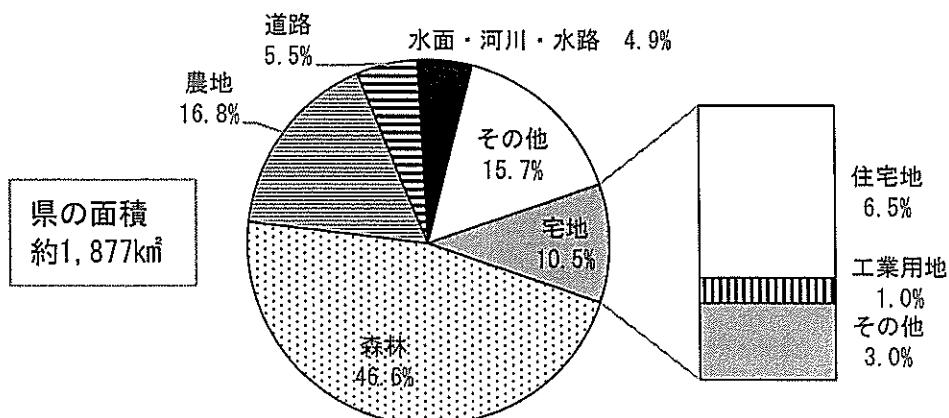
資料：気象庁 「各種データ・資料（高松）」

図1-2 香川県の月別平均降水量と月別平均気温



資料：高松地方気象台「香川県の気象(平成26年 高松)」

図1-3 香川県の土地利用状況



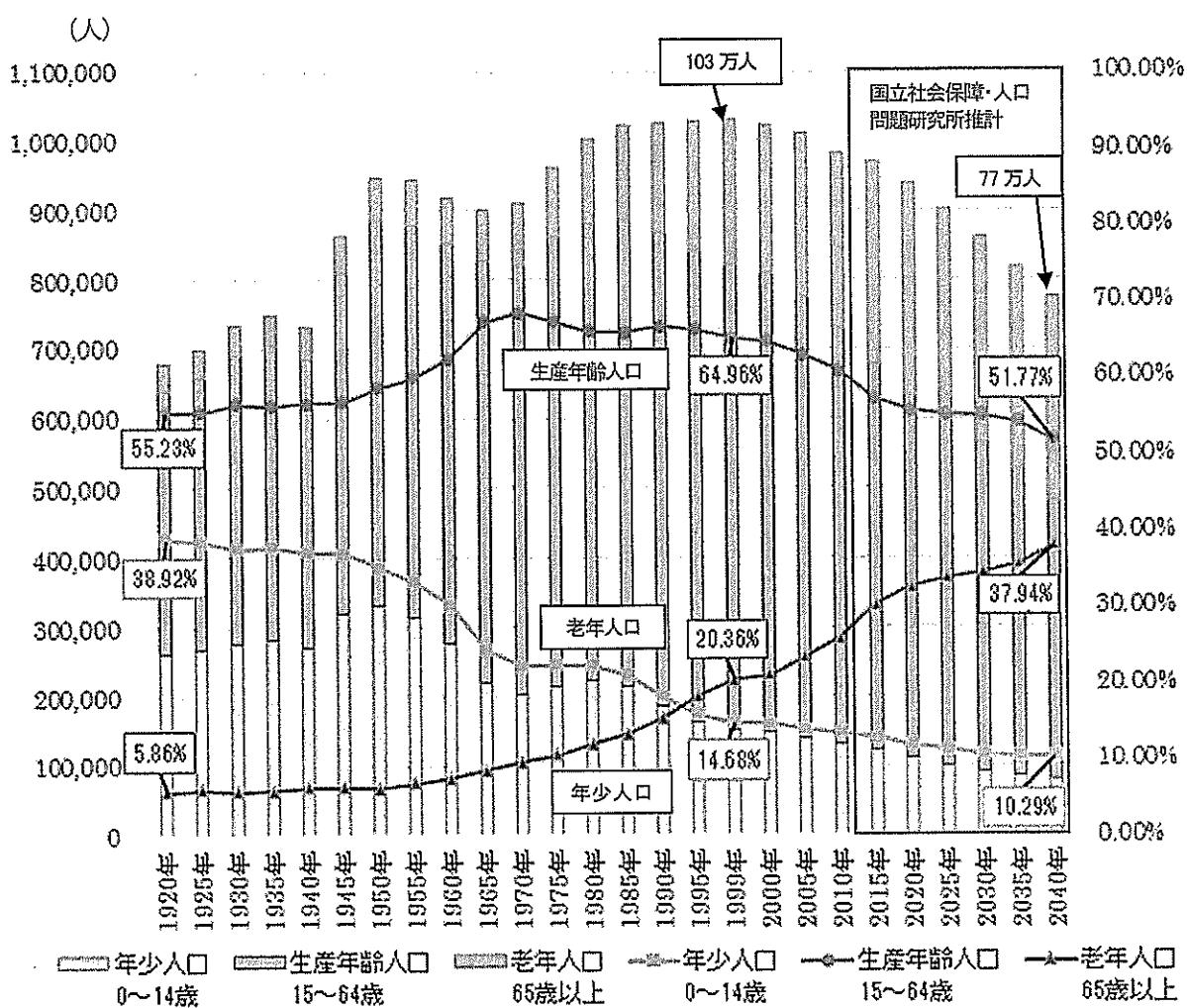
資料：平成26年度土地利用現況把握調査(平成25年時点)

## 2 人口

香川県の人口は、平成 11(1999)年の約 103 万人をピークとして減少に転じ、平成 26(2014)年の人口は約 98 万人と、平成 12(2000)年以来 15 年連続の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計による、現状のまま何も対策を講じなければ、平成 52(2040)年の香川県の総人口は約 77 万人にまで減少し、今後、減少スピードは加速度的に高まっていくと見込まれており、また、年齢 3 区別にみると、将来を支える年少人口(0~14 歳)は、今後も減少し、平成 52(2040)年には 8 万人を割り込むと予測され、地域を支える生産年齢人口(15~64 歳)も、平成 52(2040)年には約 40 万人にまで減少すると予測されています。一方、老人人口(65 歳以上)は、平成 27(2015)年以降、30 万人前後で推移すると予測されていますが、次の世紀には人口増社会を展望できるよう、人口減少の克服と地域活力の向上をめざし、幅広く人口減少対策を講じています。

図 2-1 年齢 3 区別人口の推移（香川県）



資料：総務省統計局「国勢調査」

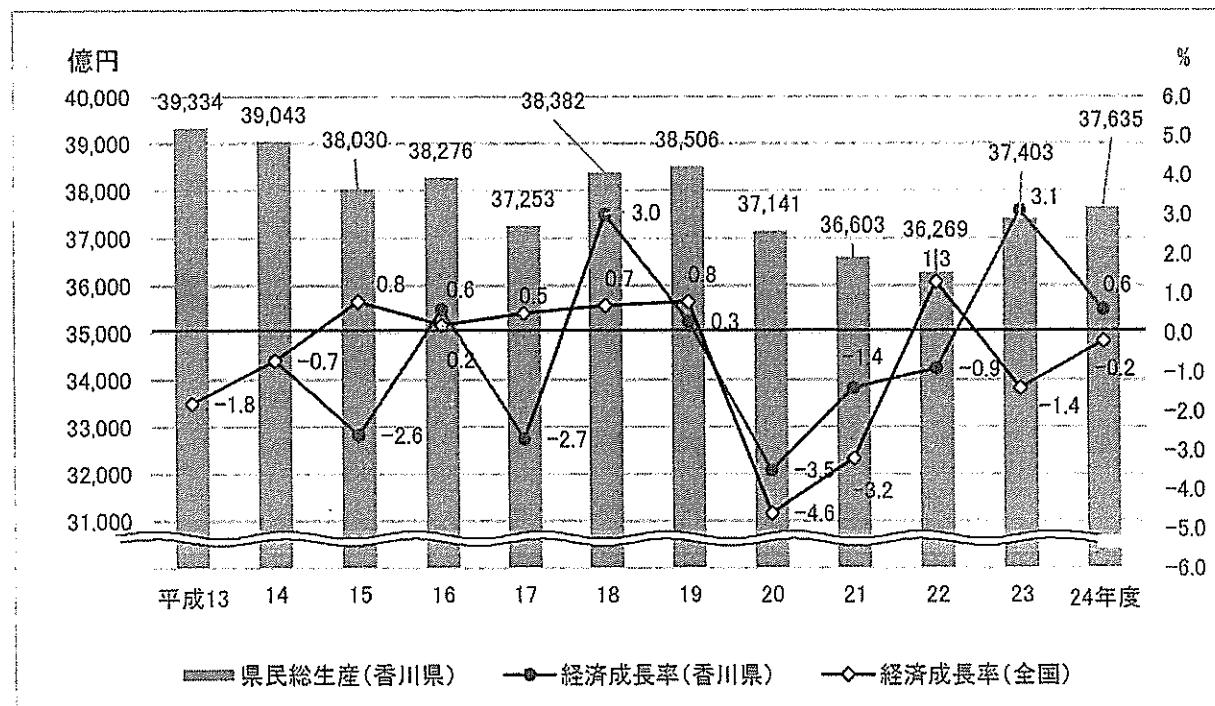
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

### 3 経済

本県の平成 24 年度の県内総生産（名目）は 3 兆 7,635 億円となっており、対前年度増加率（経済成長率）は 0.6% と 2 年連続でプラス成長しています。物価変動分を除いた県内総生産（実質）は 4 兆 371 億円で、対前年度増加率（経済成長率）は 1.7% と 3 年連続のプラス成長となっています。

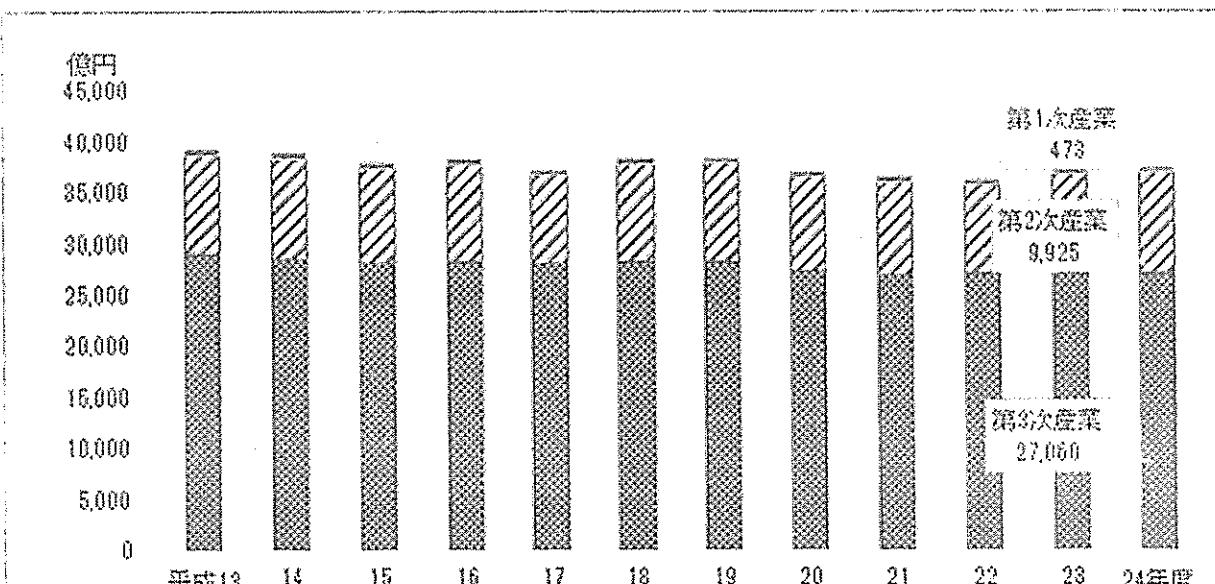
県内総生産を産業別にみると、平成 24 年度で第 1 次産業が 1.3%、第 2 次産業が 26.4%、第 3 次産業が 71.9% となっており、第 3 次産業の生産額の割合が多くを占めています。

図 3-1 県内総生産額と経済成長率（名目）



資料:平成 24 年度香川県県民経済計算

図 3-2 産業別県内総生産（名目）の推移



資料:平成 24 年度香川県県民経済計算

## 4 県民の意識

今回の香川県環境基本計画の策定にあたって、県民の環境に対する評価や関心、環境問題に関する考え方及び環境配慮の取組状況などを把握するため、平成 26 年 6 月に県政世論調査を実施し、結果は次のとおりです。

### 環境に関する満足度・重要度について

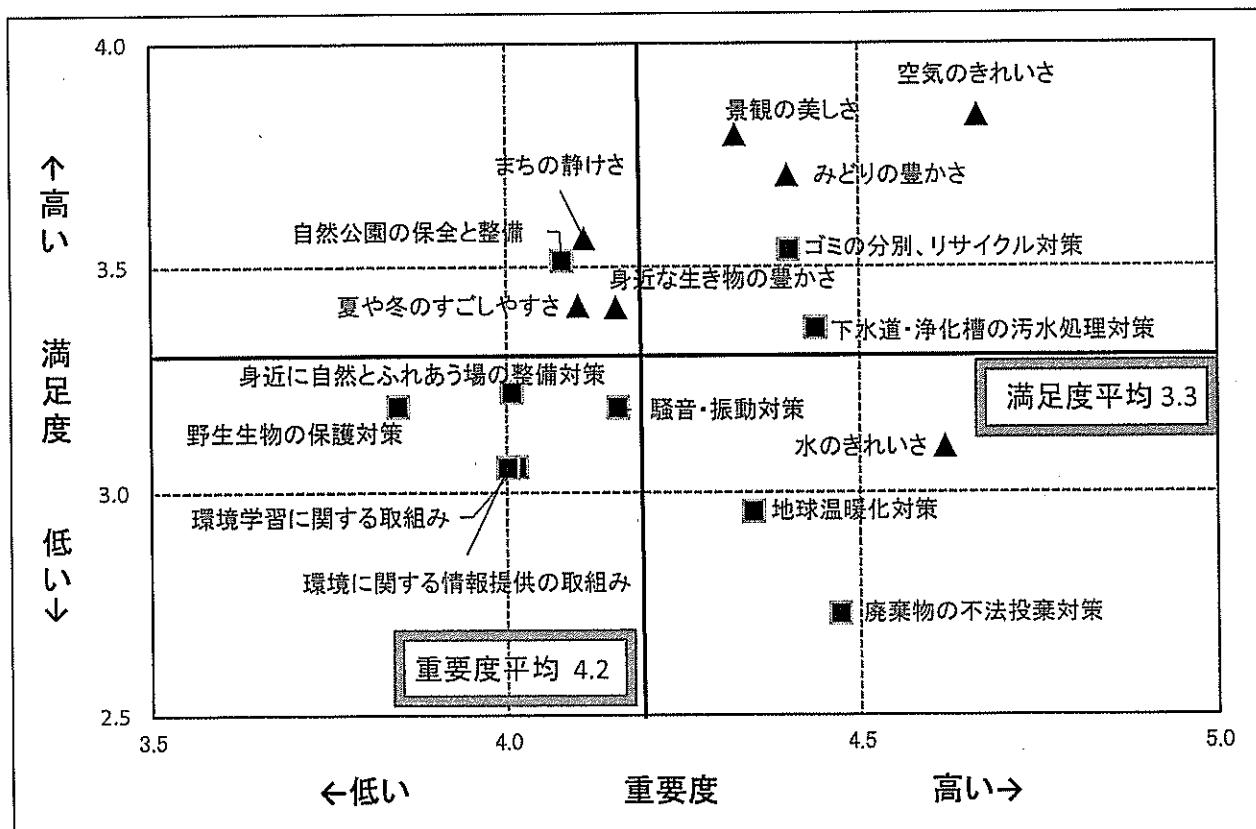
環境に関する満足度・重要度の結果は下の図のとおりです。

環境全般に対する県民の重要度の平均は 4.2 で、「まあ重要である」評価となっている一方、満足度の平均は 3.3 で、「どちらともいえない」評価となっています。

個別項目でみていくと、満足度・重要度ともに高いのは、『空気のきれいさ』や『みどりの豊かさ』、『景観の美しさ』等身のまわりの環境の項目が多くなっています。また、重要度が高く満足度が低いのは、『廃棄物の不法投棄対策』や『地球温暖化対策』など、行政の環境への取組みの項目が多い結果になっています。

図 4-1 環境に関する満足度・重要度の散布図

(回答者数 1,522 人)



▲は『身のまわり環境』の満足度・重要度を、■は『行政の環境への取組み』に対する満足度・重要度をそれぞれ表しています。わかりやすくするために、満足度と重要度の平均ラインを入れています。

【参考】

平均値の算出について

満足度・重要度のそれぞれの選択肢に得点を配分し、設問ごとに平均値を算出しています。

満足度	重要度	得点配分
満足している	とても重要である	5
やや満足している	まあ重要である	4
どちらともいえない	どちらともいえない	3
やや不満である	あまり重要でない	2
不満である	全く重要でない	1

$$\text{満足度平均値} = \frac{\text{「満足」} \times 5 + \text{「やや満足」} \times 4 + \text{「どちらともいえない」} \times 3 + \text{「やや不満」} \times 2 + \text{「不満」}}{\text{「無回答」を除く有効回答者数}}$$



## **第3章 香川県がめざす環境の将来像と 計画の基本目標**

---

### **1 環境の将来像と基本目標**

## 第3章 香川県がめざす環境の将来像と計画の 基本目標

### 1 環境の将来像と基本目標

本県には、瀬戸内海をはじめ、里地・里山など、人が関わることにより育まれてきた豊かで美しい自然があり、これらを守り、より質の高いものとして将来の世代に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが環境保全活動に積極的に取り組む必要があることから、「環境の将来像」を次のとおりとします。

【環境の将来像】

**県民みんなでつくる 人と自然が共生する豊かで美しい香川**

また、環境基本計画では、香川県がめざす環境の将来像の実現に向けた環境の保全に関する施策を展開するため、次のとおり環境分野ごとの基本目標を設定し、具体的な施策の展開を図っていきます。

【基本目標】

- I 環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりの推進
- II 地域から取り組む地球環境の保全
- III 環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成
- IV 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進
- V 安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全

## **第4章 環境の保全に関する施策展開 の方向**

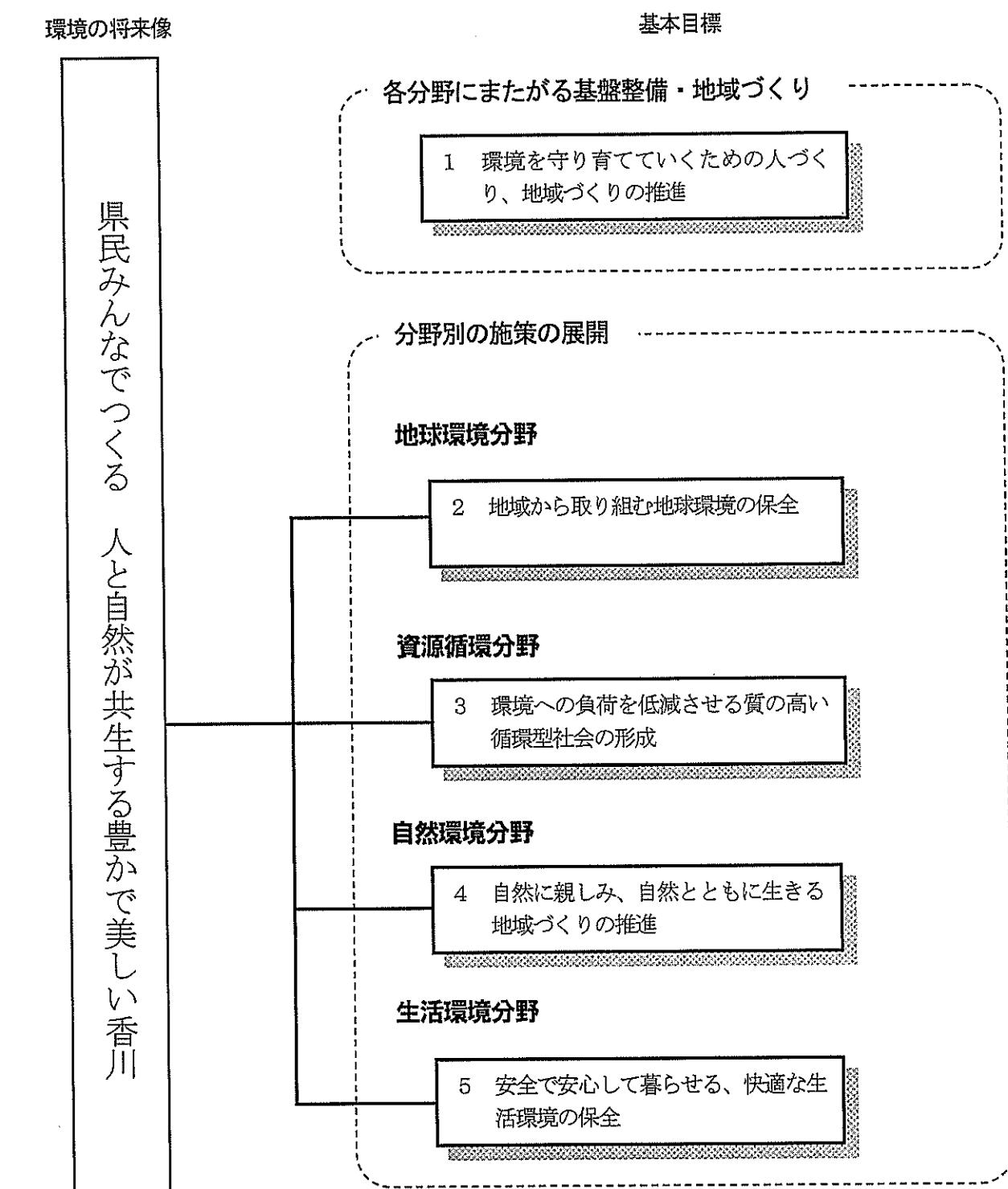
---

- 1 環境の保全に関する施策の体系**
- 2 施策の展開**

## 第4章 環境の保全に関する施策展開の方向

### 1 環境の保全に関する施策の体系

環境の将来像を実現するため、4つの環境分野とそれぞれに共通する分野ごとに基本目標を設定し、施策展開の方向を示します。



## 施策区分

### ■各分野にまたがる基盤整備・地域づくり

1-1 環境教育・環境学習の充実	1-1-1 環境教育・環境学習の基盤整備 1-1-2 学校における環境教育の推進 1-1-3 幅広い場における環境学習の推進
------------------	--

1-2 里海づくりの推進	1-2-1 里海づくりの普及拡大 1-2-2 里海・里山の保全と持続的活用
--------------	--

1-3 多様な主体による環境保全活動の促進	1-3-1 県民・事業者・民間団体の自主的取組みの促進 1-3-2 各主体との連携・協働による取組みの推進
-----------------------	--

### ■地球環境分野

2-1 地球温暖化対策の推進	2-1-1 省エネルギー行動の拡大 2-1-2 再生可能エネルギーの導入促進 2-1-3 低炭素型まちづくりの推進 2-1-4 森林整備と都市緑化の推進 2-1-5 CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス対策の推進
----------------	---

### ■資源循環分野

3-1 循環型社会づくりの推進	3-1-1 2R(リデュース、リユース)の推進 3-1-2 リサイクルの推進
-----------------	---

3-2 廃棄物の適正処理の推進	3-2-1 廃棄物の適正処理の推進
-----------------	-------------------

3-3 水循環の促進	3-3-1 水の循環利用等の促進 3-3-2 節水の意識の高揚とその促進
------------	---

### ■自然環境分野

4-1 生物多様性の保全	4-1-1 各主体の連携による取組みの推進 4-1-2 希少野生生物の保護 4-1-3 野生鳥獣の保護管理
--------------	---

4-2 有害鳥獣対策と外来種対策の推進	4-2-1 有害鳥獣対策の拡充 4-2-2 特定外来生物の防除 4-2-3 外来種対策の推進と普及啓発
---------------------	---

4-3 農地等の保全と持続的活用	4-3-1 農地等の保全と持続的活用
------------------	--------------------

### ■生活環境分野

5-1 大気環境の保全	5-1-1 監視の実施及び県民への情報提供 5-1-2 大気汚染物質の発生源対策の推進
-------------	--

5-2 水環境、土壤・地盤環境の保全	5-2-1 監視の実施及び県民への情報提供 5-2-2 水質汚濁発生源対策の推進 5-2-3 水環境の保全対策の推進 5-2-4 土壤・地盤環境の保全対策の推進
--------------------	---

5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進	5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進 5-3-2 化学物質対策などの推進
--------------------------	--

5-4 うるおいのある快適な地域づくり	5-4-1 景観、自然に配慮した快適空間の充実 5-4-2 歴史的・文化的環境の保全と活用 5-4-3 適正な土地利用の調整
---------------------	--

## 2 施策の展開

第4章では、環境の現状と課題、施策の方向等を示しています。また、施策の進捗状況や環境の現状を定量的に把握・評価するため、80項目の環境指標を設定しています。

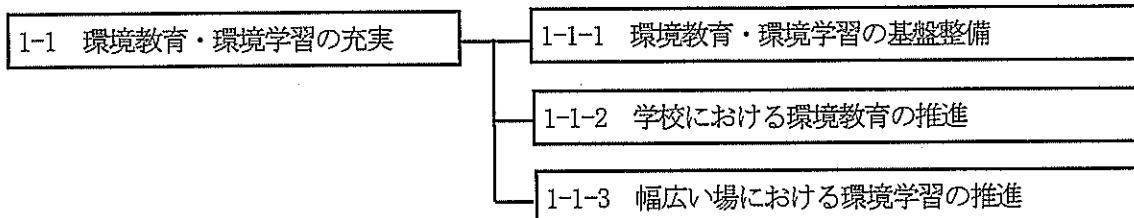
### 第1節 環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりの推進

#### 1-1 環境教育・環境学習の充実

##### 現状と課題

- 国では、平成23年度に、国連「持続可能な開発のための教育の10年（国連ESDの10年）」の動きを踏まえ、改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を公布し、地方公共団体の環境教育等の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとともに、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働の重要性を明記しています。
- 県では、環境キャラバン隊の派遣や夏休みを利用した親子向けの講座等に加え、様々な授業で活用できる教材である「さぬきっ子環境スタディ」を平成24年度から開発し、現在多くの小・中学校で活用されています。
- しかし、県政世論調査の結果では、「環境学習に関する行政の取組み」について、6割以上の方が重要と考えていますが、満足している人は2割以下にとどまっています。
- 環境教育・環境学習等の人づくりは、環境に関する様々な取組みの基本となるものであり、環境教育・環境学習を更に充実させることが重要な課題となっています。
- 環境教育・環境学習に取り組む人づくり、場づくりの推進に取り組むため、学校における環境教育の充実、学校以外の幅広い場において子どもから大人まで環境学習機会の充実を図っていく必要があります。

##### 施策の体系



##### 施策の方向

###### 1-1-1 環境教育・環境学習の基盤整備

###### ア) 環境教育・環境学習による人づくりと機会の提供

- 環境教育は環境に関する様々な取組みの基本となるものであり、県民の環境問題に対する意識を高め、環境保全活動に自動的に取り組むことのできる人づくりを進めるため、学校、家庭、職場、地域などの様々な場において子どもから大人まで県民みんなが環境学習ができる機会を充実させます。

#### イ) 様々な主体による環境学習ネットワークの構築

- 環境教育・環境学習をより発展的、効果的に展開するため、民間団体、企業、学校、行政等の各主体がそれぞれの得意分野を生かしながら、連携・協働して活動を展開できるよう、団体交流会の開催等をはじめ相互交流や情報提供が可能になるような場を提供するなどして、ネットワーク化を進めます。

#### ウ) 指導者育成と人材の活用

- 環境教育・環境学習の担い手となる指導者の指導技術の向上と指導者数の増加を図るため、人材育成講座や研修会を充実させ、学習者側のニーズに応じて、指導者の能力を発揮できるような場を整備していきます。

#### エ) 環境学習プログラム等の開発

- 環境教育・環境学習を体系的、効果的に行うため、香川の身近な環境を生かした環境学習プログラムや教材の研究開発を行います。

#### オ) 環境教育・環境学習に関する情報の効果的な提供

- 県民の環境への関心を高め環境学習に参加しやすい雰囲気を作るため、各団体の活動の情報を集約し、ホームページの充実などにより効果的な情報発信を行います。

### 1-1-2 学校における環境教育の推進

#### ア) 環境教育・教員研修の実施

- 各教科や総合的な学習の時間などにおいて環境教育を行い、児童生徒の環境に対する意識を高め、主体的な行動を促すとともに、各学校の実情に応じた環境教育や学習活動が取り組めるよう、教育関係機関と連携した環境教育の充実を図ります。また、これら児童生徒の指導的立場にある教職員に対する研修の充実を図ります。

#### イ) 児童生徒による自発的な環境保全活動の推進

- 節電、節水、ごみの分別、リサイクルなど資源の有効活用に積極的に取り組む教育活動の推進を通して、環境を大切にし、より良い環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動をとることができる児童生徒を育てます。

#### ウ) 環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」の充実

- 学校における環境教育を充実させるため、環境学習プログラム・教材開発研究会において香川県の特性やデータを活用して開発・作成した県独自の環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」に新たなテーマを加えるなどより充実させ、一層の活用を図ります。

#### エ) 教員に対する環境データ、環境学習教材の提供

- 教員が環境教育を行う上で、環境に関する正確な情報・データや環境学習教材を容易に入手できるように、ホームページ等を活用した情報共有システムを構築します。

### 1-1-3 幅広い場における環境学習の推進

#### ア) 家庭・職場・地域における環境学習の推進

- 家庭、職場、地域等のあらゆる場において環境について学ぶ機会を提供するため、環境学習プログラムや出前講座などの各活動を充実させ、県民が身近な場所で気軽に環境学習を行えるよう努めます。

#### イ) 子どもから大人まで幅広い世代における環境学習の充実

- 日常生活から環境に対する取組みのできる人づくりのため、子どもから大人までそれぞれのニーズに応じた環境学習の機会を提供することで、県民参加の促進を図ります。
- 環境の様々な分野で新たな人材育成の取組みを始めます。
  - ・「かがわ里海大学」(仮称)
  - ・「みどりの生涯学習制度」(仮称)
  - ・「かがわナチュラルリサーチャー養成塾」(仮称)

## 関連計画

### ○香川県教育基本計画 (教育の振興のための施策に関する基本的な計画)

## 環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
環境学習応援団団体数	団体	34	50
「さぬきっ子環境スタディ」の小中学校での活用率	%	小 86 中 68.9 (H25)	100
環境教育・環境学習参加者数	人	22,523	25,000

※環境教育・環境学習参加者数には、環境キャラバン隊事業など小中学校や地域で行われる出前講座のほか、県の施設等を利用した体験学習・施設見学事業、森林ボランティア団体等が実施する森林体験学習事業への参加者数の合計。

## 各主体の取組方向

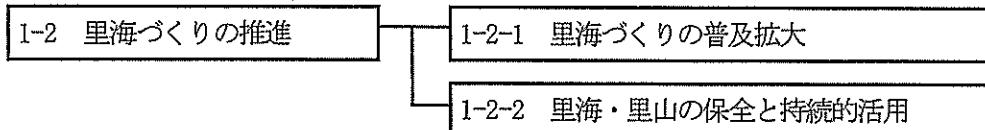
	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然とのふれあいや日常生活を通して、豊かな感受性と環境を守り大切にする心を持つ。</li><li>・様々な場で行われる環境教育や学習活動に積極的に参加し、学んだことを家庭や職場などで話し合い、環境に配慮した暮らしを実践する。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者がもつ環境技術や環境保全活動の取組みを、施設見学や講師派遣等を通じて環境教育、環境学習の機会として提供する。</li><li>・従業員に対し環境教育を実施するなど、職場全体の環境意識の高揚を図る。</li></ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域性、専門性を生かした環境学習のイベントなどを企画・実行し、啓発活動を実施する。</li><li>・行政や事業者など各主体と連携・協働して、環境教育・環境学習を実施する。</li></ul>

## 1-2 里海づくりの推進

### 現状と課題

- 濑戸内海は、瀬戸内海環境保全特別措置法による水質総量規制などの施策が講じられた結果、水質については一定の改善がみられるものの、赤潮の発生やノリの色落ち、人と海の関わりの希薄化、海ごみの問題など、依然として多くの課題を抱えています。
- こうした中、県では、平成25年4月に「かがわ『里海』づくり協議会」を設立するとともに、同年9月にビジョンを策定し、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指して、海だけでなく海につながる山・川・里（まち）を一体的に捉えて保全・活用していく里海づくりの取組みを始めています。
- これまで、協議会等の設置、ビジョンの策定、里海体験の活動拠点づくりなど里海づくりを支える基盤整備に取り組むとともに、海ごみや里山再生に関する調査等を実施し、内陸部の市町も参画する香川県方式の海底堆積ごみ回収・処理システムの構築や竹林資源の安定供給体制の整備など、具体的な課題解決に向けた取組みを進めています。
- 今後、重点的な課題解決とともに、里海づくりを牽引する人材の育成やネットワーク化、プロモーション等を充実させ、県民や多様な主体による里海づくりをさらに広げていくことが必要です。

### 施策の体系



### 施策の方向

#### 1-2-1 里海づくりの普及拡大

##### ア) 人材の育成

- 里海づくりを牽引する人材を育成するため、平成28年春に「かがわ里海大学（仮称）」を開校します。

##### イ) ネットワーク化の促進

- 地域や分野といった既存の枠を越えて、多様な人や団体等が「里海づくり」をキーワードに交流・連携・協働できる場づくりやマッチングにより、ネットワーク化を進めます。

##### ウ) プロモーションの充実

- マスメディア等を活用した情報発信や体験機会の提供により、「かがわ『里海』づくりビジョン」に示す理念の共有や意識の醸成を図ります。
- 聞き書きプロジェクトなど様々な取組みを通して映像などを収集しアーカイブ化するとともに、プロモーションでの活用を図ります。
- 様々な機会を捉え、里海づくりの取組みを香川から瀬戸内海全域へ、そして国内外へ発信していきます。

##### エ) 参加しやすい仕組みづくり

- ワンストップ窓口の設置や県民参加型の環境モニタリングの実施など、県民や多様な主体が参加しやすい仕組みづくりを進めます。

## 1-2-2 里海・里山の保全と持続的活用

### ア) 濑戸内海の環境の保全に関する香川県計画の推進

- 濑戸内海の環境の保全に関する香川県計画に基づき、沿岸域の環境の保全・再生・創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保に努めます。

### イ) 海ごみ対策の推進

- 香川県方式の海底堆積ごみ回収・処理システムや県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」など海域・陸域一体となった海ごみ対策を、県民や多様な主体が連携・協働しながら総合的に推進します。
- 海ごみの効率的な回収・処理を図るため、海ごみが漂着しやすい離島の海岸などを最重点区域として指定するとともに、特に地理的・人的要因などから海岸漂着物等の回収・処理が困難な離島については、里海ツアーや定期的回収・処理する仕組みづくりを進めます。

### ウ) 生育環境の整備

- 良好的な漁場環境を保全するため、生物史に対応した効率的な藻場造成事業を計画的に推進するとともに、環境改善のための海底耕うん、底質改良などに取り組みます。

### エ) 漁場環境の監視

- 県漁連や漁協等関係機関と連携して漁場環境の監視に努めます。

### オ) 里山の保全と持続的活用の推進

- 広葉樹林や竹林の整備を推進するとともに、木質バイオマスの利用促進など里山の保全から里山資源の利活用までの総合的な取組みを進めます。

### カ) 鳥獣被害対策の推進

- 県内の海面・内水面において漁業被害が深刻化しているカワウについて、県内の状況を把握するとともに、市町や漁協等が行う有害鳥獣捕獲対策への支援など、被害防除対策事業を推進します。

### キ) データに基づく順応的管理

- 各種取組みにあたっては、データに基づく検証と評価によって必要な見直しを行なながら進めます。また、専門的な調査・研究を進めるとともに、広く県民が参加できるように、容易に取り組める環境モニタリング手法の導入や、調査結果及び評価内容の公開などに努めます。

## 関連計画

### ○ 濑戸内海の環境の保全に関する香川県計画

(瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策を定めた計画)

### ○ 香川県海岸漂着物対策等推進計画

(海ごみ対策を総合的かつ効果的に推進する計画)

### ○ 香川県水産業基本計画

(水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)

### ○ 香川県漁港漁場整備長期計画

(漁港機能の拠点化など水産基盤の計画的な整備計画)

## 環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
かがわ里海大学（仮称）修了者数	人	0	900
水生生物及び海ごみ調査の参加者数	人	912	1,000
県内一斉海ごみクリーン作戦参加者数	百人	576	605
海底ごみ回収活動実施か所数	か所	24	30
藻場造成面積（累計）	ha	119	131
放置竹林対策実施面積（H28～32年度の累計）	ha	0	100

## 各主体の取組方向

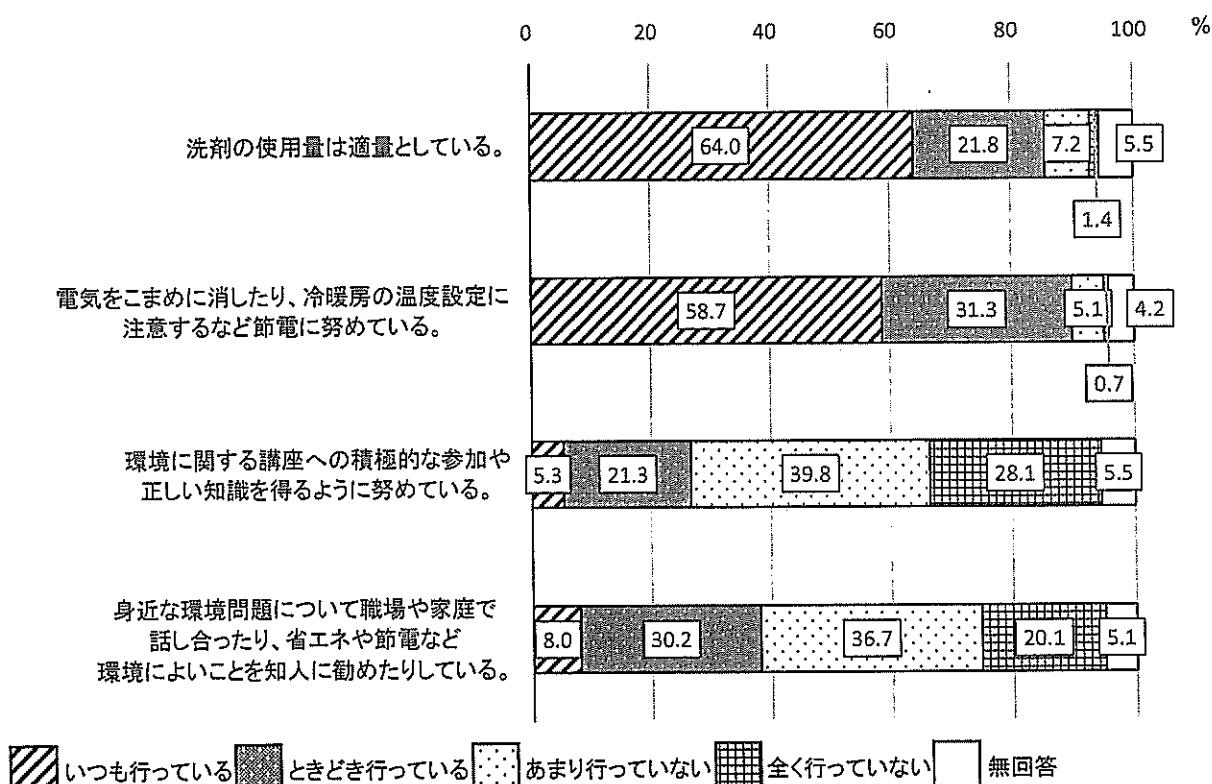
	わたしたちにできること
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の里海・里山の良さを再認識し、里海・里山の保全活動や活用に積極的に取り組む。</li> <li>水産物などの里海資源や木炭、薪、竹、広葉樹材などの里山資源の地産地消に努める。</li> <li>里海・里山の保全に取り組む事業者や団体等の活動を応援する。</li> <li>森林所有者として森林の整備・保全に努める。</li> <li>森林所有者として、ボランティア団体が行う活動に同意し、里山の保全活動の実施に協力する。</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で行われる里海・里山の保全活動に積極的に参加する。</li> <li>水産物などの里海資源の持続的な利用の確保に努める。</li> <li>木炭、薪、竹、広葉樹材などの里山資源を積極的に使う。</li> <li>里海・里山の保全・活用が重要であることをPRする。</li> </ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>里海・里山の保全・活用につながる活動を自ら実施するとともに、参加を地域住民などに呼びかける。</li> <li>里海・里山保全の重要性とともに、水産物などの里海資源や木炭、薪、竹、広葉樹材などの里山資源の利用についてPRする。</li> </ul>

## 1-3 多様な主体による環境保全活動の促進

### 現状と課題

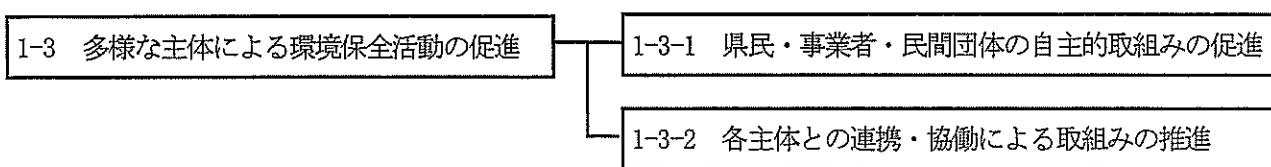
- 県政世論調査では、県民の環境に配慮した行動として、「洗剤の使用量は適量としている」、「電気をこまめに消したり、冷暖房の温度設定に注意する」など、生活規則として日常に定着し、経済的負担の軽減につながるものは、取組み率が高くなっています。しかし、「環境に関する講座への参加や正しい知識を得るよう努めている」「身近な環境問題について職場や家庭で話し合ったり、省エネや節電など環境によいことを知人に勧めたりしている」などの行動の取組み率が低くなっています。
- 事業者においては、環境マネジメントシステムの導入や地域の環境美化活動への参加など、企業の社会的責任に基づく環境活動が進んでいますが、このような取組みが広まるためには、環境に配慮した行動が、経済的、社会的に評価されることが重要です。また、開発行為など事業活動が環境に与える影響は大きいため、環境影響評価制度の適切な運用等により、環境への負荷を低減する事業者の取組みを促進する必要があります。
- 今日の環境問題には、県民、事業者、民間団体など地域社会を構成するすべての主体がそれぞれの責務や役割のもとで、日常生活や事業活動において、相互に連携・協働しながら環境保全に取り組むことが重要です。
- そのためには、県民が必要とする情報を、迅速かつ的確に、いつでも、だれにでもわかりやすく提供することが必要です。

図 1-1 環境に配慮した日常生活の行動について



資料：平成 26 年度香川県県政世論調査

## 施策の体系



## 施策の方向

### 1-3-1 県民・事業者・民間団体の自主的取組みの促進

#### ア) 県民・民間団体の環境配慮行動の促進

- 県民の環境配慮行動を促進するため、省エネエネルギーの取組みやごみの削減、買い物袋持参やリサイクル商品の購入、地産地消商品の購入など日常生活における環境配慮の具体的な取組みについて普及啓発を図るとともに、環境美化運動や緑化運動など、環境保全活動への参加や環境にやさしいライフスタイルへの転換を呼びかけます。
- エコマークや統一省エネラベルなどの県民への周知を図り、環境に配慮した消費行動が経済活動に結びつくよう努めます。

#### イ) 環境に配慮した事業活動の促進

- 事業活動における自主的な環境配慮の取組みを促進するため、エコアクション21など事業者の形態にあった環境マネジメントシステムの普及を図ります。
- 事業活動における自主的な環境配慮の取組みを促進するため、先進的、模範的な環境負荷低減の取組みを行っている事業者や環境に配慮した製品を認定し、PRなどの支援を行います。
- 廃棄物の再資源化やエネルギー利用の効率化など、環境の保全に資する技術開発に取り組む企業等の活動を促進します。
- 開発事業による環境への影響を回避、低減するため、環境影響評価法や香川県環境影響評価条例に基づき、一定規模以上の開発事業に対する環境影響評価手続きの適正な運用を図ります。
- 環境影響評価制度の対象とならない中小規模の開発事業の実施に際し、事業者による環境配慮が適切になされるよう、計画段階から実施段階に至るまで、それぞれに対応した環境に配慮すべき事項を明示した環境配慮指針の普及に努めます。
- 中小企業者の事業活動により生じる公害の防止やエネルギーの有効利用など、環境負荷の低減を図るための施設の整備に対して、事業者の負担軽減を図る環境保全施設整備融資制度の利用を促進し、環境に配慮した事業活動を促進します。

#### ウ) 県みずから取り組む環境配慮行動の推進

- 「かがわエコオフィス計画」に基づき、省資源・省エネルギー、用紙使用量や廃棄物の減量化、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）、環境への負荷をできるだけ低減したイベント（エコイベント）の開催など、県自らが率先して環境に配慮した活動を行います。
- 施設や設備の省エネ化を推進するため、県有施設の省エネ診断を実施し、計画的な省エネ改修やLED化に取り組むとともに、さぬきこどもの国へ導入しているESCO事業の検証を進めます。また、施設の改修時期等に合わせて空調設備や照明設備等の省エネ化を図るとともに、県有施設への太陽光発電の導入を進めます。さらに、公用車については、ハイブリッド自動車や小型車種など環境にやさしい自動車へ計画的に転換します。

- 施設や設備の運用改善を図るため、施設や設備に導入している管理標準（運用マニュアル）の運用方法の見直しを行うとともに、電力の使用状況を知らせるデマンド監視装置を積極的に活用します。
- ヒートアイランド現象の緩和を図るため、庁舎等の敷地への植栽や屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）など、県有施設の緑化によって庁舎の断熱効果を高めることにより、室内温度の上昇を抑え、節電や省エネを推進します。
- 職員は、事務事業における省エネの取組みとして、空調設備の温度管理の徹底や不要な照明の消灯、クールビズ、ウォームビズに努めるなど、環境に配慮した行動を率先して行います。

### 1-3-2 各主体との連携・協働による取組みの推進

#### ア) 各主体間の協働の取組みの促進

- 県民、民間団体、事業者などの各主体が、自主的かつ積極的に環境問題についての理解を深め、環境保全活動を実践できるよう、それぞれの立場や役割に応じた支援や情報提供に取り組みます。
- イ) 環境保全活動に関する情報の効果的な提供
  - 香川の環境の現状や県の取組みについて、ホームページ「香川の環境」、メールマガジン等による適切な情報提供を図るほか、県の環境の現況や環境保全に関する施策の取組み状況を環境白書にまとめて公表します。
  - 県民、民間団体、事業者、行政等の各主体による協働の取組みを推進するため、必要な情報の提供に努め、情報の相互活用を促進します。

#### 環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
買い物袋持参率	%	36.6	40
環境に配慮した事業所の認定件数（累計）	件	16	20
環境に配慮した製品の認定件数（累計）	件	45	54

#### 各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ「香川の環境」や広報誌など、環境に関する情報を積極的に活用する。</li> <li>・日常生活において、環境に配慮した行動を実施する。</li> <li>・地域での環境保全活動に参加する。</li> <li>・環境配慮や環境保全に積極的に取り組む事業者を評価し、事業者が提供する商品やサービスを優先的に選択し購入する。</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する取組み状況などをホームページ等で公開する。</li> <li>・地域住民や民間団体、行政機関に環境保全活動を呼びかけたり、地域での環境保全活動に参加する。</li> <li>・環境配慮型商品やサービスを提供する。</li> <li>・環境マネジメントシステムの導入など環境配慮型経営を実施する。</li> <li>・開発事業による環境への影響をできるだけ回避または低減されるよう、事業計画の見直しや環境保全措置を実施する。</li> </ul>

民間団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域での環境保全活動に参加するほか、活動を企画し、実行する。</li><li>・ 環境配慮や環境保全に役立つ情報を提供する。</li></ul>
------	--

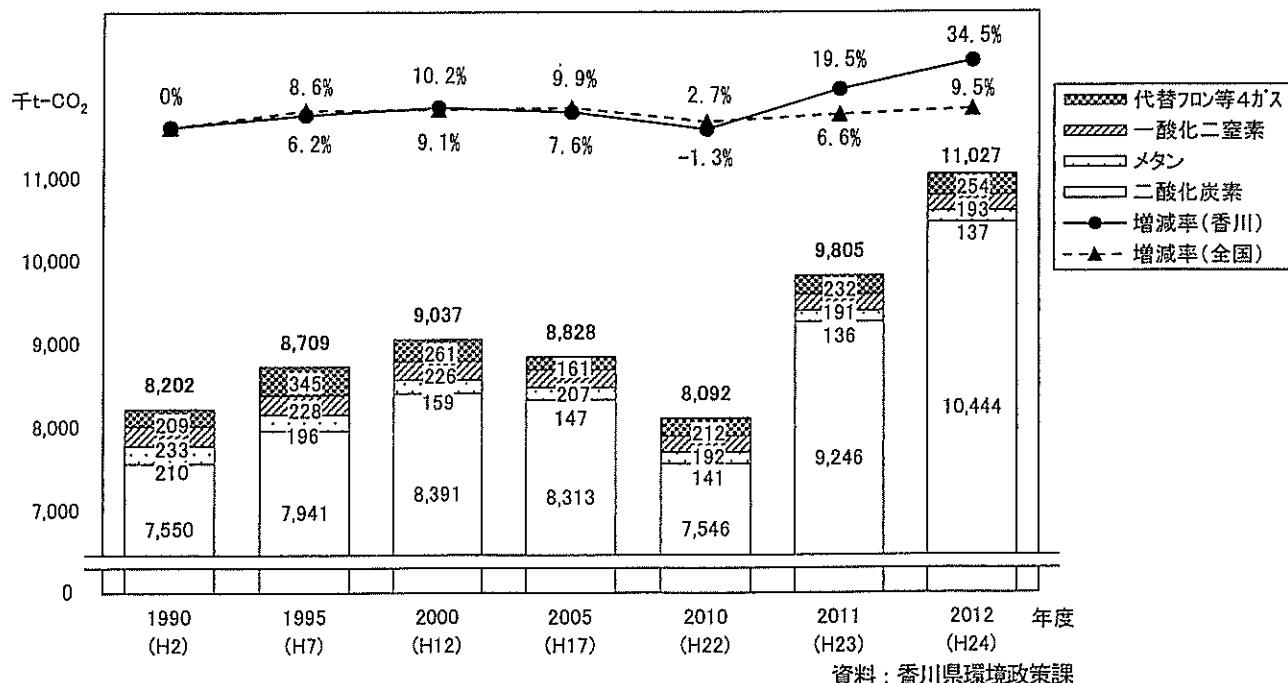
## 第2節 地域から取り組む地球環境の保全

### 2-1 地球温暖化対策の推進

#### 現状と課題

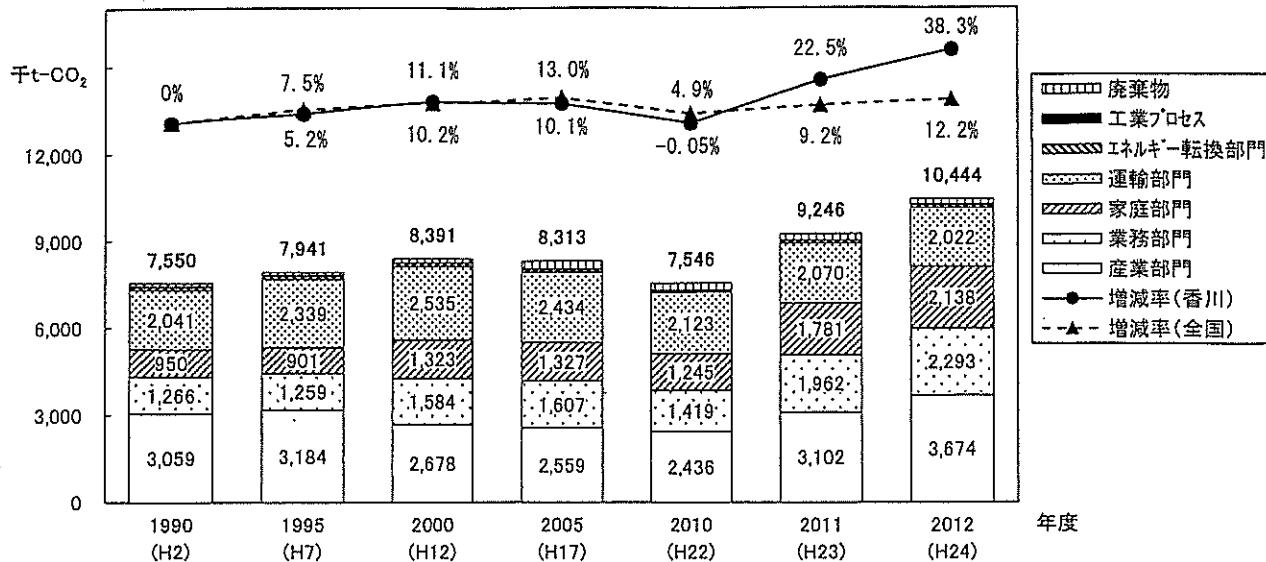
- 平成24（2012）年度の県内の温室効果ガス排出量は11,027千トン（CO<sub>2</sub>換算）で、平成2（1990）年度より34.5%、平成17（2005）年度より24.9%、前年度より12.5%増加しています。
- そのうち、94.7%を占める二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という。）の排出量を部門別にみると、産業部門3,674千トン（構成比35.2%）、業務部門2,293千トン（同22.0%）、家庭部門2,138千トン（同20.5%）、運輸部門2,022千トン（同19.4%）等であり、大半はエネルギーを消費することに伴い発生するCO<sub>2</sub>（エネルギー起源CO<sub>2</sub>）となっています。
- エネルギー消費量は、近年減少傾向にある一方で、火力発電の増加に伴う電力の排出係数の悪化による影響を大きく受け、温室効果ガス排出量は増加しています。
- 国は、平成27（2015）年11月末から開催されるCOP21における新たな国際枠組に関する合意に向け、平成42（2030）年度の温室効果ガスの排出量を平成25（2013）年度比で26%減とする削減目標を、平成27（2015）年7月に国連気候変動枠組条約事務局に提出しています。
- 地球環境の保全に地域から取り組むために、本県では省エネルギーの取組みをより一層進めるとともに、再生可能エネルギーの導入促進を図る必要があります。
- また、CO<sub>2</sub>の吸収源である森林整備等を確実に実施していく必要があります。

図2-1 温室効果ガス排出量の推移（温室効果ガスの種類別）



※ 平成24（2012）年度の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量は、都道府県別エネルギー消費統計（経済産業省）の平成24年度（暫定値）等により算定しています。

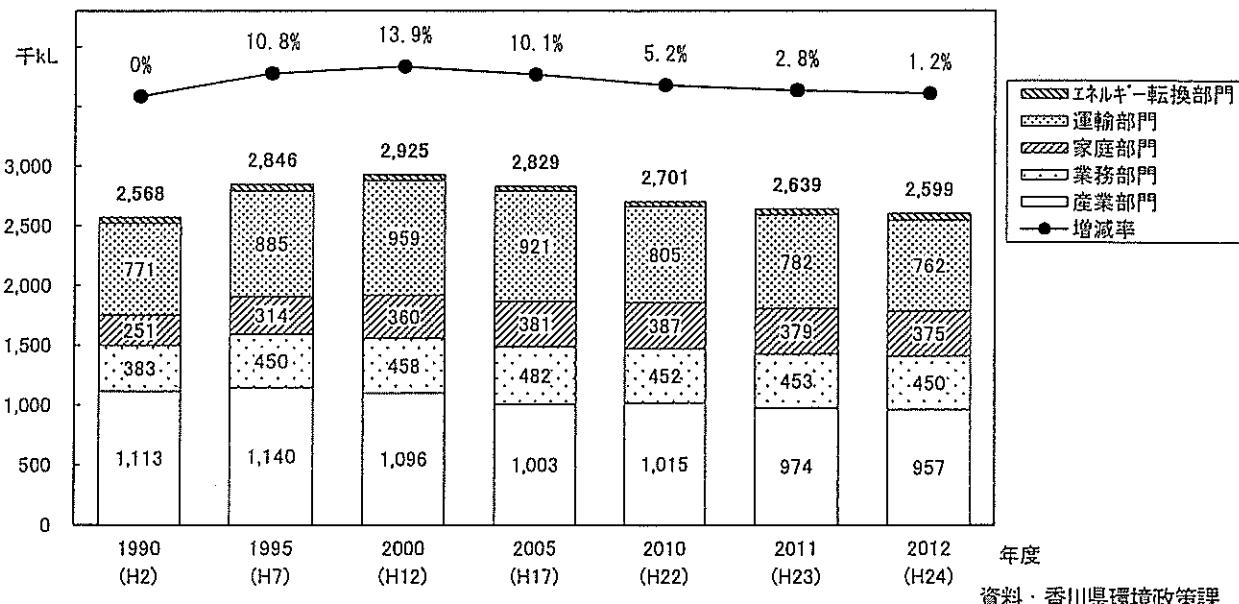
図2-2 CO<sub>2</sub>排出量の推移（部門別）



※ 産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の内訳

資料：香川県環境政策課

図2-3 エネルギー消費量（原油換算値）の推移（部門別）



資料：香川県環境政策課

図2-4 温室効果ガス排出量の内訳

(温室効果ガスの種類別)

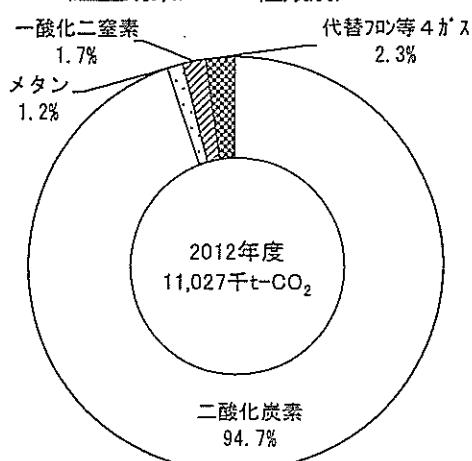
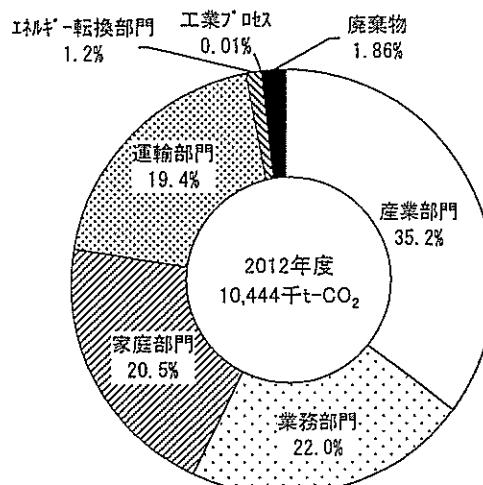
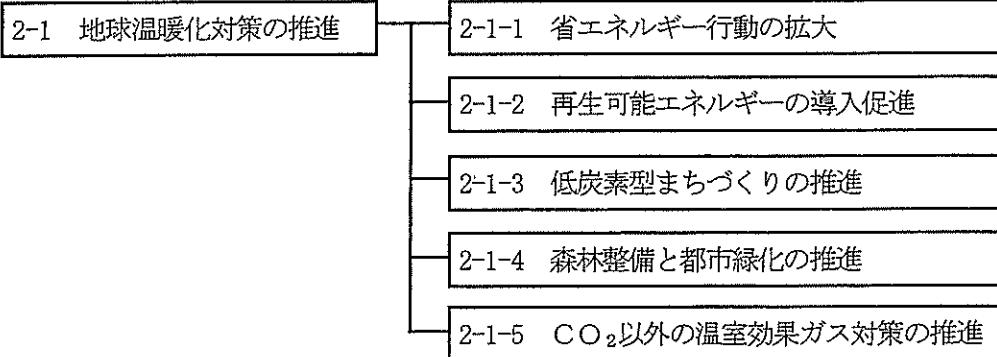


図2-5 CO<sub>2</sub>排出量の内訳（部門別）



資料：香川県環境政策課

## 施策の体系



## 施策の方向

### 2-1-1 省エネルギー行動の拡大

#### ア) 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの推進

- クールビズ・ウォームビズなど日常生活や事業活動の中での省エネルギー行動に関する普及啓発のほか、学校や地域における環境教育・環境学習を推進するとともに、移動についてパーカンンドライド等による公共交通機関等の利用やエコドライブの普及を促進するなど、省エネルギーの取組みを推進します。
- 家庭や事業所の省エネ・節電の取組みの効果を「見える化」する専用サイト「かがわ省エネ節電所」の普及を促進するとともに、暑くなる夏に、涼しい場所や一つの部屋に皆で集まることで、家庭でのエアコンの使用を減らし、節電を図るクールシェアを推進します。
- 家庭や事業所など県民が総ぐるみで省エネルギー行動を推進するため、市町や香川県地球温暖化防止活動推進センターなど関係機関と連携して県民運動を展開します。
- 香川県生活環境の保全に関する条例に基づく地球温暖化対策計画制度の運用・拡充を図るなど、事業活動における省エネルギー行動を促進します。また、省エネルギー手法や事業者の取組みについて、講座を開催するなど情報提供を行います。

#### イ) 省エネ型設備・機器等の導入促進

- 省エネ家電や高効率給湯器など省エネ型設備・機器について、行政、事業者、関係団体が連携した普及活動により導入を促進するとともに、断熱性能等に優れた省エネ住宅等の普及や省エネリフォームを促進します。
- 店舗や工場、事務所等における省エネ診断等の受診を進め、省エネ型設備・機器の導入や省エネルギー改修、運用改善などによるエネルギーの削減を促進します。また、自動車販売店や関係団体等と協力・連携して、CO<sub>2</sub>排出量の少ない電気自動車やハイブリッド自動車などの普及を図るとともに、充電設備等のインフラ整備を促進します。

### 2-1-2 再生可能エネルギーの導入促進

#### ア) 太陽光発電の導入促進

- 住宅用太陽光発電設備については、設置費用への助成を継続するほか、普及啓発や情報提供により導入を促進します。
- 事業所における太陽光発電設備については、設置費用や回収期間等の情報提供により導入を促進するほか、設置事業者等に対して関係法令に基づく手続をワンストップサービスで支援します。また、県有施設の新築・改築の機会を捉えて太陽光発電設備の導入を図ります。

#### イ) エネルギー源の多様化等の促進

- 太陽光発電以外の再生可能エネルギー等については、経済性、技術開発の動向等を踏まえ、水素など多様なエネルギーの導入を検討します。また、市町等との情報交換等により、県内の再生可能エネルギーに関する情報の集約を図るとともに、本県における再生可能エネルギーの導入状況などについて総合的な情報提供を行います。
- 企業が県内に工場建設する際の助成制度の活用などにより、エネルギー関連企業の県内への工場進出を促進します。また、先進的な知見を有する大学や公設試験研究機関の研究者等と県内企業との連携を強化し、エネルギー関連産業への県内企業の進出を促進します。

### 2-1-3 低炭素型まちづくりの推進

#### ア) 集約型のまちづくりの推進

- 移動に徒歩や自転車、公共交通機関が利用できる集約型のまちづくりの実現に向け、適正な規制・誘導を行うとともに、中心市街地の活性化を図ります。

#### イ) 交通環境の整備の推進

- 公共交通機関への利用転換が図られるよう、生活に必要な路線の維持・確保や、公共交通機関の利便性の向上に努めるとともに、徒歩・自転車移動を促進するため、安全で快適な交通環境の整備を行います。
- 渋滞等によるCO<sub>2</sub>を削減するため、右折車線の確保などの交差点改良の整備とともに、信号制御システムの高度化を推進し、交通流の分散・円滑化を図ります。

### 2-1-4 森林整備と都市緑化の推進

#### ア) 森林整備の推進

- 森林によるCO<sub>2</sub>吸收源対策を進めるため、間伐などの森林整備や保安林などの適切な管理・保全を行うほか、利用期を迎えた森林では、間伐材を搬出し、県産木材としての利用を促進します。また、全国育樹祭の開催を契機に、県民参加の森づくりをさらに推進します。

#### イ) 都市緑化の推進

- 都市公園の整備を支援するとともに、港湾緑地を整備するなど、地域の緑化を推進します。また、住宅や事業所等において緑のカーテンなど建物緑化の取組みを促進します。

### 2-1-5 CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス対策の推進

- フロン排出抑制法に基づき、代替フロンを含めたフロン類を使用する機器の管理者に対し、適切な機器の管理を行うよう周知します。また、機器の整備・廃棄等に当たっては、適切な充填・回収及び破壊処理が行われるよう周知を行うほか、充填回収業者等への指導を的確に行います。このほか、県内の大気環境中のフロンガス濃度の実態を把握するため、モニタリング調査を実施します。

#### 関連計画

- 香川県地球温暖化対策推進計画  
(地域の自然的・社会的条件に応じて、地域レベルで地球温暖化対策を総合的に推進する計画)

## 環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
温室効果ガス排出量	千t-CO <sub>2</sub>	11,027 (H24)	9,682
エネルギー消費量	千kWh	2,599 (H24)	2,479
かがわ省エネ節電所の登録件数（累計）	世帯 事業所	1,388 世帯 333 事業所	4,500 世帯 1,300 事業所
事業所向け省エネルギー講座の受講者数	人	173	200
緑のカーテンコンテスト参加申込件数	件	252	500
住宅用太陽光発電設備設置件数（累計）	件	20,100	30,000
県有施設への太陽光発電設備導入量（累計）	kW	992.5	1,142
主な公共交通機関利用者数	千人	34,629	34,705
森林整備面積（H28～32年度の累計）	ha	843 (H26 単年度)	5,000
県産木材の搬出量	m <sup>3</sup>	4,461	5,000

## 各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	<p><b>【省エネルギー対策】</b></p> <p>■ 省エネルギー行動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコンは、体に負担とならない範囲で、冷房時の室温は28°C、暖房時は20°Cを目安に設定し、必要な時だけ使用する。また、夏は、すだれやよしず、緑のカーテンなどで窓からの日差しを和らげる。</li> <li>・冷蔵庫は、温度を弱めに設定し、扉の開閉時間と保存する食品を最小限にする。</li> <li>・不要な照明は消す。</li> <li>・テレビは、省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。</li> <li>・電気製品を長時間使用しないときは、コンセントからプラグを抜いて待機電力の削減を徹底する。</li> <li>・家族が一つの部屋に集まったり、快適に過ごせる場所に出かけたりすることで、家庭のエアコンや照明の使用量を減らす。</li> <li>・風呂の残り湯の利用や水道の蛇口をこまめに閉めるなど節水を心掛ける。</li> <li>・環境家計簿の利用などによりCO<sub>2</sub>排出量を「見える化」する。</li> <li>・マイバッグ、マイボトルを携帯し、レジ袋やペットボトルの使用を控える。</li> <li>・通勤や買い物の際には公共交通機関や自転車を利用する。</li> <li>・ふんわりアクセサリーやアイドリングストップなどエコドライブを実践する。</li> </ul> <p>■ 省エネ型設備・機器の選択(新規購入時・買い替え時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷蔵庫やテレビ、エアコンなどは省エネタイプのものを選択する。</li> <li>・白熱電球を電球型蛍光灯やLED照明に替える。</li> <li>・電気自動車やハイブリッド自動車などを選択する。</li> <li>・家庭用燃料電池や高効率給湯器を導入する。</li> </ul>

<p>県 民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住宅の省エネルギー化の選択           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の新築や増改築にあわせ、断熱材や複層ガラスの利用など住宅の省エネルギー化を図る。</li> </ul> </li> <li>■ CO<sub>2</sub>削減につながる商品の選択           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物や水産物の商品選択においては、地産地消を心掛ける。</li> </ul> </li> <li>■ 地域で取り組む温暖化防止活動への参加           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カーシェアリングやレンタサイクルの利用、パークアンドライドを活用する。</li> </ul> </li> <li>■ 環境教育・環境学習への参加           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な場で行われる省エネルギーなどに関する環境教育・環境学習に参加する。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【再生可能エネルギー対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再生可能エネルギーの導入           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電システムや太陽熱温水器など、再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【CO<sub>2</sub>吸収対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県民総参加の森づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県植樹祭やどんぐり銀行活動に参加する。</li> <li>・ フォレストマッチング推進事業などに参加する。</li> </ul> </li> <li>■ 県産木材の利用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県産木材、県産木材製品の利用に努める。</li> </ul> </li> <li>■ 建物緑化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庭やベランダ、屋上、壁面などの建物緑化に努める。</li> <li>・ 緑のカーテンを設置する。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【省エネルギー対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業活動における省エネルギー行動の実践           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エアコンなど空調設備の温度は適正管理を行うほか、使用していないエリアの空調は停止する。また、夏は、日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、緑のカーテンなどを活用する。</li> <li>・ 執務エリアの照明ができる範囲で間引きするとともに、使用していないエリアや昼休み時間の完全消灯を心掛ける。</li> <li>・ OA機器は省エネモードを活用するとともに、長時間使用しないときは、主電源を切るなど、節電を徹底する。</li> <li>・ 低層階の場合は階段を利用する、稼働台数を減らしてなるべく一台に乗り合わせるなどの工夫をし、エレベーターの使用を控える。</li> <li>・ 再生された原料を用いた製品など、環境に配慮した事務用機器や備品を購入・使用する。</li> <li>・ 事業活動に必要な原料や材料の調達において、地産地消を心がける。</li> <li>・ 節水型機器や雑用水利用施設の設置などにより節水を徹底する。</li> <li>・ 自動車の使用をできる限り控えるとともにエコドライブを実践する。</li> <li>・ 共同輸配送など環境に配慮した物流システムの構築に努める。</li> <li>・ 環境マネジメントシステムを導入するなど環境配慮型経営を実施する。</li> <li>・ 省エネルギーの担当者を決め、省エネパトロールなどを実施する。</li> </ul> </li> <li>■ 事業活動における省エネ型設備・機器の導入           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ診断を受診する。</li> <li>・ エネルギー効率の高い設備・機器を導入する。</li> <li>・ 白熱電球を電球型蛍光灯やLED照明に替える。</li> </ul> </li> </ul>
<p>事 業 者</p>	

事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>白熱電球を電球型蛍光灯やLED照明に替える。</li> <li>社用車への電気自動車やハイブリッド自動車などの導入に努める。</li> <li>建築物の省エネルギー化を図るとともに、BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入に努める。</li> <li>ESCO事業の導入を検討する。</li> </ul> <p><b>■ 環境教育の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員に対して省エネルギーなどに関する教育を実施するほか、クールビズ・ウォームビズを奨励する。</li> </ul> <p><b>【再生可能エネルギー対策】</b></p> <p><b>■ 再生可能エネルギーの導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システムや太陽熱温水器など、再生可能エネルギーを利用した設備を導入する。</li> </ul> <p><b>【CO<sub>2</sub>吸収対策】</b></p> <p><b>■ 県民総参加の森づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県植樹祭やどんぐり銀行活動に参加する。</li> <li>フォレストマッチング推進事業などに参加する。</li> </ul> <p><b>■ 県産木材の利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県産木材、県産木材製品の利用に努める。</li> </ul> <p><b>■ 建物緑化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庭やベランダ、屋上、壁面などの建物緑化に努める。</li> <li>緑のカーテンを設置する。</li> </ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境美化や緑化運動など率先して環境の保全に取り組むとともに、地域住民に地球温暖化防止の意識を高めるための啓発活動を実施する。</li> </ul>

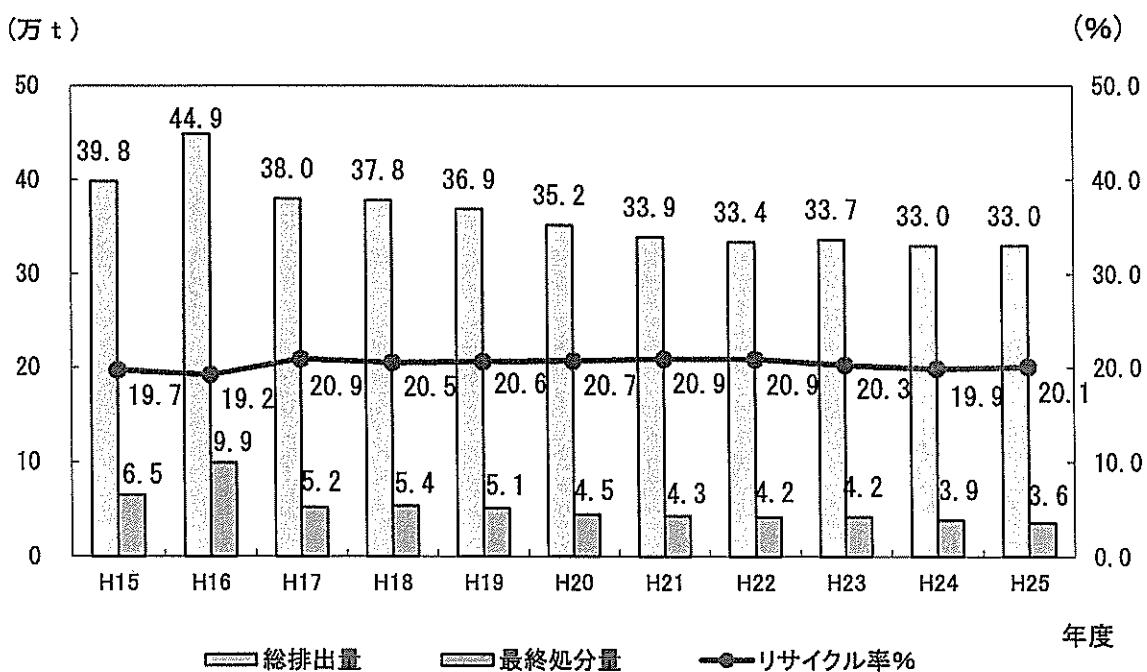
## 第3節 環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成

### 3-1 循環型社会づくりの推進

#### 現状と課題

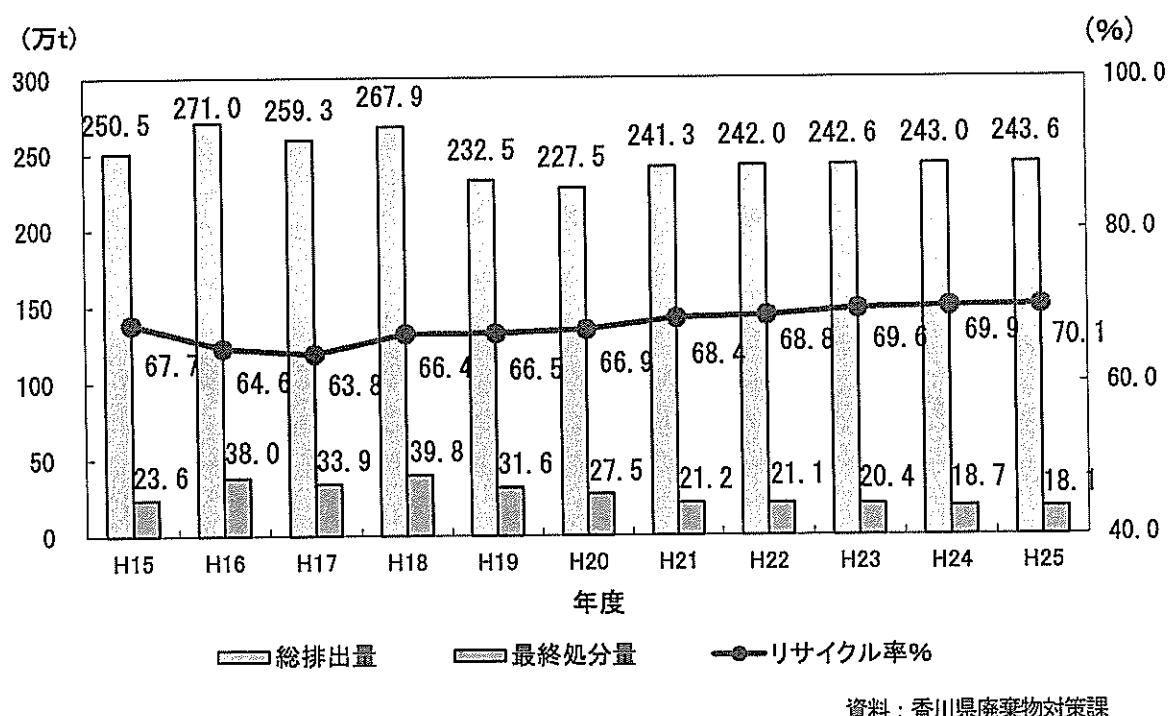
- 環境への負荷をできる限り低減するためには、リサイクルに先立って2R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース））を可能な限り推進することが必要です。
- 県内の廃棄物の総排出量は、一般廃棄物が33.0万トン（平成25年度実績）、産業廃棄物が243.6万トン（同）であり、平成21年度実績（一般廃棄物：33.9万トン、産業廃棄物：241.3万トン）と比較すると、一般廃棄物は減少（0.9万トン減）し、産業廃棄物は増加（2.4万トン増）しています。また、県内のリサイクル率は、一般廃棄物が20.1%（平成25年度実績）、産業廃棄物が70.1%（同）であり、近年は、一般廃棄物は横ばい、産業廃棄物は微増で推移しています。平成21年度実績（一般廃棄物：20.9%、産業廃棄物：68.4%）と比較すると、一般廃棄物は減少（0.8ポイント減）し、産業廃棄物は増加（1.7ポイント増）しています。
- 市町の焼却施設に搬入されるごみのうち、ちゅう芥類（食べ残しなどの食品廃棄物等）や紙・布類が多いことから、県民の意識改革も含め、食品廃棄物の削減やリサイクル可能な紙ごみ等の回収が進むような取組みが必要です。
- 環境産業の創出による地域の活性化をめざす直島町でのエコタウン事業については、引き続き循環型社会のモデル事業として推進する必要があります。

図3-1 一般廃棄物（し尿を除く）の総排出量・リサイクル率・最終処分量の推移（香川県）



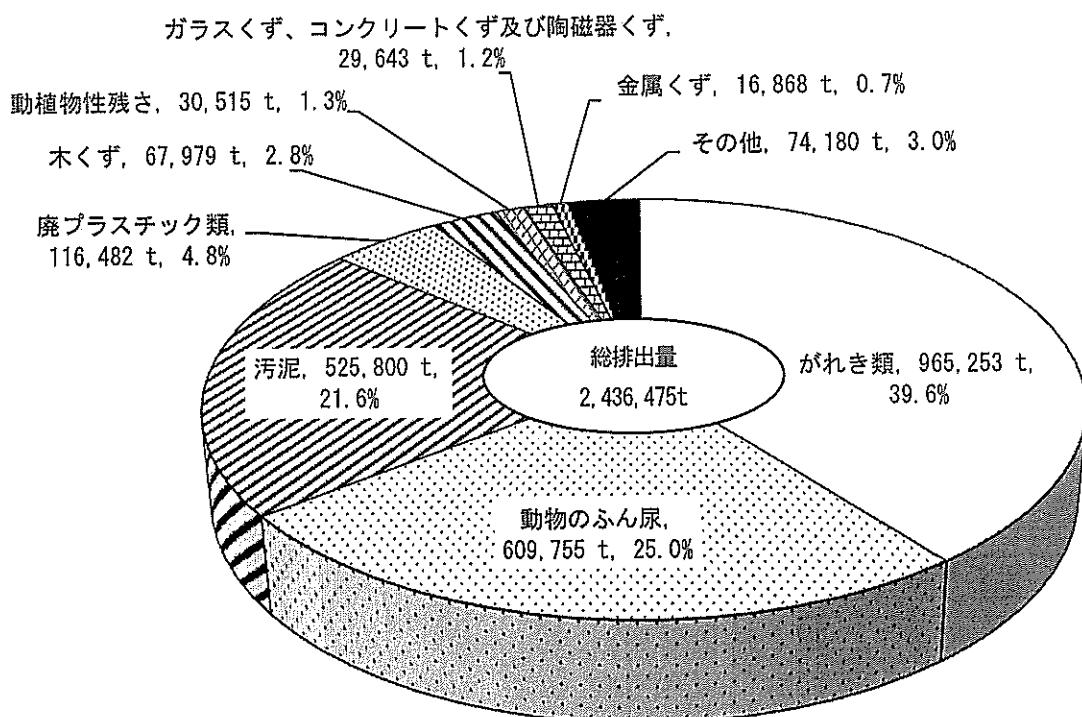
資料：香川県廃棄物対策課

図3-2 産業廃棄物の総排出量・リサイクル率・最終処分量の推移（香川県）



資料：香川県廃棄物対策課

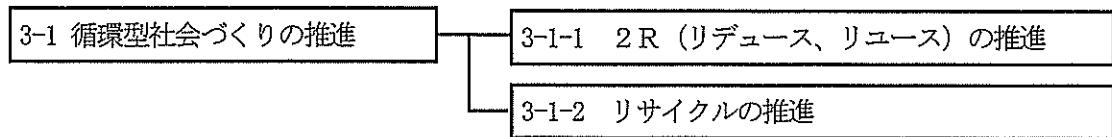
図3-3 香川県の産業廃棄物の種類別排出状況（平成25年度）



※数値は四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

資料：香川県廃棄物対策課

## 施策の体系



## 施策の方向

### 3-1-1 2R (リデュース、リユース) の推進

#### ア) 2Rを意識した3Rの普及啓発

- 家庭向け減量化対策として、家庭での減量化の取組み事例などを盛り込んだ実践ガイドブックを作成するとともに、事業所から排出されるごみの減量化等を図るための講習会を新たに実施します。
- 学校教育等を通じてごみ減量やリサイクルの取組みの啓発を行うとともに、広報誌やホームページ等を活用し、3Rについてわかりやすく情報提供するよう努めます。

#### イ) リデュースに向けた取組みの推進

- 消費者、事業者、行政が連携・協働して食品廃棄物の削減に取り組むため、新たに県民運動を展開するとともに、生ごみ減量のための講習会や全国の優良事例を紹介するセミナー等を開催します。
- 多量の廃棄物を排出する事業者に対し廃棄物の減量化について助言するなど、排出事業者に対する指導、啓発に努め、廃棄物の排出抑制を推進します。

#### ウ) リユースに向けた取組みの推進

- リユース容器の利用促進のため、県主催行事で率先して使用するとともに、各種イベント主催者に對しその使用を働きかけます。
- 限りある資源を有効に活用するため、県民がリユースを感じられるよう、マイボトル等に飲料を提供している店舗情報やリユースショップなどリユース市場の普及・啓発に努めます。

### 3-1-2 リサイクルの推進

#### ア) 市町におけるリサイクルの推進

- 市町におけるごみの分別や再資源化などのリサイクルへの取組みを一層促すために必要な対策を講じるとともに、リサイクル可能な紙ごみ等の回収が進むよう必要な取組みを推進します。

#### イ) 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充

- 各種リサイクル関係法令の適正かつ円滑な運用を促進するとともに、家電リサイクル制度におけるリサイクル料金の前払い制度の導入や拡大生産者責任の考え方に基づく廃棄物回収システムの拡大、容器包装リサイクル制度の事業者責任の強化等について、引き続き国に対して政策提案を行います。
- 建設リサイクル法の円滑な運用を図り、建築物等の分別解体や建設資材廃棄物の再資源化を促進するとともに、公共事業などにおいて、建設発生土等の再使用およびコンクリート塊等の再生利用に努めます。
- 資源ごみの回収については、市町における回収に限らず、集団回収や、スーパー等での店頭回収など多様な回収レートの確保に努めます。

#### ウ) 循環産業の育成

- 広域的なリサイクル体制構築のため、リサイクル工場についても、用地情報の提供や各種行政手続きなどをワンストップサービスで実施することにより、優良なリサイクル工場等の立地を支援し、その整備を促進します。
- 直島町で実施しているエコタウン事業については、有価金属リサイクル施設や溶融飛灰再資源化施設でのリサイクル事業を継続するとともに、住民が主体となった環境と調和したまちづくり事業を支援します。

## エ) リサイクル製品の利用促進

- 事業活動における自主的な環境配慮の取組みを推進するため、他の模範となるリサイクル製品や環境負荷の低減に取り組む事業所を募集し、香川県環境配慮モデル認定制度で認定し、リサイクル製品や事業所をホームページ等により積極的にPRするとともに、四国4県で連携した認定リサイクル製品の相互推奨に努めます。

## 関連計画

### ○香川県廃棄物処理計画

(廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項を定める計画)

### ○香川県分別収集促進計画

(容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を総合的かつ計画的に促進するための計画)

## 環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
一般廃棄物（し尿を除く）の総排出量	万t	33.0 (H25)	29.0
一般廃棄物（し尿を除く）の一人一日当たりの排出量	g	895 (H25)	815
一般廃棄物のリサイクル率	%	20.1 (H25)	24.0
一般廃棄物の最終処分量	万t	3.6 (H25)	3.0
産業廃棄物の総排出量	万t	243.6 (H25)	242.0
産業廃棄物のリサイクル率	%	70.1 (H25)	71.5
産業廃棄物の最終処分量	万t	18.1 (H25)	17.2

## 各主体の取組方向

わたしたちにできること	
県 民	<p>■廃棄物の発生抑制(リデュース)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・食べ残しをしない、食材を使い切る、生ごみは水切りをするなど、生ごみの量を減らす。</li><li>・長く使えるものを選び、壊れた場合は修理するなど、ものを大切に使い、不要なものは買わない。</li><li>・リターナブルびんを使用している商品や詰め替え商品などを選ぶ。</li><li>・買物時には、過剰包装を断るとともに、マイバックを持参してレジ袋の使用を控える。</li><li>・マイボトルやマイカップの使用に努める。</li><li>・一時的に必要なものはリースやレンタルで使用する。</li></ul> <p>■再使用(リユース)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市町の行う不用品交換情報や民間のリサイクルショップ、フリーマーケットを活用するなど、使わなくなったものを必要な人に譲る。</li><li>・マイボトルやマイカップの使用に努める。【再掲】</li></ul> <p>■再生利用(リサイクル)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・決められたルールに従ったごみの分別を行う。</li><li>・自治会等の集団回収に協力する。</li><li>・スーパー等の店頭回収も利用する。</li></ul>

県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコマークやグリーンマークのついた環境にやさしい製品を選ぶ。</li> <li>・家電リサイクルなどの法制度を守る。</li> <li>・ごみの自家処理に挑戦する。(コンポスト容器、生ごみ処理機)</li> <li>・グリーン購入等に努める。</li> </ul>
事 業 者	<p><b>■廃棄物の発生抑制(リデュース)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原料調達、製造、建設、流通などの各段階で、できるだけ廃棄物の発生を抑えるとともに、長く使える製品を消費者に提供する。</li> <li>・包装の簡素化、包装資材減量化に努める。</li> <li>・不良品の削減や再原料化の推進に努める。</li> <li>・修理、アップグレード、使用後の製品の回収等のサービスを行う。</li> </ul> <p><b>■再使用(リユース)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リユースしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。</li> <li>・包装、梱包など使用済み製品の再使用に努める。</li> </ul> <p><b>■再生利用(リサイクル)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。</li> <li>・事業活動に伴い生じる副成物や不要な資源を、必要とする他の事業者に引き渡す。</li> </ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化運動など率先して環境の保全に取り組むとともに、地域住民の3R意識を高めるための啓発活動を実施する。</li> <li>・フリーマーケットや環境イベント等を開催する。</li> </ul>

## 3-2 廃棄物の適正処理の推進

### 現状と課題

- 不法投棄監視パトロールなどを行ってきた結果、不法投棄の大規模な事例は減少するとともに、不法投棄・野外焼却の県民からの苦情件数も減少したものの、河川、海岸、山間等への不法投棄や野外焼却は後を絶たない状況です。
- 廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理施設の整備促進と適切な管理の確保や優良な処理業者の育成を行うとともに、市町や関係機関と連携し、監視指導を一層充実させる必要があります。
- ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物等の処理困難廃棄物や海岸漂着物など各種廃棄物対策については、引き続き適正処理に努めるとともに、災害により生じた廃棄物について、適正処理と再生利用を確保した上、円滑かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理体制を構築する必要があります。
- 豊島廃棄物等処理事業については、関係者の理解や協力のもと、安全と環境保全を第一に、調停条項で定められた期限までに廃棄物等が処理できるよう全力で取り組む必要があります。

表3-1 廃棄物処理施設の現況（香川県）

#### 一般廃棄物処理施設

(平成27年3月31日現在)

施設の種類		施設数（うち広域処理）	合計処理能力
ごみ処理施設	ごみ焼却施設	7(6)	1,340t／日
	粗大ごみ処理施設	1(1)	100t／日
	再生利用施設	12(5)	204.7t／日
	埋立処分地施設	11(2)	1,986,379m <sup>3</sup>
し尿処理施設	10(5)	844.3kl／日	

#### 産業廃棄物処理施設

(平成27年3月31日現在)

施設の種類	施設数			
	高松市	高松市以外	計	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	14	22	36
	〃 乾燥施設	—	1	1
	〃 焼却施設	1	1	2
	廃油の油水分離施設	—	1	1
	廃酸・廃アルカリの中和施設	—	1	1
	廃プラスチック類の破碎施設	3	18	21
	〃 焼却施設	3	2	5
	汚泥のコンクリート固化施設	—	1	1
	産業廃棄物の焼却施設	3	17	20
	木くずの破碎施設	11	29	40
最終処分場	がれきの破碎施設	14	49	63
	安定型（埋立中のもの）※	2	12	14
	管理型（埋立中のもの）	1	8	9
計		52	162	214

※公益財団法人香川県環境保全公社管理分を含む

資料：香川県廃棄物対策課

## 施策の体系



## 施策の方向

### 3-2-1 廃棄物の適正処理の推進

#### ア) 廃棄物処理施設の確保と維持管理

- 排出事業者や処理業者などによる産業廃棄物処理施設の計画的かつ適正な整備促進を図るとともに、市町の一般廃棄物処理施設の長寿命化計画の策定などを支援します。

#### イ) 監視指導体制の拡充・強化

- 不法投棄や野外焼却などの不適正処理の未然防止や被害拡大の防止を図るため、引き続き集中監視や取締りを徹底するとともに、関係団体等の支援を活用し、市町における監視カメラの増設を推進します。また、各種広報媒体を活用した啓発活動を行うとともに、広く県民などから情報を受け付けられるよう市町に廃棄物 110 番の設置を働きかけるなど情報収集体制の拡充に努めます。

#### ウ) 廃棄物の適正処理の推進

- 災害により生じた廃棄物の処理について、県、市町ともに実効性のある計画を策定します。なお、処理に当たっては適正処理を確保するとともに、できる限り効率的な分別・リサイクルを行い、最終処分量の低減と再生資源の有効利用に努めます。

- 優良産廃処理業者認定制度についてホームページ等を活用して情報発信し、排出事業者が優良産廃処理業者へ処理委託しやすい環境の整備に努めます。

- PCB 廃棄物等の処理困難廃棄物や海岸漂着物など各種廃棄物の適正処理を推進します。

#### エ) 不法投棄や野外焼却対策の強化

- 不法投棄防止のためのホームページ等による啓発のほか、全国ごみ不法投棄監視ウィーク等に合わせて各種広報媒体を活用した啓発活動を実施します。

- 地域の環境美化を促進するため、市町や関係団体と連携・協力して、香の川創生事業など、県民との協働による河川、海岸、道路などの環境美化活動を進めます。

- 廃棄物 110 番や環境監視員制度などを活用して、広く県民などから不法投棄や野外焼却などの情報提供を受け付けるとともに、情報収集および監視指導体制の拡充に努め、早期対応を図ります。

#### オ) 豊島廃棄物等処理事業の推進

- 関係者の理解と協力のもと、直島の中間処理施設での焼却・溶融処理に並行して汚染土壤のセメント原料化処理を行うなど、安全と環境保全を第一に、廃棄物等の処理に全力で取り組みます。

## 関連計画

#### ○香川県廃棄物処理計画

(廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項を定める計画)

#### ○香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

(県内の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための計画)

#### ○香川県ごみ処理広域化計画

(ごみの効率的かつ安定的な適正処理目指し、今後、連携を図る地域ブロックを設定するとともに、各ブロックにおける施設整備の方向性を示す計画)

## 環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
廃棄物不適正処理苦情件数	件	160	減少

## 各主体の取組方向

わたしたちにできること	
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみを排出するときは、決められたルールに従い、不法投棄や野外での焼却をしない。</li> <li>ごみのポイ捨てはせず、環境美化に努める。</li> <li>地域ぐるみの清掃など環境美化活動に参加する。</li> <li>ごみの不法投棄や野焼き、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政<sup>※</sup>に通報する。</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法に基づく排出事業者責任により、廃棄物を適正に処理する。</li> <li>事業所やその周辺において、環境美化活動に参加する。</li> </ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境美化活動など率先して環境の保全に取り組むとともに、ごみの分別など適正な排出を呼びかける。</li> <li>ごみの不法投棄や野焼き、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政<sup>※</sup>に通報する。</li> </ul>

※廃棄物110番 (24時間受付)

電話・FAX: 087-832-5374

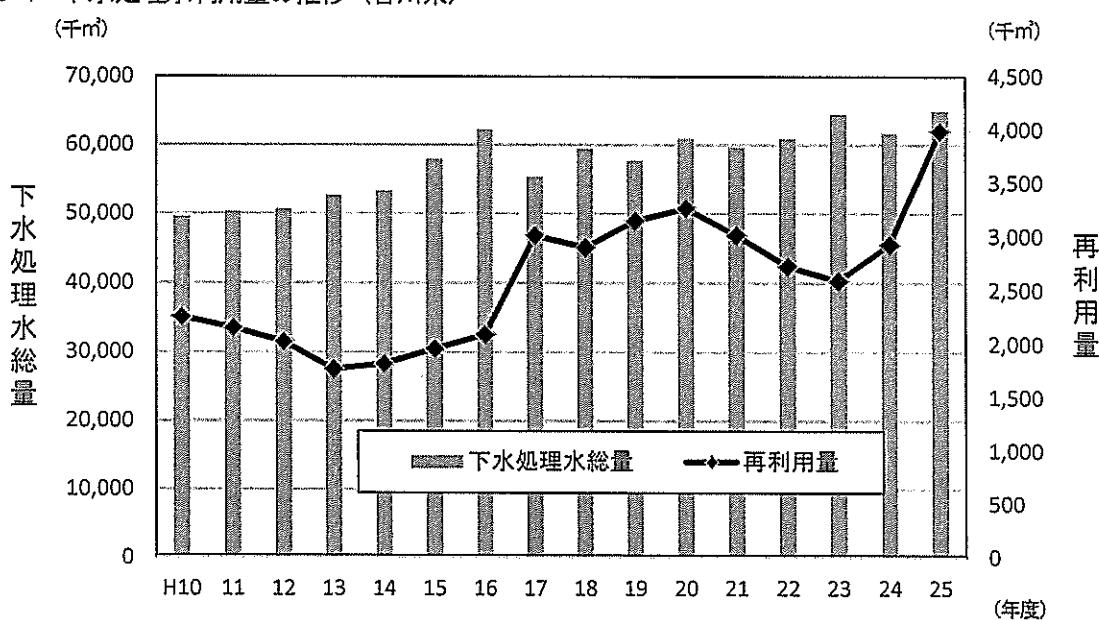
電話 : 0120-537483 (フリーダイヤル)

### 3-3 水循環の促進

#### 現状と課題

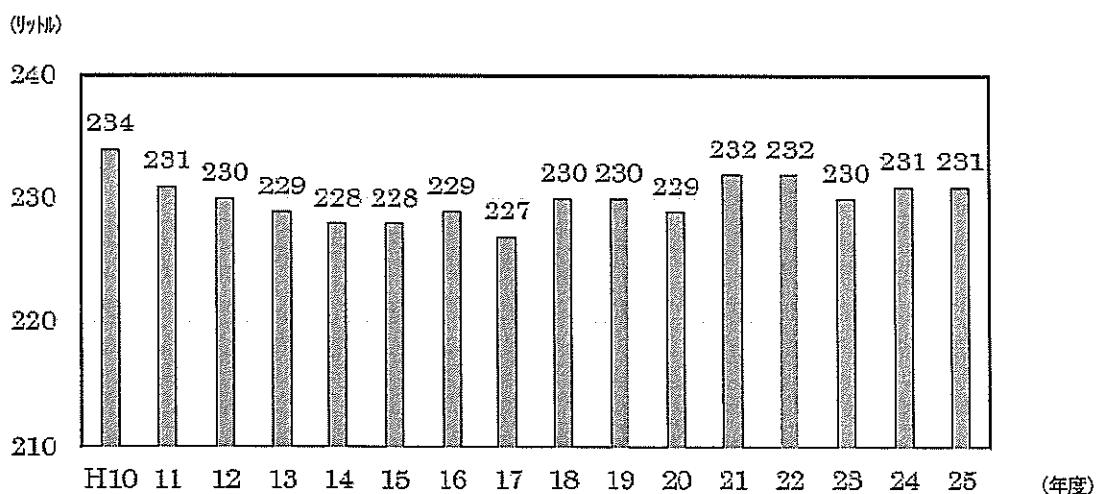
- 県内 16 の下水処理場のうち 11 処理場で下水処理水の再利用が行われていますが、水資源に恵まれていない本県にとって、雨水や下水処理水などの雑用水の利活用をさらに促進していく必要があります。
- 本県の 1 人 1 日当たりの水道の生活用平均給水量は、平成 25 年度は 231 リットルで、近年はほぼ横ばいの状況にあります。限りある貴重な資源である水の使用量を抑制していくためには、引き続き節水の啓発に努め、より一層節水意識の高揚を図る必要があります。

図 3-4 下水処理水利用量の推移（香川県）



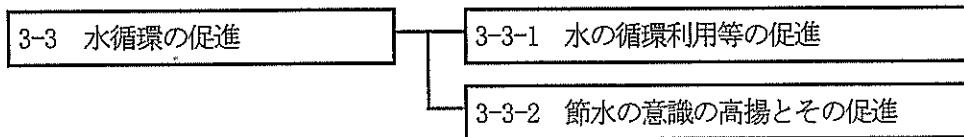
資料：香川県下水道課

図 3-5 水道の一人一日当たり生活用平均給水量の推移（香川県）



資料：香川県水資源対策課

## 施策の体系



## 施策の方向

### 3-3-1 水の循環利用等の促進

#### ア) 雜用水利用の促進

- 県有施設への雑用水利用施設の整備に努めるとともに、一定規模を超える施設に対する雑用水利用施設の設置などを主な内容とする水の有効利用および節水の促進に関する条例を制定します。
- イ) 下水処理水の再利用
  - 公共建築物の水洗トイレや公園等の樹木への散水用水など、下水処理水の利活用を進めます。
- ウ) 農業集落排水事業の促進
  - 市町が実施する農村集落のし尿や生活排水などの汚水を収集するための管路施設や汚水処理施設、処理水や汚泥の循環利用を目的とした施設の整備事業を支援します。

### 3-3-2 節水の意識の高揚とその促進

#### ア) 節水啓発活動の推進、節水活動の促進

- 県と市町で構成する「節水型街づくり推進協議会」を中心に、水道週間や各種イベントで節水展を開催し、パネルによる節水方法の紹介など節水啓発に取り組みます。
- ホームページ等を活用した節水広報や節水ウィークにおける節水チャレンジを実施し、家庭での節水活動の実践を促進します。

#### イ) 節水学習の推進、水文化の継承

- 県内小学生への節水副読本の配布や環境キャラバン隊による出前講座を実施し、水の大切さや節水などについて、子どもたちへの意識啓発に努めるとともに、ため池や農業用水路などの役割や歴史、水の大切さを学習する場として、高松市内の小学生を対象に「ふるさと探検隊」を実施するなど、水の歴史と文化の継承を図ります。

#### ウ) 水の有効利用及び節水の促進に関する条例の制定

- 一定規模を超える施設に対する雑用水利用施設設置や一般家庭への節水機器の導入促進など、新たに水の有効利用と節水に関する県民、事業者、行政それぞれの責務を示した条例を制定します。

#### エ) 節水型機器の普及促進

- 水道週間や各種イベントで節水展を開催し、節水コマの無料配布や節水型機器の展示等によりその普及促進に努めます。また、企業や公設試験研究機関の協力を得て、節水型機器等の開発の促進に努めます。

#### オ) 県有施設への節水型機器設置の徹底

- 県有施設の新築、改築、改修の機会に、節水型トイレ等を設置します。

## 関連計画

### ○香川県総合水資源対策大綱 2011

(水資源対策を総合的に推進するための基本方針や施策の方向性を示す基本計画)

## 環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
水道の一人一日当たり平均給水量	ℓ/人・日	372 (H25)	367
水道の一人一日当たり生活用平均給水量	ℓ/人・日	231 (H25)	226

※一人一日当たり平均給水量は、事業所への水道用水給水量を含む。

## 各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"><li>節水コマを取り付けたり、蛇口をこまめに閉めるなど、水を無駄にしない。</li><li>節水型トイレや洗濯機など、節水効果の高い機器を購入する。</li><li>風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用するなど、水の使い方を工夫する。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>事業活動の中で節水型機器やシステムを導入するなど、節水を徹底する。</li><li>雨水や下水処理水など雑用水を利用する施設を設置する。</li><li>従業員に対する節水教育を実施する。</li><li>節水型機器を製造する。</li></ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"><li>地域住民の節水意識を高めるための啓発活動を実施する。</li></ul>

## 第4節 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進

### 4-1 生物多様性の保全

#### 現状と課題

- 地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」は、生物多様性からもたらされる様々な恵みにより支えられていますが、生物多様性は、①開発など人間活動による危機、②自然に対する働きかけの縮小による危機、③人間により持ち込まれたものによる危機、④地球温暖化など地球環境の影響による危機の4つの危機に直面していると指摘されています。
- 生物多様性の保全を実現するためには、行政、企業、民間団体、県民など様々な主体が連携して、各主体間の特色を活かして保全活動を行うことが必要なことから、国は、平成22年12月に「生物多様性地域連携促進法」を制定するとともに、同法に基づき、地域連携保全活動の促進の意義や施策に関する基本的事項などを示した「地域連携保全活動の促進に関する基本方針」を平成23年9月に公表しました。
- この基本方針では、県の役割として、市町や地域の多様な主体に対して保全活動に関する情報提供等を行うこととされており、特にその活動拠点として「地域連携保全活動支援センター」を設置することが求められています。
- 本県でも、干潟やため池、里地・里山における自然環境が悪化し、多くの野生生物が絶滅の危機にさらされており、「NPO法人みんなでつくる自然史博物館・香川」をはじめとした民間団体等と連携し、より活発に自然保護活動や普及活動等に取り組むことにより、生物多様性の保全を図っていく必要があります。
- また、本県における絶滅のおそれのある希少野生動植物798種を記載した「香川県レッドデータブック（平成16年3月）」は、作成後10年以上が経過していることから、県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物を再度調査し、その状況を把握する必要があります。

表4-1 香川県レッドデータブック掲載種（798種）

（単位：種）

分類群	区分					
	絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	合計 (%)
植物	5	201	95	89	11	401 (50.3%)
哺乳類	1	0	0	4	0	5 (0.6%)
鳥類	0	16	19	30	6	71 (8.9%)
爬虫類	0	0	0	3	2	5 (0.6%)
両生類	0	1	2	2	0	5 (0.6%)
淡水魚類	0	8	7	4	0	19 (2.4%)
昆虫類	4	24	52	143	14	237 (29.7%)
甲殻類	0	1	0	3	0	4 (0.5%)
陸産・淡水産貝類	2	23	16	9	1	51 (6.4%)
合計 (%)	12 (1.5%)	274 (34.3%)	191 (23.9%)	287 (36.0%)	34 (4.3%)	798 (100.0%)

資料：「香川県レッドデータブック」

表4-2 指定希少野生生物（16種）

（平成27年4月1日現在）

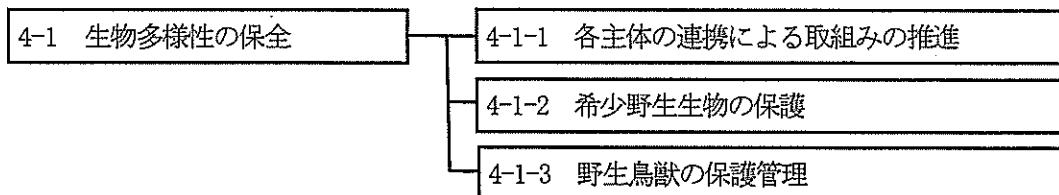
	分類群	科名	種名	香川県カテゴリー
1	植物	ベンケイソウ科	ミセバヤ	絶滅危惧I類
2		サクラソウ科	シコクカッコソウ	
3		ミツガシワ科	アザザ※	
4		ゴマノハグサ科	ウンラン	
5		スイレン科	オニバス※	
6		ユリ科	カンカケイニラ	
7		ユリ科	トサコバイモ	
8		モクセイ科	ショウドシマレンギョウ	絶滅危惧II類
9	動物	コイ科	ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧I類
10		コイ科	カワバタモロコ	
11		カジカ科	カジカ大卵型	
12		ケツギヨ科	オヤニラミ	
13		昆虫類	アオイトトンボ科	絶滅危惧II類
14		甲殻類	スナガニ科	絶滅危惧I類
15		陸産・淡水産	オナジマイマイ科	
16		貝類	イソムラマイマイ	

※保護区が設定されている種

「香川県レッドデータブック」分類別・カテゴリー別掲載順

資料：香川県みどり保全課

### 施策の体系



### 施策の方向

#### 4-1-1 各主体の連携による取組みの推進

##### ア) 生物多様性の保全を実現するための普及啓発活動の推進

- 「NPO法人みんなでつくる自然史博物館・香川」をはじめとした民間団体等と連携して、生物多様性の保全を実現するための普及啓発活動を推進するほか、生物多様性の保全活動への主体的な参加を促進します。

##### イ) 地域連携保全活動支援センターの役割を担う民間団体の育成

- 生物多様性の保全を実現するため、様々な主体間における連携・協力の斡旋、必要な情報の提供や助言を行う「地域連携保全活動支援センター」の役割を担う民間団体の育成・支援などに取り組みます。

##### ウ) 生物多様性の保全のための人材の育成

- 生物多様性は、地域の自然的・社会的条件に応じて保全されることが重要であることから、本県に生息する貴重な動植物を調査研究できる人材、生物多様性の保全に関し指導的役割を担う人材を育成するため、「かがわナチュラルリサーチャー養成塾（仮称）」の平成29年度の開講を目指します。

## 4-1-2 希少野生生物の保護

### ア) レッドデータブックの見直し

- 生育・生息地や数が減少している希少な野生生物については、香川県レッドデータブックの見直しにより現状の把握に努めるとともに、個体群の保護増殖を目的とした保護活動の実施や、普及啓発事業の充実に努めます。

### イ) 指定希少野生生物の保護

- 希少野生生物のうち、特に保護を図る必要がある種については、「香川県希少野生生物の保護に関する条例」に基づき、「指定希少野生生物」に指定して、保護増殖や生育・生息地等の保全などの保護事業を実施します。

## 4-1-3 野生鳥獣の保護管理

### ア) 愛鳥週間等による普及啓発活動の推進

- 自然環境の重要な構成要素の一つである野生鳥獣について、愛鳥週間等を通じ、その保護の重要性について県民の理解を得るために普及啓発に取り組みます。

### イ) 野生鳥獣保護センターの活動の推進

- 野生鳥獣保護センターにおいて、傷病鳥獣の保護や野生復帰に取り組むとともに、鳥獣保護思想の普及啓発に努めます。

### ウ) 野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化

- 鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の保護や適正管理のため、鳥獣保護区や休猟区、特定猟具使用禁止区域等を指定するとともに、鳥獣保護管理員による巡視等を行い、野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化を図ります。

### 関連計画

#### ○香川県第11次鳥獣保護管理事業計画

(鳥獣の個体数管理や生息環境管理、農林水産業・生態系への被害の防止といった鳥獣の保護管理に関する総合的な計画)

### 環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
生物多様性に関する県民の認知度 (県政モニター調査で「生物多様性」を「知っている」と回答した人の割合)	%	20	40

### 各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"><li>• 野外で活動する時は、マナーを守り、野生生物の生息・生育環境に配慮しながら行動する。</li><li>• 飼育しているペットを野外に捨てない。</li><li>• 希少野生生物の生息・生育情報を行政に提供する。</li><li>• 傷ついた野鳥等を見つけた場合は、保護収容施設に搬送するなど、救護に協力する。</li><li>• 地域で行われる里山保全活動や水辺の保全活動など、自然保護活動に参加する。</li></ul>

事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発事業において、自然への影響が少ない工法を採用したり自然環境を復元するなど、野生生物の生息・生育環境に配慮する。</li> <li>事業場等の敷地を活用して緑化やビオトープの創出を行う。</li> <li>地域で行われる里山保全活動や水辺の保全活動など、自然保護活動に参加する。</li> </ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然保護運動など率先して環境の保全に取り組むとともに、地域住民の自然保護意識を高めるための啓発活動を実施する。</li> <li>野生生物の生息・生育状況などの調査や情報提供に協力する。</li> </ul>

※ 【香川県希少野生生物種の生息・生育情報】

(土日、祝日を除く)

電話：087-832-3212（みどり保全課）

【けがや病気などで弱っている野生鳥獣の保護】

(土日、祝日を除く)

電話：087-832-3212（みどり保全課）

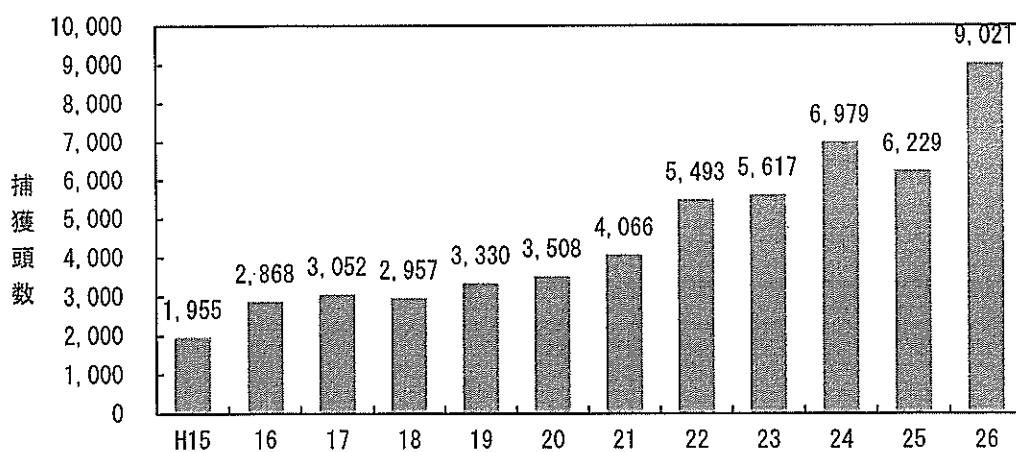
電話：087-849-0402（財団法人かがわ水とみどりの財団）

## 4-2 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

### 現状と課題

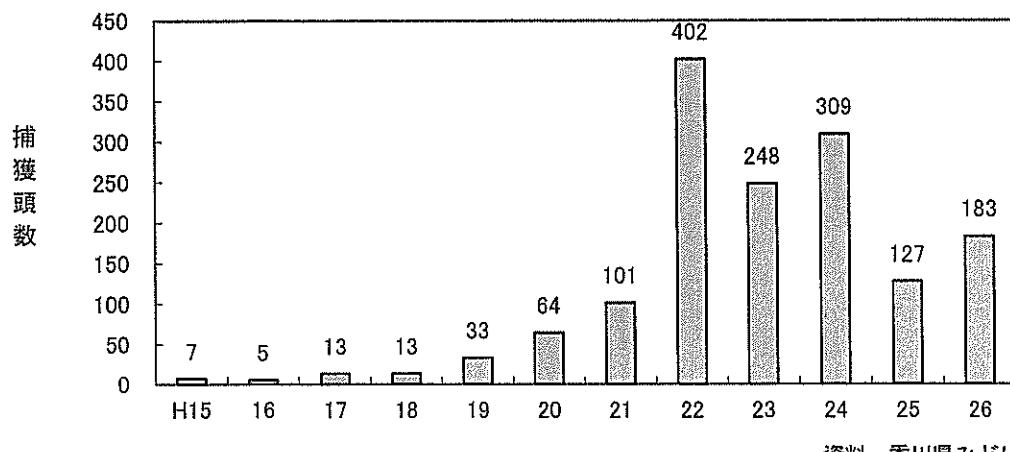
- イノシシやニホンザルなどの野生鳥獣による農作物被害は、平成22年度に平成21年度の倍近くに増え、その後高止まりしています。また、住居集合地域へのイノシシ等の出没件数は、平成26年度に大幅に増加するとともに、人身被害も発生しています。
- 平成26年5月に鳥獣保護法が改正され、増えすぎて自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化している野生鳥獣を、適正な個体数、生息範囲に縮小させる「管理」が法律の題名に加えられるとともに、県が主体となって捕獲を実施する「指定管理鳥獣捕獲等事業」が創設されました。
- 市町主体による有害鳥獣捕獲や侵入防止柵の設置等による有害鳥獣を寄せつけない環境づくりに加え、住居集合地域の周辺や島しょ部など捕獲が困難な地域において、県が主体となって個体数調整を行うとともに、若手狩猟者の確保を図るなど、有害鳥獣対策を拡充し、実施することが必要です。
- アライグマやセアカゴケグモなどの「侵略的外来種」の分布域の拡大により、農業被害や生活環境被害が増加していることから、平成27年3月に国が策定した「外来種被害防止行動計画」に基づき、本県に侵入している「侵略的外来種」のリストを作成するとともに、優先度の高い特定外来生物については早期に防除を推進していくことが必要です。

図4-1 イノシシの捕獲数の推移（香川県）



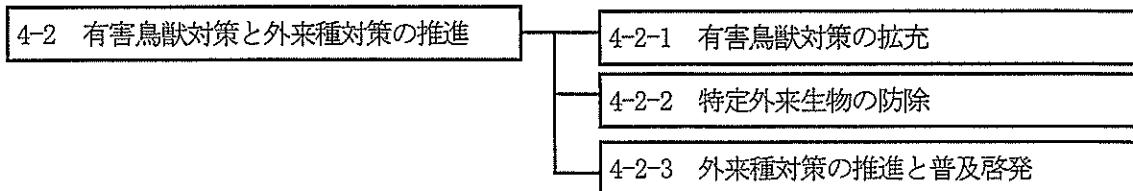
資料：香川県みどり保全課

図4-2 アライグマの捕獲数の推移（香川県）



資料：香川県みどり保全課

## 施策の体系



## 施策の方向

### 4-2-1 有害鳥獣対策の拡充

#### ア) 有害鳥獣対策の推進

- 野生鳥獣による農林水産業や生活環境への被害に総合的に対処するため、有害鳥獣捕獲や侵入防止対策を引き続き推進するとともに、住居集合地域等に出没するイノシシや生息範囲が拡大しているニホンザルとニホンジカについて、県捕獲隊を結成し、市町と役割分担して県捕獲隊による積極的な捕獲を実施します。

#### イ) 鳥獣被害に強い地域づくりと人材育成

- 将来にわたって野生鳥獣対策を実践する担い手を確保するため、若手狩猟者や地域で中心的な役割を担うリーダーの育成を図ります。
- 地域ぐるみの野生鳥獣の侵入防止の推進や市町が行う有害鳥獣捕獲への支援など、総合的な被害防止対策を図ります。

#### ウ) 捕獲個体の資源化の推進

- 捕獲活動の円滑化を図るため、捕獲個体の資源化を促進します。

### 4-2-2 特定外来生物の防除

#### ア) 特定外来生物の防除の推進

- 外来生物法に基づきアライグマやヌートリアなど特定外来生物の防除を計画的に行う市町に対して支援するなど、特定外来生物による地域の生態系や農作物等への影響を防止・緩和するための対策を推進します。

#### イ) 新たな特定外来生物の侵入の防止と早期対策

- 新たな特定外来生物が県内に侵入することを防止するため、国及び市町、民間団体等と連携し、情報収集及び監視に努め、早期発見・早期防除に努めます。また、定着が確認された場合には、すみやかにその段階を調査するとともに、関係機関等と連携し、集中的な防除に努めます。

### 4-2-3 外来種対策の推進と普及啓発

#### ア) 「侵略的外来種」リストの作成

- 平成27年3月に策定された「外来種被害防止行動計画」に基づき、県内の「侵略的外来種」の生息状況や生態的特性、その影響等を明らかにします。

#### イ) 優先度を踏まえた外来種対策と普及啓発

- 「侵略的外来種」リストに掲載された外来種を対象に、対策の優先度（対策の必要性と実効性から評価）を踏まえ、国及び市町、民間団体等と連携し、適切な防除と普及啓発に取り組みます。

## 関連計画

### ○香川県第11次鳥獣保護管理事業計画

(鳥獣の個体数管理や生息環境管理、農林水産業・生態系への被害の防止といった鳥獣の保護管理に関する総合的な計画)

○香川県農業・農村基本計画

(農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)

○香川県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画

(イノシシの個体群を適正に管理し、農業被害及び生活環境被害の防止を図る計画)

○香川県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画

(ニホンジカの個体群を適正に管理し、農業被害及び森林植生への被害の防止を図る計画)

○香川県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画

(ニホンザルの個体群を適正に保護・管理し、農業被害及び生活環境被害の防止を図る計画)

環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
ニホンジカの生息頭数	頭	4,000 (H25)	1,800
特に加害レベルの高いニホンザルの群れ	群	10 (H25)	0 (H29)
狩猟免許所持者数	人	1,892	2,500

各主体の取組方向

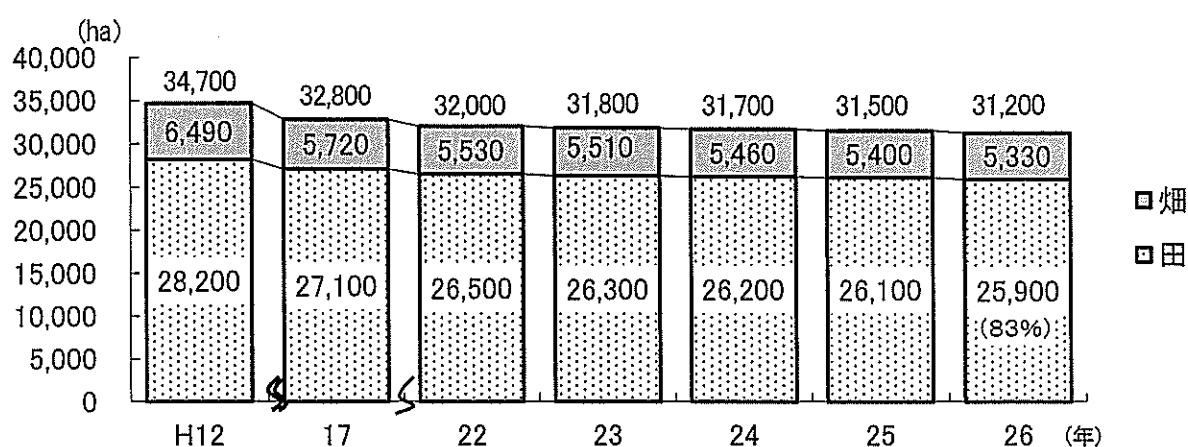
	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"><li>地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底など、鳥獣を誘引しない環境づくりに努める。</li><li>生態系などへの悪影響を及ぼすおそれのある外来種を日本に持ち込まない。</li><li>飼育しているペットを野外に捨てない。</li><li>ブラックバス、ブルーギルなど野外で繁殖している外来種を他の地域に拡げない。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>経済活動を行う事業者は、外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）を遵守し、外来種問題を発生・悪化させないように努める。</li><li>農地等での有害鳥獣の追い払いや侵入防止柵など被害予防対策を実施する。</li><li>イノシシ等による農林水産業等への被害対策としてわな猟免許を取得するなど、防除対策を実施する。</li></ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"><li>地域住民と一体となって、又は支援して、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底など、鳥獣を誘引しない環境づくりに努める。</li><li>野生生物や地域の生態系の保全に取り組むとともに、外来生物の防除や外来種被害予防3原則に基づいた普及啓発活動を実施する。</li></ul>

## 4-3 農地等の保全と持続的活用

### 現状と課題

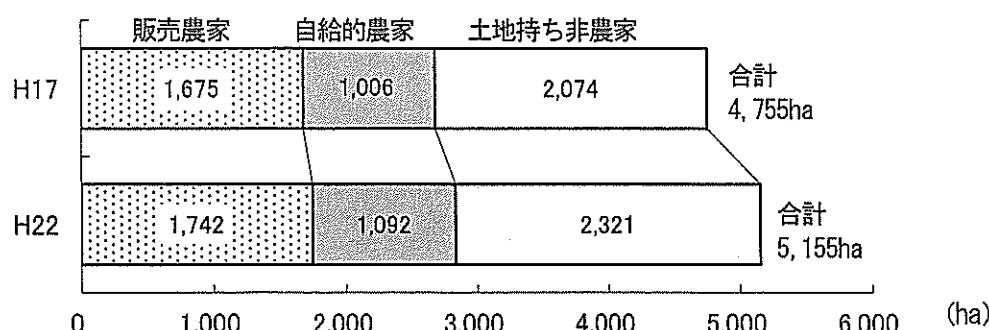
- 農村地域は、農業生産活動を通じて、美しい自然環境や伝統文化の保全・継承、洪水の防止や水源のかん養など、多面的機能を有しています。
- しかし、農業従事者の減少や高齢化、さらにはイノシシやサルなどの野生鳥獣による被害などにより集落機能が低下し、ため池や農業水利施設の保全管理が困難になってきており、耕作放棄地も増加しています。
- 農業の担い手の確保・育成や農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積、集落営農を推進するとともに基盤整備とも連携して利用集積を加速する必要があります。
- 農業者や地域住民等による水路や農道、ため池などの農業用施設の保全管理活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る協働活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を促進する必要があります。

図 4-3 耕地面積の推移（香川県）



資料：農林水産省「耕地面積調査」

図 4-4 耕地放棄地の推移（香川県）



資料：農林水産省「農林業センサス」

### 4-3-1 農地等の保全と持続的活用

#### ア) 農業の力強い担い手と守り支える担い手の確保・育成

- 農地の有効利用の促進を図るため、U I J ターン者など多様な新規就農者の就農から定着までの一貫したサポート体制の充実・強化とともに、認定農業者の規模拡大や法人化の促進などにより、経営感覚に優れた力強い担い手の育成を図るほか、地域を守り支える集落営農組織の設立や法人化などの経営発展を促進し、担い手への農地集積による次世代への円滑な継承に努めます。

#### イ) 優良農地の確保

- 市町が策定する農業振興地域整備計画に基づき、農用地等として利用すべき区域の設定により、計画的な農地利用を図るとともに、農地法に基づく転用許可制度の適正な運用を図り、優良農地の確保・保全に努めます。

#### ウ) ほ場整備と農地の利用集積の推進

- 農地の耕作放棄地化を防止し、その有効利用を図るため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を推進するとともに、基盤整備とも連携して利用集積を加速化します。

#### エ) 環境保全型・資源循環型農業の普及促進

- 化学肥料と農薬の使用を半分以下に抑えた特別栽培農産物への取組支援や、良質堆肥の活用や化学肥料・化学合成農薬の使用の低減などを一体的に行うエコファーマーの認定支援、有機農業に取り組む農業者への支援を行い、持続性の高い環境保全型農業の取組みを促進します。
- 家畜排せつ物の良質堆肥化など堆肥需要者のニーズにあつた堆肥の生産・供給が図られるよう、技術的指導や堆肥マップによる取組みを促進します。

#### オ) 土地改良施設の保全整備

- 農地・農業用施設の保全のため、ほ場やため池、かんがい排水施設などの整備を図るとともに、地域の多様な主体が参画して保全管理する取組みや、施設の長寿命化に資するストックマネジメント事業等を推進します。
- 農業用の主水源であり、香川用水の調整や地域の憩いの場の提供など、多面的な機能を有するため池については、水源の確保や自然環境に配慮しながら、老朽化対策や耐震化整備など総合的な防災減災対策を積極的かつ計画的に推進します。

#### カ) 農地の保全と協働活動による多面的機能の維持・発揮

- 農村地域において、農業生産活動の継続はもとより、農業者や地域住民等による水路や農道、ため池などの農業用施設の保全管理活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る協働活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を促進します。

#### キ) 耕作放棄地対策の促進

- 集落ごとの話し合い活動を通じた集落営農組織の設立や近隣の集落営農組織への参画を促進することなどにより、耕作放棄地発生の未然防止を図るとともに、耕作放棄地の再生・利用のための総合的な支援により、耕作放棄地の再生(解消)を進め、再生した農地でのオリーブなどの植栽を進めるなど、農地としての利用を促進します。

#### ク) 鳥獣被害対策

- ①地域に寄せ付けない環境づくり、②捕獲奨励、③侵入防止施設の整備の3点セットの取組みに加え、住民自らで組織される「鳥獣被害対策実施隊」の設置とその活動を支援するとともに、対策に効果を上げているモデル的な事例を県内に波及します。

## 関連計画

### ○香川県農業・農村基本計画

(農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)

### ○家畜排せつ物の利用の促進を図るための香川県計画

(堆肥化の推進による資源の循環や畜産環境問題への対応を基本とした家畜排せつ物の利用促進計画)

### ○香川県老朽ため池整備促進計画

(農業用水の安定確保や災害の未然防止を目的とした老朽ため池の計画的な整備計画)

## 環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
新規就農者数（H28～32年度の累計）	人	591(H22～26)	700
エコファーマーの新規認定者数 (H28～32年度の累計)	人	33	50
集落営農組織数（累計）	組織	225	350
ほ場整備面積（累計）	ha	7,570	7,685
老朽ため池の全面改修整備箇所数（累計）	か所	3,422	3,536
協働活動による多面的機能の維持発揮を行う農用地面積	ha	13,784	16,340
耕作放棄地解消面積（H28～32年度の累計）	ha	2,175 (H26現在の耕作放棄地面積)	500
野生鳥獣被害が発生している集落数	集落	372	200

## 各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業や漁業体験活動に参加するなど、里地里山や水辺・海辺で自然に親しむ。</li> <li>環境に配慮した農業で生産された農産物や、地域でとれた農産物・水産物を優先的に購入する。</li> <li>ごみのポイ捨てをしない。</li> <li>里地里山の保全活動や里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動などに参加する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学肥料や農薬を適正に使用するなど環境にやさしい農業を実践する。</li> <li>農地等での有害鳥獣の追い払いや侵入防止など被害予防対策を実施する。【再掲】</li> <li>イノシシ等による農林水産物等への被害対策としてわな猟免許を取得するなど、防除対策を実施する。【再掲】</li> <li>里地里山の保全活動や里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動などに参加する。</li> </ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然体験や保全活動などを通じて、地域住民に自然環境の保全を呼びかける。</li> <li>地産地消を推進する。</li> </ul>

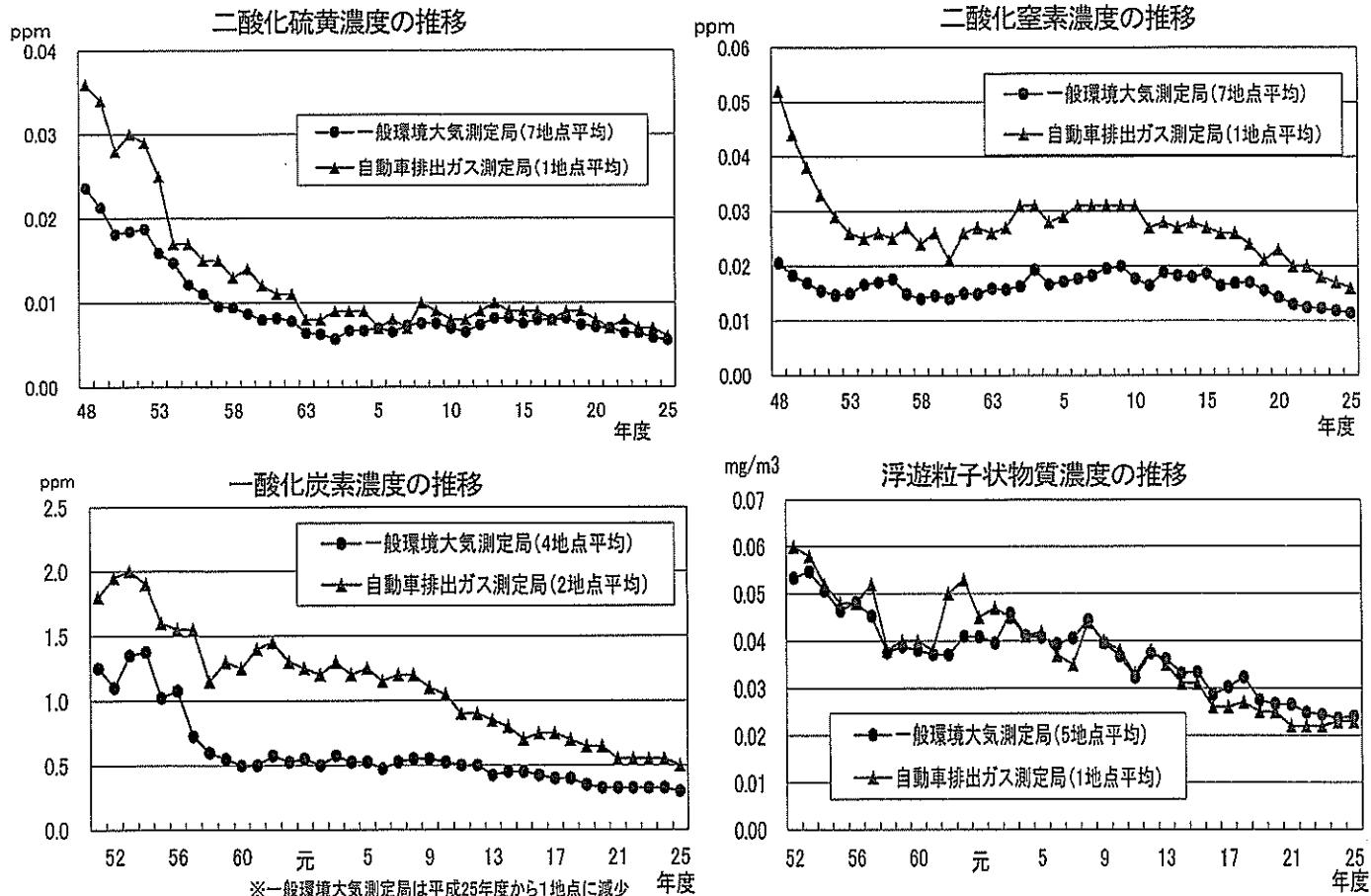
## 第5節 安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全

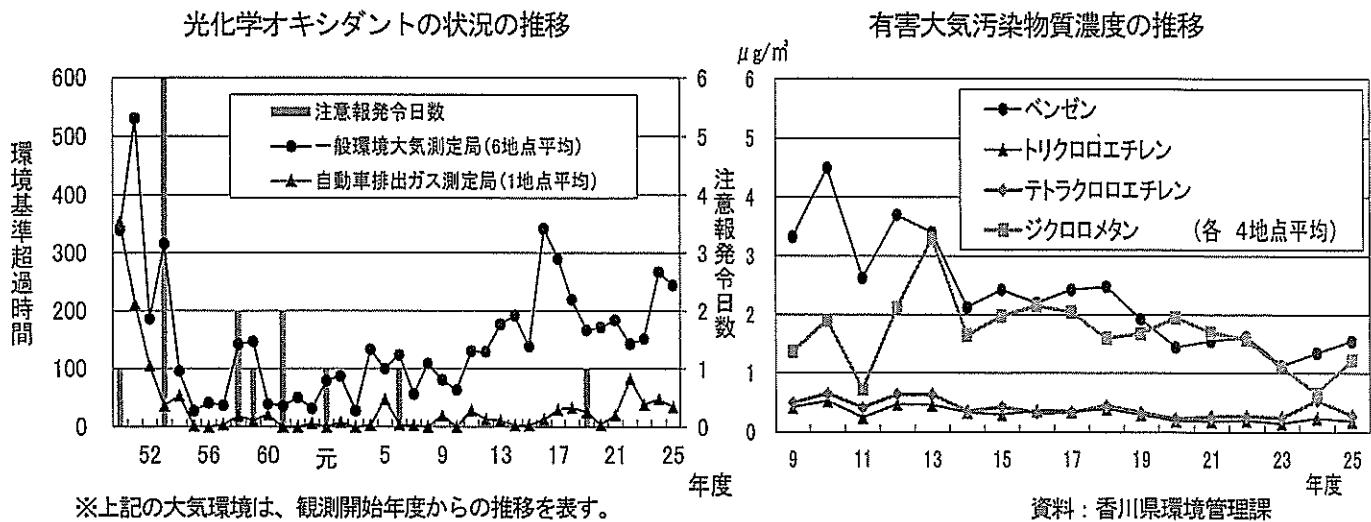
### 5-1 大気環境の保全

#### 現状と課題

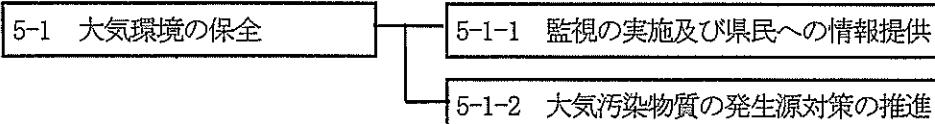
- 本県の大気環境は、公害問題が深刻化していた時代に比べてかなり改善されており、二酸化硫黄や二酸化窒素など、ほとんどの項目について環境基準を達成していますが、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）は、環境基準が未達成となっています。
- 光化学オキシダントやPM2.5については、広域的な大気汚染も指摘されており、県内全域で環境監視ができるよう、小豆地域や東讃地域にも測定局を整備し、平成27年7月から運用開始するとともに、PM2.5の注意喚起情報等を県民に直接情報を伝達できるメールサービスを同月から開始しました。
- 光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）が太陽の紫外線により化学反応を起こして生成されることから、発生源からの原因物質の排出低減を進めるとともに、広域的な大気汚染に対応した注意報等の発令を行う必要があります。
- 微小粒子状物質（PM2.5）については、濃度が高くなり、国の暫定指針を超過すると予想される場合に注意喚起を行うこととしており、平成25年度には2回注意喚起を行っています。PM2.5の発生源は多岐にわたり、生成メカニズムが複雑で、広域的な汚染も指摘されていることから環境監視を続けていく中で、効果的な対策を行うための知見を集積する必要があります。
- アスベスト（石綿）については、建材にアスベストを使用した建築物の老朽化に伴う解体が今後増加していくことが見込まれることから、これらの除去工事において飛散防止対策を徹底する必要があります。

図5-1 大気環境の推移（香川県）





### 施策の体系



### 施策の方向

#### 5-1-1 監視の実施及び県民への情報提供

##### ア) 大気環境の監視

- 県内全域の大気環境を把握するため、香川県環境保健研究センター内の中央監視局を中心とした大気汚染常時監視システムにより、常時監視を行います。

##### イ) 有害大気汚染物質の監視

- 有害大気汚染物質や大気中のアスベスト濃度の実態把握を行うため、モニタリングを実施します。

##### ウ) 県民への情報提供

- 大気汚染常時監視システムで収集した結果は、ホームページで迅速に情報提供するとともに、県内全域を対象とした光化学オキシダントの注意報やPM2.5の注意喚起情報等を、学校・社会福祉施設等へのFAXや県民向けのメール配信などの様々な方法で提供します。

#### 5-1-2 大気汚染物質の発生源対策の推進

##### ア) 工場・事業場に対する排出規制の推進

- 大気汚染防止法や香川県生活環境の保全に関する条例、公害防止の覚書等に基づき、規制基準等を遵守するよう、工場・事業場に対する規制・指導を徹底します。

##### イ) 自動車排出ガス対策の推進

- 香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、一定規模以上の事業者に義務付けている自動車排出ガス対策計画の作成等により、アイドリングストップの励行や低公害車の導入などを進めます。
- 交通流の円滑化のため、都市間の連絡道路や拠点へのアクセス道路、都市内の骨格となる道路、生活道路の整備とあいまって、新交通管理システム(UTMS)の拡充や信号機の高度化を推進し、自動車排出ガスの排出抑制を図ります。

##### ウ) 光化学オキシダント対策の推進

- 光化学オキシダント濃度が高くなる夏期には、県内全域を発令区域の対象とした迅速な注意報等が発令できるよう監視体制を強化するとともに、原因物質であると考えられる窒素酸化物や揮発性有機

化合物（VOC）について、大気汚染防止法に基づき、工場・事業場に立入検査を実施するなど排出基準遵守の取組みを徹底するとともに、効果的に排出削減が行われるよう、大規模な工場・事業場に協力要請を行います。

## エ) 微小粒子状物質の対策の推進

- 大気汚染防止法に基づき、継続的な環境監視と微小粒子状物質の成分の分析を行い、多岐にわたる発生源へ効果的な対策が行えるよう、知見を蓄積していきます。

## オ) アスベストの飛散防止の推進

- アスベストの大気中への飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づき、建築物の解体や補修作業時における特定粉じん排出作業の監視・指導を行うとともに、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例に基づき、吹き付けアスベストを使用している既存建築物について飛散防止措置などの指導を行います。

### 環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
大気に係る環境基準達成率			
・二酸化硫黄	%	100 (H25)	100
・二酸化窒素	%	100 (H25)	100
・一酸化炭素	%	100 (H25)	100
・浮遊粒子状物質	%	100 (H25)	100
・ベンゼン	%	100 (H25)	100
・トリクロロエチレン	%	100 (H25)	100
・テトラクロロエチレン	%	100 (H25)	100
・ジクロロメタン	%	100 (H25)	100
大気に係る環境基準平均超過時間			
・光化学オキシダント	時間	285 (H25)	改善を図る
光化学オキシダント注意報・警報の発令回数	回/年	0	0
微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起回数	回	0	0

### 各主体の取組方向

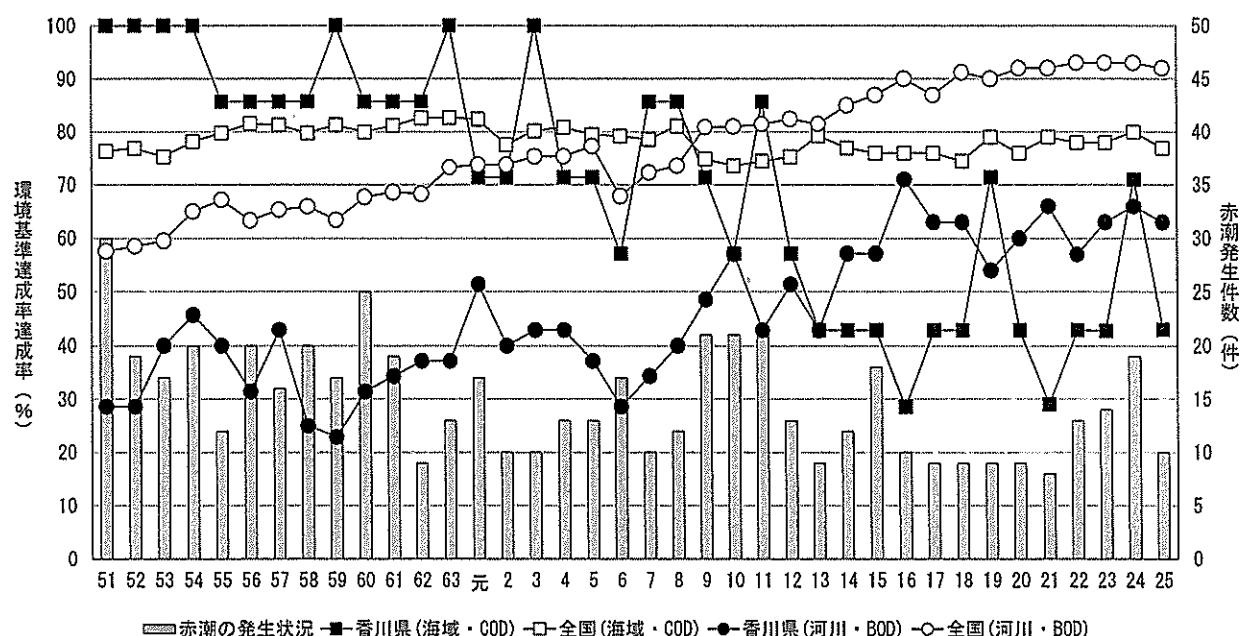
	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみなどの野外での焼却をしない。</li> <li>・公共交通機関や自転車などを利用し、マイカーの使用を控える。</li> <li>・自動車を運転するときは、ふんわりアクセルやアイドリングストップなどエコドライブを実践する。</li> <li>・自動車を購入するときは、電気自動車やハイブリッド車などの低公害車や低燃費車を選択する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法等に定める基準を遵守し、工場や事業場における大気汚染物質の排出ができる限り削減する。</li> <li>・共同輸配送など環境に配慮した物流システムの構築に努める。</li> <li>・自動車の使用をできるだけ控えるとともに、エコドライブを実践する。</li> <li>・電気自動車やハイブリッド車、天然ガス車などの低公害車や低燃費車の導入に努める。</li> </ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの実践の呼びかけなど、大気環境の保全意識を高めるための啓発活動を実施する。</li> </ul>

## 5-2 水環境、土壤・地盤環境の保全

### 現状と課題

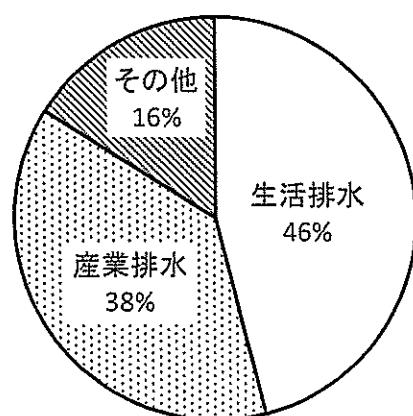
- 本県の河川や海域における水質について、カドミウム等の健康項目に関する環境基準は、すべての調査地点で環境基準を達成していますが、生活環境項目に関する環境基準のうち、有機汚濁の指標である河川の生物化学的酸素要求量（BOD）や海域の化学的酸素要求量（COD）は、いずれも全国平均に比べ環境基準の達成率が低いことから、引き続き水質汚濁の防止を図る必要があります。
- 土壤汚染や地下水の過剰採取による地盤沈下は、被害が発生するまで認識されにくく、また、被害が発生した場合の回復が容易でないことから、土壤汚染と地盤沈下の未然防止を図る必要があります。

図 5-2 公用用水域における環境基準（BOD・COD）達成率と赤潮発生件数の経年変化（全国・香川県）



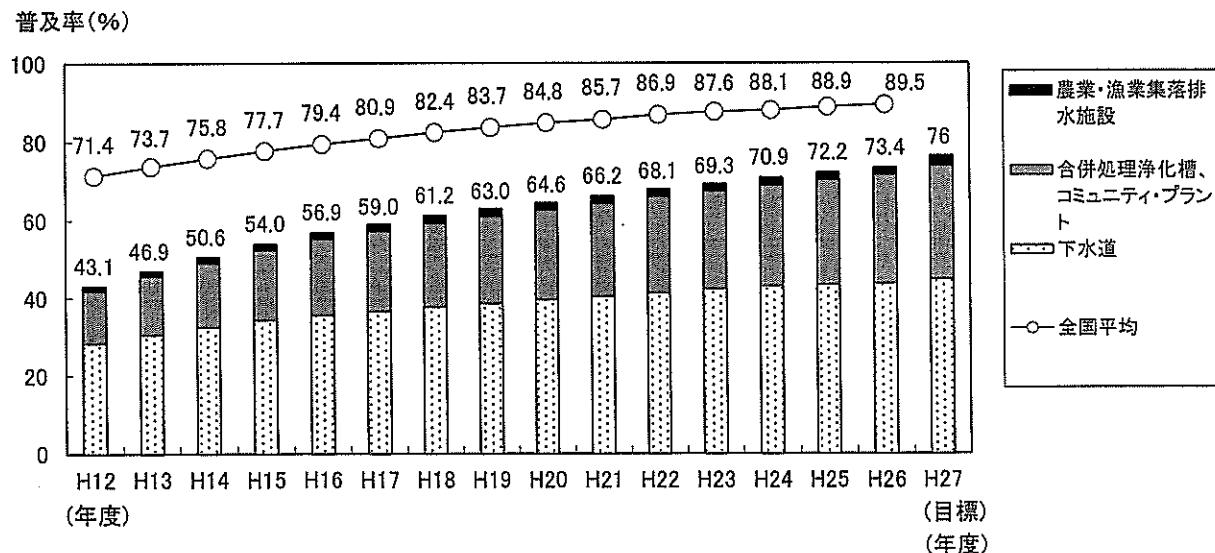
資料：香川県環境管理課

図 5-3 香川県の発生源別 COD 汚濁負荷量の割合（平成 25 年度）



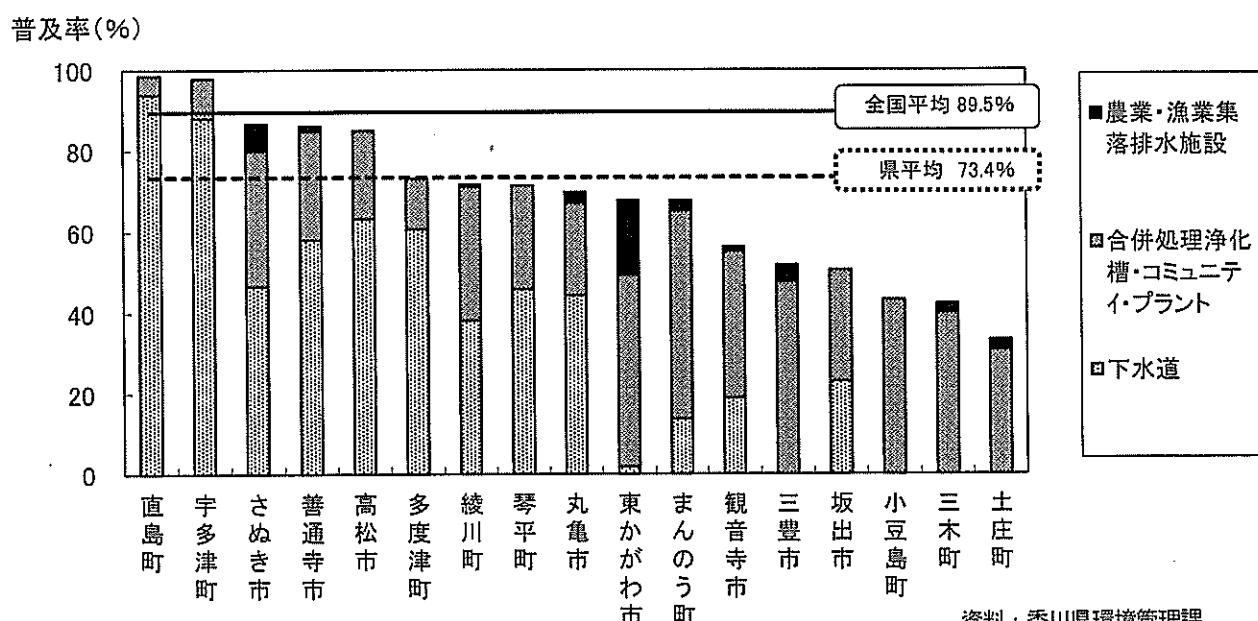
資料：香川県環境管理課

図5-4 生活排水処理施設の普及状況（香川県）



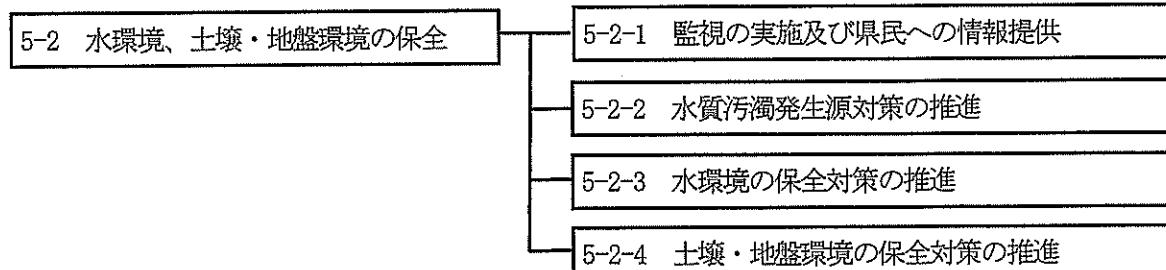
資料：香川県環境管理課

図5-5 市町別の生活排水処理施設の普及状況（平成26年度普及率順）



資料：香川県環境管理課

### 施策の体系



### 5-2-1 監視の実施及び県民への情報提供

#### ア) 計画的な監視の実施

- 水質汚濁防止法に基づき、公共用水域や地下水の水質汚濁の状況を把握するため、水質測定計画を作成し、常時監視を行います。

#### イ) 水質汚濁事故時の連絡体制の整備充実

- 香川県水質異常事故取扱マニュアルに基づき、国、市町、漁業関係団体等との通報連絡体制のもと、県内の公共用水域等において発生した水質異常事故に速やかに対処します。

### 5-2-2 水質汚濁発生源対策の推進

#### ア) 総量削減計画の推進

- 閉鎖性海域である瀬戸内海の水質保全対策を推進するため、総量削減計画に基づき、化学的酸素要求量（COD）や窒素、りんの削減に総合的・計画的に取り組みます。

#### イ) 工場・事業場に対する排水規制の推進

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可制度を適切に運用するとともに、水質汚濁防止法や香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、排水基準等を遵守するよう、工場・事業場に対する規制・指導を徹底します。

#### ウ) 生活排水処理施設の整備

- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、香川県全県域生活排水処理構想に基づき、下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を計画的に進め、汚水処理人口普及率を高めるとともに、適正な維持管理を行い、汚泥の適正処理や資源の有効利用を促進します。

- 凈化槽の機能が適正に維持されるよう、法定検査の制度の周知に努め、受検率の向上を図ります。

#### エ) 地下水の汚染防止対策の推進

- 地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法や香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、有害物質を使用している特定事業場等に対し排水基準の遵守や地下浸透の禁止について、規制・指導を徹底します。

- 地下水の水質状況の把握に努めるとともに、汚染が発見された箇所については、飲用井戸等衛生対策要領に基づき、井戸設置者等に衛生対策を指導します。

#### オ) 農畜水産業における水質汚濁負荷低減対策の推進

- 農業からの水質汚濁負荷を低減するため、適切な施肥および肥効調節型肥料や有機質肥料の利用、局所施肥技術など化学肥料の施用低減につながる効果的な施肥方法について指導するとともに、エコファーマーの認定支援など環境に配慮した農業を推進します。
- 畜産業からの水質汚濁負荷を低減するため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用に関する法律に基づく家畜排せつ物の処理・保管施設の管理基準等の遵守や適切な堆肥化を指導します。
- 魚類養殖業からの水質汚濁負荷を低減するため、適正な給餌方法等の指導を推進します。

#### カ) 開発事業等に係る排水対策の推進

- 開発事業等の実施に当たり、工事中の土砂や濁水の流出防止を図るため、環境影響評価制度やみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例に基づく事前協議等による沈砂池の設置や森林の残置、施工時期の配慮など、水質汚濁未然防止対策を推進します。

### 5-2-3 水環境の保全対策の推進

#### ア) 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の推進【再掲】

- 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画に基づき、沿岸域の環境の保全・再生・創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保に努めます。

#### イ) 香の川創生事業の促進

- ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例に基づき、住民・市町等と協働して、水質改善、水生生物の保全、水辺の美化活動などの事業を促進します。

#### ウ) 水道水源の保全

- 安全な水の確保を図るため、水源付近の汚染源の把握に努めるとともに、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づく水道事業者からの要請を受け、水道原水の水質の汚濁に関係があると認められる区域の保全対策を講じます。

#### エ) ため池の水質改善の促進

- 市町や土地改良区などため池の管理者に対し、水質改善の重要性の意識啓発を行うとともに、堆積土の浚渫や池干しの取組みを促進します。

### 5-2-4 土壌・地盤環境の保全対策の推進

#### ア) 土壤汚染防止対策の推進

- 一定規模以上の土地の形質変更時等において、土壤汚染が判明した場合には、土地の所有者等に対して汚染の除去等の適切な措置を行うよう指導します。
- 農用地の適切な保全と有効利用のため、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づき、農用地の土壤の重金属含有量の定点調査を行うとともに、汚染のおそれのある場合は、適宜土壤分析を行い、汚染防止に努めます。

#### イ) 地盤環境の保全対策の推進

- 地下水の過剰な採取による塩水化や地盤沈下などの地下水障害を防止し、地下水の適正かつ合理的な利用を推進するため、地下水位の観測を行うとともに、香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、継続的に地下水を採取する揚水施設の把握に努めます。

### 関連計画

#### ○水質測定計画

(公共用水域や地下水の水質汚濁状況を常時監視するため、測定すべき事項や測定の地点、その他必要な事項を定める計画)

#### ○水質総量削減計画

(閉鎖性海域である瀬戸内海の水質環境基準の確保を目的に、流入する汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する対策を総合的に推進する計画で、第8次水質総量削減計画を平成28年度に策定予定)

#### ○香川県全県域生活排水処理構想

(下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を推進する計画)

#### ○香川県水環境保全計画

(水環境を水質・水量・水生生物・水辺空間・水文化の5つの視点から捉え、県民・事業者・行政が協力して優れた水環境を保全・創出するための総合的な施策を推進する計画)

#### ○瀬戸内海の環境保全に関する香川県計画

(瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策を定めた計画)

#### ○香川県農業・農村基本計画

(農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)

#### ○香川県水産業基本計画

(水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)

#### ○家畜排せつ物の利用の促進を図るための香川県計画

(堆肥化の推進による資源の循環や畜産環境問題への対応を基本とした家畜排せつ物の利用促進計画)

## 環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
公共用水域に係る環境基準達成率 ・健康項目 ・生活環境項目（河川BOD） ・生活環境項目（海域COD）	%	100 (H25) 63 (H25) 43 (H25)	100 100 100
水質汚濁物質の発生負荷量 ・COD ・窒素 ・りん	t/日	25 (H25) 29 (H25) 1.6 (H25)	第8次水質総量削減 計画における目標 値
汚水処理人口普及率	%	73.4	80
下水道の普及率	%	43.8	47.1
農業集落排水施設等の普及率	%	1.7	2.1
合併処理浄化槽の普及率	%	27.7	30.6
土壤（農地）の環境基準達成率	%	100	100

## 各主体の取組方向

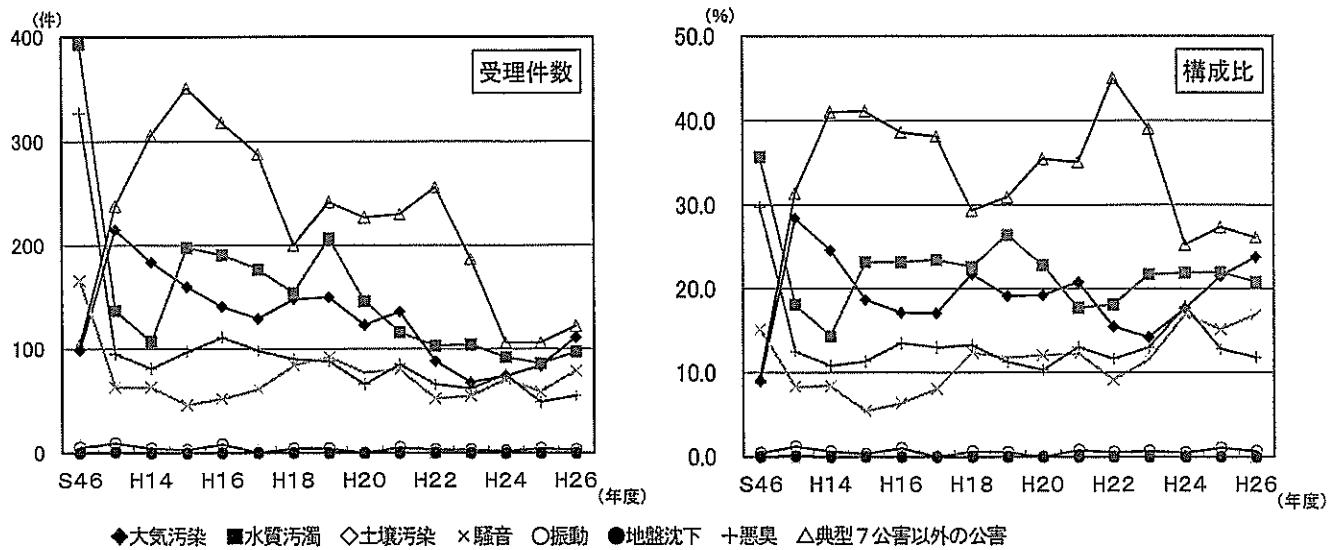
	わたしたちにできること
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済みの油を流さない、洗剤などの過剰使用をしないなど、家庭でできる生活排水対策を実行する。</li> <li>下水道への接続や単独浄化槽等から合併処理浄化槽への切替えなど、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備等を行う。</li> <li>保守点検や清掃など浄化槽の適切な維持管理を行う。</li> <li>河川や海岸の清掃活動など地域で行われる環境美化、環境保全活動に参加する。</li> <li>家庭菜園や庭などの肥料や農薬の過剰使用を控える。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止法等に定める基準を遵守し、工場や事業場における水質汚濁物質の排出ができる限り削減する。</li> <li>保守点検や清掃など浄化槽の適切な維持管理を行う。</li> <li>ため池の池干しを行う。</li> <li>雨水や下水処理水など雑用水の利用に努め、水の使用量を減らす。</li> <li>土壤汚染の未然防止のため、原材料や廃棄物などを適正に管理する。</li> <li>化学肥料や農薬を適正に使用するなど環境に配慮した農業を実践する。【再掲】</li> <li>河川や海岸の清掃活動など地域で行われる環境美化、環境保全活動に参加する。</li> </ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川や海岸の清掃活動など地域で行われる環境美化、環境保全活動を通じて、自然環境の保全や雨水の地下浸透による地下水涵養の大切さを呼びかける。</li> <li>肥料の適正使用を呼びかける。</li> </ul>

## 5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進

### 現状と課題

- 騒音・振動・悪臭は、私たちの日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害と呼ばれ、その発生源も多種多様で、行政機関に寄せられる公害苦情の4分の1程度を占めています。
- 騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制地域は、市の区域は市が、町の区域は県が指定し、市町が工場・事業場、建設作業等規制対象の監視・指導を行っており、県民の快適な生活環境を守るため、市町と連携して取り組む必要があります。
- 我々の生活や事業活動からは、様々な化学物質が環境に排出されており、生活環境や人へ影響を与えるおそれのあるものもあることから、県内の排出状況を把握し、排出抑制、管理の徹底を図るとともに県民に対し、化学物質に関する正しい情報をわかりやすく提供する必要があります。また、ダイオキシン特別措置法に基づくダイオキシン類対策とともに、大気への水銀の排出の規制を定めた大気汚染防止法の施行に合わせた取組みを行う必要があります。
- モニタリングポストによる大気中の放射線量の常時測定や水道水や降下物等に含まれる放射性物質の測定を継続するとともに、測定結果を公表し、県民の放射能に対する不安解消に努める必要があります。

図 5-6 公害苦情の受理件数と種類別構成比の推移（香川県）



資料：香川県環境管理課

### 施策の体系

#### 5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進

##### 5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進

##### 5-3-2 化学物質対策などの推進

## 施策の方向

### 5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進

#### ア) 騒音・振動対策の推進

- 騒音規制法や振動規制法に基づき、町の意見を聞きながら必要に応じて適切に騒音・振動規制地域の見直し（拡大）を行うとともに、市町に対して、騒音・振動防止対策に関する技術的助言に努めます。
- 香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、航空機による宣伝やカラオケなど騒音規制法の対象外の日常騒音を規制します。
- 自動車による交通騒音を監視するため、幹線交通道路に面する地域の面的評価を行うとともに、高松空港周辺地域における航空機騒音調査や本州四国連絡橋の鉄道騒音調査を実施し、必要に応じ関係機関への騒音低減対策の要請等を行います。

#### イ) 悪臭防止対策の推進

- 悪臭防止法に基づき、町の意見を聞きながら必要に応じて、適切に悪臭規制地域の見直し（拡大）を行うとともに、市町に対して、悪臭対策に関する技術的助言に努めます。
- 畜産業からの悪臭防止のため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用に関する法律に基づく家畜排せつ物の処理・保管施設の管理基準等の遵守を指導します。

### 5-3-2 化学物質対策などの推進

#### ア) 化学物質の使用実態の把握と適正管理の推進

- 化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善が促進されるよう、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律のPRTR制度に基づき、環境中への化学物質の排出量や移動量を公表し、化学物質の適正管理を促進します。
- 化学物質による環境汚染の実態を把握するため、環境省委託事業である化学物質環境実態調査を実施します。

#### イ) 化学物質（農薬）の安全管理、安全使用の推進

- 農薬による環境への汚染防止を図るため、農薬販売業者や生産者に対する立入検査、講習会等を通じて指導します。
- 香川県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱や香川県ゴルフ場農薬安全使用指針に基づき、事業者のゴルフ場における農薬使用の指導を徹底します。

#### ウ) ダイオキシン類対策の推進

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、香川県ダイオキシン類環境監視計画を定め、大気、河川と海域の水質と底質、発生源周辺の土壤調査を実施するとともに、工場・事業場について排出ガス・排出水及び燃焼灰その他の燃え殻中に含まれるダイオキシン類の汚染状態の監視と指導等を行い、排出の削減に努めます。

#### エ) 環境放射能対策の推進

- 環境放射能の常時監視を引き続き行うとともに、その結果を公表します。また、原子力発電所等における災害が発生した際には、原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針に基づき、放射能調査の充実を図ります。

## 関連計画

- 家畜排せつ物の利用の促進を図るための香川県計画

(堆肥化の推進による資源の循環や畜産環境問題への対応を基本とした家畜排せつ物の利用促進計画)

## 環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
騒音に係る環境基準達成率 ・一般地域 ・道路に面する地域 ・航空機騒音	%	100 (H25) 98.7 (H25) 100 (H25)	100 100 100
振動苦情件数	件	3	減少
悪臭苦情件数	件	55	減少
ダイオキシン類の環境基準達成率 ・大気汚染に係る環境基準達成率 ・水質汚濁に係る環境基準達成率 ・水底の底質汚染に係る環境基準達成率 ・土壤汚染に係る環境基準達成率	%	100 (H25) 100 (H25) 100 (H25) 100 (H25)	100 100 100 100

## 各主体の取組方向

わたしたちにできること	
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピアノ、ペットの泣き声など日常生活から出る音が、近隣への騒音とならないよう配慮する。</li> <li>自動車を運転するときは、急発進・急加速をしないなど騒音をみだりに発生させない。</li> <li>悪臭の発生源となるごみなどを野外で焼却しない。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制法等に定める規制基準を遵守し、騒音、振動、悪臭の発生をできる限り防止する。</li> <li>建設作業時や工場・事業場で使用する機械について、低騒音、低振動型機械等を導入するなど、騒音や振動の発生の低減に努める。</li> <li>家畜排せつ物に起因する悪臭を防止するため、これを適正に処理する。</li> </ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣騒音への配慮など社会生活のマナーを呼びかける。</li> </ul>

## 5-4 うるおいのある快適な地域づくり

### 現状と課題

- 都市公園、森林公園、神社林、田園など身近な緑や水辺は、地域住民にうるおいとやすらぎを与える場としてだけでなく、野生生物の生息・生育の場にもなっています。特に河川や海岸、ため池などは、自然環境との調和に配慮した利用や整備が求められています。
- 地域の生活環境を快適なものにするために、農村景観や歴史的・文化的景観、街並みなどを地域住民とともに整備・保全し、良好な景観を維持・形成していく必要があります。
- 本県には、豊かな自然と風土に育まれてきた地域独自の伝統文化、自然物など多くの歴史的・文化的資源があることから、これらを保全・継承し、それらの価値の積極的な活用を図っていく必要があります。
- 人口減少の進行等により土地利用効率の低下が懸念される中、地域の特性に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、引き続き総合的かつ計画的に県土の効率的な利用を推進する必要があります。

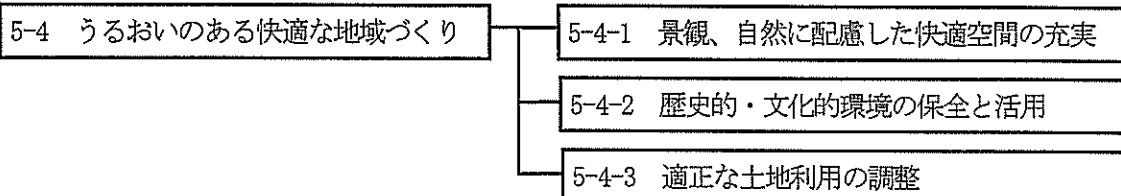
表5-1 文化財の指定件数（香川県）

（平成27年3月31日現在）

区分	総数	有形文化財							民俗文化財			記念物				伝統的建造物群 保存地区	登録有形民俗文化財	登録記念物				
		計	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	考古資料	歴史資料	無形文化財 計	有形民俗文化財 計	無形民俗文化財 計	史跡	名勝	天然記念物						
総数	393	237	46	41	75	38	20	7	8	2	4	52	22	30	99	52	6	41	1	391	2	1
国指定	172	120	28	22	33	18	12	5	1	1	1	13	10	3	37	20	5	12	1	391	2	1
県指定	221	117	18	19	42	20	8	2	7	1	3	39	12	27	62	32	1	29	—	—	—	—

資料：香川県生涯学習・文化財課

### 施策の体系



### 施策の方向

#### 5-4-1 景観、自然に配慮した快適空間の充実

##### ア) 水辺空間の形成

- 河川の整備に当たっては、治水対策とあわせ、自然石や魚巣ブロックを使った親水護岸の整備など、野生生物の生息・生育環境に配慮した多自然川づくりを進め、河川環境の保全・創出に努めます。
- 海岸の整備に当たっては、防災対策とあわせ、海岸が本来有する生物の生息・生育環境にも配慮したうるおいのある水辺空間の保全・創出に努めます。

#### イ) 緑地等の整備や緑化の推進

- 快適な生活環境の創造を図るため、住民の憩いの場や震災時の復旧拠点として機能するなど安全で安心できる港湾緑地の整備を行うとともに、沿道における良好な生活環境の確保のため、緑化整備が必要な道路については、植樹帯の整備を進めます。

#### ウ) 都市公園の整備と保全

- 都市公園の整備に当たっては、地域の文化・スポーツレクリエーションといった地域住民の憩いの場として、その目的に応じた整備を図ります。また、既存公園についても適切な維持管理を行い、公園内におけるみどりの保全など緑地の確保を図ります。

#### エ) 森林公園等の整備・管理

- 県民が安全に安心して利用できるよう、施設の充実を図るとともに、適切な維持管理を行い、年間を通して施設の利用促進などに努めます。

#### オ) 良好的な景観の形成

- 景観法の基本理念の下、良好な景観形成に努めるとともに、県民の景観意識の向上と市町の景観計画の策定を促進します。
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき、風致地区内の建築、宅地造成等の行為を規制し、都市における良好な自然的景観を形成している土地の風致の維持・保全を図ります。
- 良好的な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、香川県屋外広告物条例等に基づき、屋外広告物、屋外広告業に対する規制等必要な措置を講じます。
- 都市景観の向上や安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化（電線類の地中化）の整備を推進します。
- 調和のとれた良好な市街地環境の形成のため、土地区画整理事業・市街地再開発事業を促進します。
- 農村の生活環境の向上や農村の自然や美しい景観を保全し、将来の世代へ継承するため、環境や景観に配慮した農村整備に取り組みます。

#### カ) 環境保全・環境美化活動の促進

- 地域の自治会や学校、企業、ボランティアなどの団体が、日頃利用する身近な道路を主体的に維持管理する取組みが広く展開されるよう、道路の美化清掃や緑化活動を支援する「香川さわやかロード事業」を推進します。

### 5-4-2 歴史的・文化的環境の保全と活用

#### ア) 文化財の保存と活用

- 歴史的風土を構成する史跡・名勝・天然記念物等の文化財の保存整備を図り、優れた文化遺産に接し、親しみ、利用できる環境を整えます。
- 有形・無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群のうち、歴史的な価値を有するものを文化財として指定または登録し、その保存と活用を図ります。
- 地域の歴史や文化の解明に重要な価値を有する埋蔵文化財について、分布調査や発掘調査を実施するなど保存に必要なデータの収集に努めます。

#### イ) 文化財の保護に関する啓発活動の推進

- 文化施設等での文化財の公開を積極的に行い、県民がその価値を認識するとともに、学校教育や生涯学習において文化財を通して地域の歴史や文化を学ぶ機会の充実を図ります。

#### ウ) 四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録

- 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向け、札所寺院や遍路道の調査研究など登録に必要な取組みを推進します。

### 5-4-3 適正な土地利用の調整

- 土地の有効利用の促進と環境に配慮した土地利用を図るため、香川県土地利用基本計画による総合調整機能を経ながら、土地利用に関する諸計画の適切な運用に努めます。

- 開発行為などの土地利用転換は、環境への影響も含めて容易に復元しないことに留意し、森林法や都市計画法、農地法、みどり豊かでうるおいのある国土づくり条例などを適切に運用し、環境に配慮した土地利用の確保を図ります。

#### 関連計画

##### ○香川県土地利用基本計画

(香川県の区域において、土地利用に関する諸法律の枠を超えて、土地利用の基本的な方向付けを行い、総合調整機能を果たすもので、直接的には国土利用計画法に基づく土地取引規制、間接的には諸法律に基づく開発行為の規制等に関する措置を行うに当たっての基本となる計画)

#### 環境指標

項目	単位	現況【H26年度】	目標【H32年度】
県民がふれあうことのできるみどりの面積※	ha	1,848 (H25)	1,920
リフレッシュ「香の川」パートナーシップ協定締結団体数	団体	89	99
香川さわやかロード参加団体数	団体	140	140
国県指定の文化財数(平成28~32年度の累計)	件	8 (H22~26)	10
四国八十八箇所靈場と遍路道の世界遺産登録に向けての札所寺院及び遍路道の保護措置数(累計)	か所	6	10

※ 都市公園や港湾緑地、森林公園の「みどり」と、フォレストマッチングや里山オーナー制度、森林ボランティア等の活動する「森林」を合わせたもの

#### 各主体の取組方向

	わたしたちにできること
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>庭やベランダなどの緑化を実施する。</li> <li>都市公園や親水公園などに足を運び、地域の緑や水辺に親しむ。</li> <li>公園などを利用する際にはごみを持ち帰るなど、地域のルールとマナーを守る。</li> <li>身近な公園や水辺などで行われる自然観察会や環境美化、環境保全活動に参加する。</li> <li>四国八十八箇所靈場と遍路道など、地域の歴史・文化遺産とふれあう。</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上、壁面緑化など事業場の緑化に努める。</li> <li>広告看板等の設置に当たっては、景観に配慮した素材や色彩を使用するなど、周辺の環境に配慮する。</li> <li>開発事業に当たっては、施工場所や施工内容など、地域の景観や歴史・文化遺産など周辺の環境に配慮する。</li> <li>事業場周辺の清掃など地域で行う環境美化活動や環境保全活動に参加する。</li> <li>土地利用関係法令を遵守するとともに、効率的な土地利用や環境への配慮に努める。</li> </ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の環境や歴史・文化を活用したイベントの開催など、保全意識を高めるための啓発活動を実施する。</li> <li>四国八十八箇所靈場と遍路道に関する調査研究など、歴史・文化遺産の保護と継承に必要な調査などに協力する。</li> </ul>



## **第5章 計画の推進**

---

**1 推進体制**

**2 進行管理**

# 第5章 計画の推進

## 1 推進体制

県は、計画を総合的に推進する体制の充実に努めるとともに、計画の推進主体として位置づけられる県民、事業者等の多様な主体との連携と協力のもとに計画を推進します。

### (1) 県の推進体制の充実

- 本計画に基づく環境保全に関する施策の実効性を確保するため、関係部局等相互の緊密な連携と調整を行い、施策を総合的かつ計画的に推進します。

### (2) 多様な主体との連携

- 本計画の推進に当たり、県民、事業者、民間団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携と協働による取組みを進める必要があります。

このため、県は、県民や事業者、民間団体等に対し、積極的に環境に関する情報の提供を行い、認識の共有化を図るとともに、多様な主体の参画と協働を促進します。

また、市町に対し、環境情報の提供や意見交換等を行うことにより、相互の連携を強化するとともに、本計画に沿って行われる市町の施策を支援することにより、施策の一層の推進を図ります。

さらに、広域的な環境問題や本県単独で解決できない問題については、国や他の地方公共団体との連携と調整に努めます。

## 2 進行管理

本計画の実効性を確保するため、進捗状況を客観的に評価し、課題を整理したうえで、施策を継続的に見直しながら、計画の着実な推進を図ります。

### (1) 進捗状況の評価

- 計画に掲げる環境指標の達成状況や施策の実施状況などをもとに、P D C A (PLAN → D O → CHECK → ACTION) サイクルを通じて、計画の進捗状況を評価し、適切な進行管理を行います。
- 社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて、本計画の見直しを行います。

### (2) 進捗状況の公表

- 県民や事業者等各主体の環境への理解と認識を深め、自主的・積極的な行動の促進を図るため、環境の状況、施策の実施状況等について、環境白書を作成し、公表します。

## **参考資料**

---

- 1 環境指標一覧**
- 2 用語解説**
- 3 香川県環境基本条例**
- 4 平成 26 年度県政世論調査結果**

# 1 環境指標一覧

環境指標	単位	現況 (H26 年度)	目標 (H32 年度)	指標の選定理由	目標値設定の 考え方
【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりの推進					
1 環境学習応援団 団体数	団体	34	50	環境に関する出前講座などを行う環境学習応援団を増やし、子どもから大人まで幅広く学習機会を提供する必要があるため。	H26 年度実績から 50%の増加をめざす。
2 「さぬきっ子環境スタディ」の小中学校での活用率	%	小 86 中 68.9 (H25)	100	学校における環境教育をさらに推進する必要があるため。	すべての小中学校での活用をめざす。
3 環境教育・環境学習 参加者数	人	22, 523	25, 000	環境教育・環境学習は環境に関する様々な取組みの基本となるため。	1割増をめざす。
4 かがわ里海大学 (仮称)修了者数	人	0	900	里海づくりを牽引する人材を育成する必要があるため。	毎年度専門講座 20 人、一般講座 160 人の修了をめざす。
5 水生生物及び海ごみ 調査の参加者数	人	912	1, 000	できるだけ多くの県民等が環境監視に関わることにより里海意識の醸成を図っていく必要があるため。	1割増をめざす。
6 県内一斉海ごみクリーン作戦参加者数	百人	576	605	できるだけ多くの県民等の参加により海ごみ対策等を推進する必要があるため。	5%増をめざす。
7 海底ごみ回収活動実施ヶ所数	ヶ所	24	30	豊かな海を目指し、海底ごみの回収を推進する必要があるため。	年1ヶ所増をめざす。
8 藻場造成面積(累計)	ha	119	131	豊かな海を目指し、水産生物の幼稚仔魚の保護を図る必要があるため。	5年間で 10ha の面積拡大をめざす。
9 放置竹林対策実施面積(H28~32 年度の累計)	ha	0	100	放置竹林が拡大する中、里山の再生等に向け、対策を進める必要があるため。	年 20ha の対策実施をめざす。
10 買い物袋持参率	%	36. 6	40	環境にやさしい消費者行動を数値化できるものであるため。	現計画目標の倍増をめざす。
11 環境に配慮した事業所の認定件数(累計)	件	16	20	事業活動における自主的な環境配慮の取組みが重要であるため。	H26 年度実績から 20%の増加をめざす。
12 環境に配慮した製品の認定件数(累計)	件	45	54	事業活動における自主的な環境配慮の取組みが重要であるため。	H26 年度実績から 20%の増加をめざす。

環境指標	単位	現況 (H26 年度)	目標 (H32 年度)	指標の選定理由	目標値設定の 考え方
【地球環境分野】 地域から取り組む地球環境の保全					
13 温室効果ガス排出量	千 t-CO <sub>2</sub>	11,027 (H24)	9,682	地球温暖化対策の成果を表す基本的な指標であるため。	国の削減目標に即して、H24 年度統計データ（暫定値）等により算定した。
14 エネルギー消費量	千 kJ	2,599 (H24)	2,479	温室効果ガス排出量の削減に向け省エネルギー行動の拡大を図っていく必要があるため。	国の長期エネルギー需給見通しで示された内容に即して、H24 年度統計データ（暫定値）等により算定した。
15 かがわ省エネ節電所の登録者数(累計)	世帯 事業所	1,388 世帯 333 事業所	4,500 世帯 1,300 事業所	できるだけ多くの県民及び事業所に省エネ行動を行っていただくことが重要であるため。	毎年度 500 世帯、150 事業所の新規登録をめざす。
16 事業所向け省エネルギー講座の受講者数	人	173	200	省エネに有効な手法や最新機器について事業者に情報提供することが重要であるため。	H26 年度実績から 15% の増加をめざす。
17 緑のカーテンコンテスト参加申込件数	件	252	500	緑のカーテンの設置は県民・事業者の具体的な省エネ行動の 1 つであるため。	H26 年度実績の倍増をめざす。
18 住宅用太陽光発電設備設置件数(累計)	件	20,100	30,000	日照時間が長いという本県の特性を踏まえ太陽光発電の普及を図ることが重要であるため。	毎年度 H26 年度設置件数(1,693 件)の維持をめざす。
19 県有施設への太陽光発電設備導入量(累計)	kW	992.5	1,142	県が率先し導入することにより、太陽光発電の普及を図ることが重要であるため。	毎年度 1 施設(20kW)以上の導入をめざす。
20 主な公共交通機関利用者数	千人	34,629	34,705	運輸部門の温室効果ガス削減に向け、公共交通機関の利用促進を図る必要があるため。	人口が減少している中、利便性及び結節性の向上を図ることにより、現状からの利用者増をめざす。
21 森林整備面積(H28～32 年度の累計)	ha	843 (H26 単年度)	5,000	間伐や植林等の森林整備を推進する必要があるため。	現状の整備水準を確保する。
22 県産木材の搬出量	m <sup>3</sup>	4,461	5,000	県産木材が利用されることにより、持続的な森林の整備・保全につながるため。	県産木材の利用促進を図ることなどにより 1 割以上の増加をめざす。
【資源循環分野】 環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成					
23 一般廃棄物(し尿を除く)の総排出量	万 t	33.0 (H25)	29.0	持続可能な循環型社会の構築に向け、2 R の一層の推進が必要であるため。	県民、事業者への啓発等により、将来推計値(H32:29.5 万 t)からさらに 0.5 万 t 削減することをめざす。

	環境指標	単位	現況 (H26 年度)	目標 (H32 年度)	指標の選定理由	目標値設定の 考え方
24	一般廃棄物(し尿を除く)の一人一日当たりの排出量	g	895 (H25)	815	持続可能な循環型社会の構築に向け、2 Rの一層の推進が必要であるため。	県民、事業者への啓発等により、将来推計値(H32: 834g)からさらに 19 g 削減することをめざす。
25	一般廃棄物のリサイクル率	%	20.1 (H25)	24.0	持続可能な循環型社会の構築に向け、リサイクルの一層の推進が必要であるため。	焼却ごみの資源化を促進し、リサイクル率の 3.9 ポイント向上をめざす。
26	一般廃棄物の最終処分量	万 t	3.6 (H25)	3.0	持続可能な循環型社会の構築に向け、3 Rの一層の推進が必要であるため。	上記のとおり総排出量が減少し、資源化量が増えることをめざす。
27	産業廃棄物の総排出量	万 t	243.6 (H25)	242.0	持続可能な循環型社会の構築に向け、2 Rの一層の推進が必要であるため。	景気動向により微増傾向にあることから、前計画策定前の H22 年度実績値まで減少させることをめざす。
28	産業廃棄物のリサイクル率	%	70.1 (H25)	71.5	持続可能な循環型社会の構築に向け、リサイクルの一層の推進が必要であるため。	毎年 0.2 ポイント(直近の伸び率)ずつ向上することをめざす。
29	産業廃棄物の最終処分量	万 t	18.1 (H25)	17.2	持続可能な循環型社会の構築に向け、3 Rの一層の推進が必要であるため。	上記のとおり総排出量が減少し、リサイクル率が向上することをめざす。
30	廃棄物不適正処理苦情件数	件	160	減少	廃棄物適正処理の一層の推進を図る必要があるため。	減少をめざす。
31	水道の一人一日当たり平均給水量	ℓ/人・日	372 (H25)	367	雑用水利用の促進や節水意識の啓発活動等を通じて水の有効利用を推進する必要があるため。	節水意識の普及・啓発により、5 年間で 5 ℓ の削減をめざす。
32	水道の一人一日当たり生活平均給水量	ℓ/人・日	231 (H25)	226	雑用水利用の促進や節水意識の啓発活動等を通じて水の有効利用を推進する必要があるため。	節水意識の普及・啓発により、5 年間で 5 ℓ の削減をめざす。

【自然環境分野】自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進

33	生物多様性に関する県民の認知度(県政モニターアンケートで「生物多様性」を「知っている」と回答した人の割合)	%	20	40	生物多様性の保全を図るために、県民の生物多様性に関する認知度を向上させる必要があるため。	H26 年度県政モニターアンケート結果の倍増をめざす。
----	---	---	----	----	--	-----------------------------

環境指標		単位	現況 (H26 年度)	目標 (H32 年度)	指標の選定理由	目標値設定の 考え方
34	ニホンジカの生息頭数	頭	4,000 (H25)	1,800	ニホンジカの生息頭数の減少と生息範囲の縮小を図る必要があるため。	小豆島 1,500 頭、小豆島以外 300 頭をめざす。
35	特に加害レベルの高いニホンザルの群れ	群	10 (H25)	0 (H29)	特に加害性の高いニホンザルの群れの対策を緊急に進める必要があるため。	H29 年度までに解消をめざす。
36	狩猟免許所持者数	人	1,892	2,500	将来に亘って有害鳥獣対策を推進するためには、若手狩猟者を確保しながら免許所持者数の増加を図る必要があるため。	毎年度 100 人の増加をめざす。
37	新規就農者数 (H28～32 年度の累計)	人	591 (H22～26)	700	新規就農者を確保し、農地の保全を図る必要があるため。	過去 5 年間の平均(118 人/年)を上回る年間 140 人の新規就農者を確保し、累計 700 人をめざす。
38	エコファーマーの新規認定者数 (H28～32 年度の累計)	人	33	50	環境保全型農業の促進を図る必要があるため。	過去 5 年間の実績等を勘案し、年間 10 人の新規認定をめざす。
39	集落営農組織数 (累計)	組織	225	350	集落営農を促進し、農地の保全を図る必要があるため。	過去 5 年間の実績(14.6/年)を上回る 20 組織/年の増加をめざす。
40	ほ場整備面積 (累計)	ha	7,570	7,685	効率的で生産性の高い農業経営の確立を支援する必要があるため。	優良農地の確保と農地の集積・有効利用を図るため、年間 20 ha の実施をめざす。
41	老朽ため池の全面改修整備箇所数(累計)	か所	3,422	3,536	本県農業用水の主要な水源であるため池の防災対策を引き続き推進する必要があるため。	年間 20 ヶ所の改修を行う。
42	協働活動による多面的機能の維持発揮を行う農用地面積	ha	13,784	16,340	農業生産活動の場を確保するとともに、農業者、自治会等多様な主体が参画し協働活動による農業・農業用施設の保全管理が重要であるため。	県内の稻作作付面積水田(14,500ha)とその区域内に存在する畑(1,840ha)の合計面積を目標とする。
43	耕作放棄地解消面積 (H28～32 年度の累計)	ha	2,175 (H26 現在の耕作放棄地面積)	500	農地は農業生産の基盤となる貴重な資源であり農地として利用される必要があるため。	過去 5 年間の耕作放棄地の解消及び新規発生の実績を勘案し、5 年間で 500ha の削減をめざす。
44	野生鳥獣被害が発生している集落数	集落	372	200	地域や市町が行う取組みを支援し、鳥獣による被害の軽減を図る必要があるため。	被害集落数を現状から 5 年間で半減させるため、毎年 10% 減少をめざす。

環境指標		単位	現況 (H26 年度)	目標 (H32 年度)	指標の選定理由
【生活環境分野】安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全					
	大気に係る環境基準達成率				
45	・二酸化硫黄	%	100(H25)	100	
46	・二酸化窒素	%	100(H25)	100	
47	・一酸化炭素	%	100(H25)	100	
48	・浮遊粒子状物質	%	100(H25)	100	大気汚染物質による汚染状況を把握し、工場・事業場に対する規制・指導を徹底するため。 達成率100%をめざす。
49	・ベンゼン	%	100(H25)	100	
50	・トリクロロエチレン	%	100(H25)	100	
51	・テトラクロロエチレン	%	100(H25)	100	
52	・ジクロロメタン	%	100(H25)	100	
	大気に係る環境基準平均超過時間				
53	・光化学オキシダント	時間	285(H25)	改善を図る。	工場・事業場に対する規制・指導を徹底し、光化学オキシダントによる汚染を減らすため。 現状からの改善をめざす。
54	光化学オキシダント注意報・警報の発令回数	回/年	0	0	工場・事業場に対する規制・指導を徹底し、光化学オキシダントによる汚染を減らすため。 発令なしをめざす。
55	微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起回数	回	0	0	微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染の状況を把握する必要があるため。 注意喚起なしをめざす。
	公共用水域に係る環境基準達成率				
56	・健康項目	%	100(H25)	100	
57	・生活環境項目(河川 BOD)	%	63(H25)	100	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。 達成率100%をめざす。
58	・生活環境項目(海域 COD)	%	43(H25)	100	
	水質汚濁物質の発生負荷量				
59	・COD	t/日	25(H25)	第8次水質総量削減計画における目標値	汚濁物質の発生負荷量を把握し、水質保全に努める必要があるため。 国、関係府県と調整のうえ、H28年度にH31年度を目標とする水質総量削減計画を策定予定のため。
60	・窒素	t/日	29(H25)		
61	・りん	t/日	1.6(H25)		
62	汚水処理人口普及率	%	73.4	80	水環境の保全を図るために各種生活排水処理施設の整備状況全体を表す指標であるため。 全県域生活排水処理構想のH32年度末の普及率を目標値とする。

環境指標		単位	現況 (H26 年度)	目標 (H32 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
63	下水道処理人口普及率	%	43.8	47.1	水環境の保全を図るための公共下水道の整備状況を表す指標であるため。	全県域生活排水処理構想のH32年度末の普及率を目標値とする。
64	農業集落排水施設等の普及率	%	1.7	2.1	水環境の保全を図るための農業集落排水施設等の整備状況を表す指標であるため。	全県域生活排水処理構想のH32年度末の普及率を目標値とする。
65	合併処理浄化槽の普及率	%	27.7	30.6	水環境の保全を図るための合併処理浄化槽の整備状況を表す指標であるため。	全県域生活排水処理構想のH32年度末の普及率を目標値とする。
66	土壌(農地)の環境基準達成率	%	100	100	農用地での重金属含有量の定期的な監視を継続し、汚染防止に努める必要があるため。	達成率100%をめざす。
騒音に係る環境基準達成率						
67	・一般地域	%	100 (H25)	100		
68	・道路に面する地域	%	98.7 (H25)	100	基準達成状況を把握し、必要に応じ、関係機関への要請を行うため。	達成率100%をめざす。
69	・航空機騒音	%	100 (H25)	100		
70	振動苦情件数	件	3	減少	振動の状況を把握し、必要に応じ市町に技術的助言を行うため。	苦情件数の減少をめざす。
71	悪臭苦情件数	件	55	減少	悪臭の状況を把握し、必要に応じ市町に技術的助言を行うため。	苦情件数の減少をめざす。
ダイオキシン類の環境基準達成率						
72	・大気汚染に係る環境基準達成率	%	100 (H25)	100		
73	・水質汚濁に係る環境基準達成率	%	100 (H25)	100		
74	・水底の底質汚染に係る環境基準達成率	%	100 (H25)	100	基準達成状況を把握し、必要に応じ削減対策を講じるため。	達成率100%をめざす。
75	・土壤汚染に係る環境基準達成率	%	100 (H25)	100		
76	県民がふれあうことのできるみどりの面積	ha	1,848 (H25)	1,920	都市公園や森林公園、フォレストマッチングなど県民がふれあうことのできる緑を増やす必要があるため。	都市公園や森林公園、フォレストマッチングなどの面積を集計して、現状から4%程度の増加をめざす。

環境指標		単位	現況 (H26 年度)	目標 (H32 年度)	指標の選定理由	目標値設定の 考え方
77	リフレッシュ「香の川」 パートナーシップ協定 締結団体数	団体	89	99	自発的な美化活動が実施されており、今後も参加を呼びかけていく必要があるため。	毎年2団体の増をめざす。
78	香川さわやかロード 参加団体数	団体	140	140	快適な環境づくりが広く実践されており、今後も参加を呼びかけていく必要があるため。	現状維持をめざす。
79	国県指定の文化財数 (平成 28~32 年度累計)	件	8 (H22~26)	10	歴史的な価値を有するものを文化財として指定・登録し保存と活用を図る必要があるため。	毎年2件の指定をめざす。
80	四国八十八箇所霊場と 遍路道の世界遺産登録 に向けての札所寺院及び 遍路道の保護措置数 (累計)	か所	6	10	世界遺産への登録には、構成資産の文化財保護法による保護措置が図られていることが必要であるため。	10 カ所の保護措置をめざす。

## 2 用語解説

### 【あ行】

#### アスベスト

天然に産する纖維状けい酸塩鉱物で、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれている。丈夫で熱、酸やアルカリなどに強く、安価なことから、耐火被覆材、断熱材、保温材などに使用されてきた。しかし、アスベストは、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

#### 池干し

ため池の維持管理のため、冬季に農業用ため池の水を落とすこと。このとき水草の除草や栄養分の多い底泥を除去するため、池の富栄養化や生態系の遷移が抑えられる。

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類される。

#### ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂るなどがその工夫例。

#### エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組みを進めることができるよう、環境経営の仕組み、環境への取組み、環境報告を一つに統合した環境省が定める環境配慮の手法。

#### エコタウン事業

先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的として、平成9年度に国で創設された事業。本県では、直島町において、廃棄物の新たなリサイクルシステムを構築する環境産業の育成と住民主体の環境調和型まちづくりを開拓し、循環型社会のモデル地域を形成するエコタウンプラン（エコアイランドなおしまプラン）

が平成14年3月に国（経済産業省・環境省）の承認を受け、このプランに基づき、ハード事業（循環資源回収事業）とソフト事業（環境調和型まちづくり）に取り組んでいる。

#### エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、持続性の高い農業生産方式（環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図るため、堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う農業生産方式）を導入する計画を作成し、知事の認定を受けた農業者のこと。

#### ESCO事業

Energy Service Company の略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。ESCO事業は、省エネ効果をESCOが保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCOの経費等が、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

#### NPO法人みんなでつくる自然史博物館・香川

平成20年6月、自然関係の研究者や各分野の専門家、自然保護活動団体、環境保全に関心のある県民、企業等によって構成された団体。平成27年4月からは、特定非営利法人として本県の自然保護に関するセンター的な役割を担うことを目的に活動を行っている。

#### エネルギー転換部門

輸入ないし生産されたエネルギー源をより使いやすい形態に転換する工程であり、発電、石油精製、コークス類製造、都市ガスの自家消費などに分類される。

#### 屋上緑化、壁面緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上、建物の外壁に植物を植えて緑化すること。

## 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふつ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふつ化窒素(NF<sub>3</sub>)の7種類を定めている。

## 【が行】

### 外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種をいい、このうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものについては、国が「特定外来生物」に指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止される。

### 外来生物被害予防三原則

侵略的な外来生物（海外起源の外来種）による被害を予防するため、①悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に「入れない」、②飼っている外来生物を野外に「捨てない」、③野外にすでにいる外来生物は他地域に「拡げない」ことを原則とする考え。

### 拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。

### 環境影響評価制度

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適切な環境配慮を行い、開発事業をより環境負荷の小さいものにしようとする制度。法律と条例に定められた一定規模以上の道路や空港、住宅地の造成などについて環境影響評価の実施が義務付けられている。

### 環境学習応援団

香川県内で環境学習を行う民間団体、企業、

行政等の総称。各主体の取組みや活動状況を冊子等にまとめ、県民に紹介し、県民が環境学習に取り組みやすい雰囲気づくりを進める。

### 環境基準

環境基本法に基づき定められている大気汚染や水質汚濁、土壤汚染、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

### 環境キャラバン隊事業

小・中学校や地域等で環境学習を行う訪問教室。教室での授業のほか、校区の河川での水生生物調査、校庭の樹木観察など体験型の学習も実施している。

### 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標をみずから設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組み。

### 間伐

成長の過程で過密になった森林の立木の一部を抜き伐りして、立木の密度を調整し、樹木の成長や下層植生の生育を図る作業。

### 揮発性有機化合物(VOC)

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称で、塗料、インキ、溶剤(シンナー等)などに含まれるほか、ガソリンなどの成分になっているものもある。

### クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28°Cにした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノー上着等の軽装スタイルがその代表。

### 健康項目

全公共用水域や地下水について一律に定められている、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準。

### 建築物エネルギー需要管理システム(BEMS)

Building Energy Management Systemの略称。業務用ビル等において、室内環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ、室内環境に応じた機器または設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。

## 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質とされる。粘膜を刺激し、目やのどに影響を与え、植物を枯らしたり、ゴムの損傷を早めたりする。日差しの強い夏期に高濃度になりやすい。

## 耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年間に再び耕作する考え方のない土地。

## 国連気候変動枠組条約

### (気候変動に関する国際連合枠組条約)

地球温暖化対策に関する取組みを国際的に協調して行っていくため1992年(平成4年)5月に採択され、1994年(平成6年)3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととなる水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

## 【さ行】

### 再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

### 里海（さとうみ）

人が自然と適切に関わることで、多様な生物が生息できる健全な海の状態を保ち、多くの恵みをもたらす豊かな海のこと。香川県では、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」を目指して、全国初となる「全県域」を対象に、県民みんなで山・川・里（まち）・海を一体的に捉えて保全・活用していく里海づくりに取り組んでいる。

### 里地里山

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念である。

## 里山オーナー制度

居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて、地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林（里山林）について、一定の利用料を支払いオーナーになる制度。楽しみながら森林づくりを体験できるもので、伐採した木を利用して原木きのこ（シイタケ・ナメコ類）の栽培ができたり、自然の材料を使ったクラフトづくりが楽しめる。

## さぬきっ子環境スタディ

香川県の特性やデータを活用して、地球温暖化やエネルギーをテーマに開発した県独自の環境学習教材。写真やイラストを多用したパネル式教材で、様々な教科で1枚からでも使用できる内容となっている。今後も学校をはじめ様々な場での活用を促進するため、新たなテーマを追加し、教材を充実させる。

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

## COD

Chemical Oxygen Demand の略称で化学的酸素要求量という。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

## 指定希少野生生物

香川県希少野生生物の保護に関する条例により、県内の希少野生生物（絶滅のおそれがある野生生物）のうち、特に保護を必要とする種を指定している（現在、16種類を指定）。これらの種については、生きた個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷が原則禁止となり、条例に違反する行為を行った場合や違法に捕獲等した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が適用される。

## 新交通管理システム（UTMS）

光ビーコン（光学式車両感知器）の車両感知機能および双方向通信機能を利用して、交通情報の提供や交通の流れの管理等を行い、安全・快適にして環境にやさしい交通社会を実現するシステム。

## 親水護岸

海岸、河岸等において、護岸としての機能を持つつつ、水にふれあうことが容易にできるようしている護岸。たとえば、階段護岸や緩傾斜護岸等がある。

## 侵略的外来種

「外来種」のうち、我が国の生態系、人の生命又は身体、農林水産業等への被害を及ぼすおそれがあるもの。

## 生活環境項目

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全するなどの上で維持されることが望ましい基準。

## 生物多様性

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

## 全国育樹祭

継続して森を守り育てることの大切さを普及啓発するため、昭和52年から、皇族殿下を迎えて、国土緑化推進機構と開催県の共催で毎年秋季に開催される行事。

## 【た行】

### ダイオキシン類

燃焼や化学反応などの過程で非意図的に生成する物質である。環境中に広く存在しているが、量は非常に少ない。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾーフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルを含めてダイオキシン類と定義している。

### 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川景観を保全・創出するための川づくり。

### 地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表や大気の温度が追加的に上昇する現象。

## 中間処理施設

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃

ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理する施設。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

## デマンド監視装置

24時間、30分単位の電気使用量を監視し、予め設定した電力量を超過予想時に警報発報する。使用電力の低減等、省エネの取組みに活用する。

## 統一省エネラベル

省エネ法により定められた省エネ基準（年間消費電力量、エネルギー消費効率等）に基づくラベル。機器の省エネ性能の市場における位置づけを5段階で表示する多段階評価や年間の目安電気料金等を示している。

## 特定外来生物

「外来生物」参照。

## どんぐり銀行

どんぐりを集めて苗木として扱い戻すといった緑化活動のほか、県民参加による森づくり活動や、自然観察等を通した森林体験により、県民に積極的に森づくりに携わってもらおうという活動。

## 【な行】

### 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標として経営規模の拡大や生産方法・経営管理の合理化等を記載した農業経営改善計画を作成し、これを市町から認定を受けた農業者。経営改善の取組みに関する優遇措置が講じられている。

### 農地中間管理事業

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地の利用の効率化・高度化の促進を図ることを目的とする法人として、知事の指定により都道府県に一つ設置される農地中間管理機構が、離農したり、規模を縮小する農家から農地を借り入れて、その農地を担い手の農家に再配分（貸付け）する事業。

## 【は行】

### パークアンドライド

都市における交通渋滞や駐車場難を緩和するため、都市周辺部の鉄道駅などに駐車場を設置して、そこから公共交通機関（主に鉄道）により都心部に乗り入れるシステム。

### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

### 廃棄物

占有者がみずから利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、ごみ、汚泥、廃油、し尿等の固形状または液状のものをいう。また、廃棄物は事業活動に伴って生じた産業廃棄物と家庭から出るごみ、し尿などの一般廃棄物に分けられる。

### 排出事業者責任

廃棄物等を排出する事業者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者は、その廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は、汚染者負担の原則にある。

### P R T R 制度

Pollutant Release and Transfer Register の略称で、化学物質排出移動量届出制度をいう。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者がみずから把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みをいう。

### B O D

Biochemical Oxygen Demand の略称で生物化学的酸素要求量という。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

### 干潟

海岸部に発達する砂や泥により形成された低湿地であり、潮の満ち引きにより、陸地と海面下になることを繰り返す地形。砂浜と比べ、波浪の影響が少なく、勾配が緩やかで、土砂粒径が小さく、生物相が多様な平坦地形である。

### 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している  $2.5 \mu\text{m}$  ( $1 \mu\text{m}$  は  $1\text{mm}$  の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、非常に小さいため（髪の毛の太さの  $1/30$  程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壤、海洋、火山等の自然起源のものもある。

### フォレストマッチング

森づくりに関心のある企業・団体と県、地元市町等が協働の森づくり協定を締結し、企業等の社員等の参加と経費負担により、森林整備を進める取組み。

### フロン排出抑制法

オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の製造から製品への使用、回収、再生・破壊に至るまで、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な排出抑制措置について定めた法律。平成 25 年 6 月、旧フロン回収・破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）を改正し、平成 27 年 4 月から施行された。

この法律では、クロロフィルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン(HFC)が対象となっている。

### 閉鎖性海域

入口の狭い湾、内海など、海水交換が悪く水の滞留が著しい海域のこと。栄養塩の流入などが多い場合には富栄養化が促進されやすい。

### ポリ塩化ビフェニル（P C B）

Polychlorinated biphenyl の略称。熱で分解しにくく電気絶縁性に優れていたため、熱交換器の熱媒体やトランス・コンデンサ等の電気機器の絶縁油として広く使用されていた。昭和 43 年に健康被害（カネミ油症事件）が発生したこ

とでその有害性が判明し、昭和47年以降、製造や使用が禁止された。

PCBが含まれる廃棄物は、国が定める期限までの適正処理が求められている。

ナ一）が自発的に、県が管理する河川の一定区間で、清掃などの美化・愛護活動等を実施し、県と市町はその活動に対して支援を行っている。

## 【ま行】

### みどりの生涯学習制度

森林・林業・木材に関する環境教育に拡充により、「みどりを守る・育てる」人材を育成するもの。

### 木質バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもののうち、樹木に由来するもの。

### 藻場

内湾や浅瀬に海藻等が濃密に茂っている場所。魚介類の産卵場所や幼稚魚の生息場所として重要であり、水質浄化などの効果もある。

## 【や行】

### U I Jターン

Uターン、Iターン、Jターンをまとめた用語。Uターンとは、地方で生まれ育った人が就職や進学のため他地域へ出た後、出身地へ戻ること。Iターンとは、出身地以外の地域に移り住むこと。Jターンとは、地方で生まれ育った人が就職や進学のため他地域へ出た後、出身地とは別の地域へ移り住むこと。

### 有害大気汚染物質

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間にわたってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。

### 優良処理業者認定制度

産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力と実績を有する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が優良業者に認定し、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とするなどの特例を付与する制度。

## 【ら行】

### リフレッシュ「香の川」パートナーシップ

県民と行政が協働して、河川の環境美化、保全等を図る活動。地域住民などの団体（パート

### 3 香川県環境基本条例（H7.4.1 施行）

平成7年3月22日  
香川県条例第4号

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条—第7条）

##### 第2章 環境の保全に関する基本的施策

###### 第1節 施策の基本方針等（第8条—第10条）

###### 第2節 環境の保全のための施策等（第11条—第20条）

###### 第3節 地球環境の保全の推進等（第21条）

##### 第3章 環境の保全に関する施策の推進（第22条・第23条）

##### 附則

私たちのふるさと香川は、「玉藻よし讃岐の国は国柄か見れども飽かぬ」と万葉集にも詠まれたように、白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海をはじめ、緑の山々が連なる讃岐山脈、ため池や鎮守の社などが点在する讃岐平野など、豊かな環境に恵まれ、また温暖で少雨という瀬戸内海沿岸に特有の気候を有している。このような自然条件の下、特色ある産業や文化がはぐくまれ、私たちは、生活を営んできた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量消費などを伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球全体の環境までにも影響を及ぼすに至っている。

もとより、私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その環境を守り、より質の高いものとして将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

このため、私たちは、狭あいな県土において高度な土地利用が行われているという本県の特性を考慮しながら、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築に向け、互いに協力し、不断の努力により、自主的かつ積極的に環境の保全に取り組む必要がある。

ここに、県下すべての人々の参加により、人と自然とが共生する田園都市にふさわしい潤いと安らぎに満ちた快適な環境を創造するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又

は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

#### （基本理念）

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵澤を県民が享受することができるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにはかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

#### （県の責務）

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止その他の環境への負荷の低減又は自然環境の適正な保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

#### （県民の責務）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

#### （市町との連携）

第7条 県は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町との連携を図るものとする。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

### 第1節 施策の基本方針等

#### （施策の基本方針）

第8条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

（1） 大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、多様な自然環境の保全、緑の創出等を図ることにより、県民が自然と共生する豊かな環境を創造すること。
- (3) 身近な緑、水辺地等を保全し、及び歴史的文化的な遺産と一体をなす環境を保全するとともに、地域の特性を生かした美しい田園都市の形成を推進することにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれる潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図ることにより、地球環境の保全に資すること。

#### (香川県環境基本計画)

第 9 条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香川県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、本県の自然的・社会的・文化的な環境の特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たり、あらかじめ、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (香川県環境白書)

第 10 条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するとともに、県民に環境の状況及び県が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにするため、毎年度、香川県環境白書を作成し、公表しなければならない。

### 第 2 節 環境の保全のための施策等

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第 11 条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

#### (環境影響評価の推進)

第 12 条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (規制の措置等)

第 13 条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 公害の原因となる行為その他の人の健康の保護又は生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (3) 公害を防止するために必要な土地利用に関する合理的な利用の調整を図る措置

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(技術的助言その他の必要な措置)

第14条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民に対し、技術的助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び希少な野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 県は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、本県の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第17条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第18条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化に関する活動、生活排水の浄化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 県は、第17条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

- 第 20 条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。
- 2 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制を整備するものとする。
- 3 県は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に資するため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進等の必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 地球環境の保全の推進等

- 第 21 条 県は、県及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、その推進を図るものとする。
- 2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 環境の保全に関する施策の推進

(環境の保全に関する施策の調整等)

- 第 22 条 県は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な実施に当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市町及び民間団体等との協力体制の整備)

- 第 23 条 県は、市町及び民間団体等と共に、環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

附 則

[省略]

## 4 平成 26 年度県政世論調査結果

### 1 調査の概要

#### (1) 目的

次期香川県環境基本計画策定に関する基礎調査の一環として、県民の環境に対する評価や関心、環境問題に関する考え方及び環境配慮の取組状況などを把握することによって、本県の環境保全における課題や施策の方向を明らかにし、新たに計画に反映させるため、県民を対象としたアンケート調査を実施したものです。

#### (2) 調査方法

- ① 調査地域 香川県全域
- ② 調査対象 層化二段無作為抽出 3,000人（満20歳以上）
- ③ 調査期間 平成26年6月10日～7月1日

#### (3) 調査項目

- ① 環境に関する満足度・重要度
- ② 環境に配慮した日常生活の行動
- ③ 行政に期待する取組み
  - ア 地球温暖化防止のための取組み
  - イ 森林整備と都市緑化のための取組み
  - ウ ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組み
  - エ 生物多様性の保全の取組み
  - オ瀬戸内海の環境の保全に関する取組み

#### (4) 回答結果

回答率 50.7%（回答者数：1,522人）

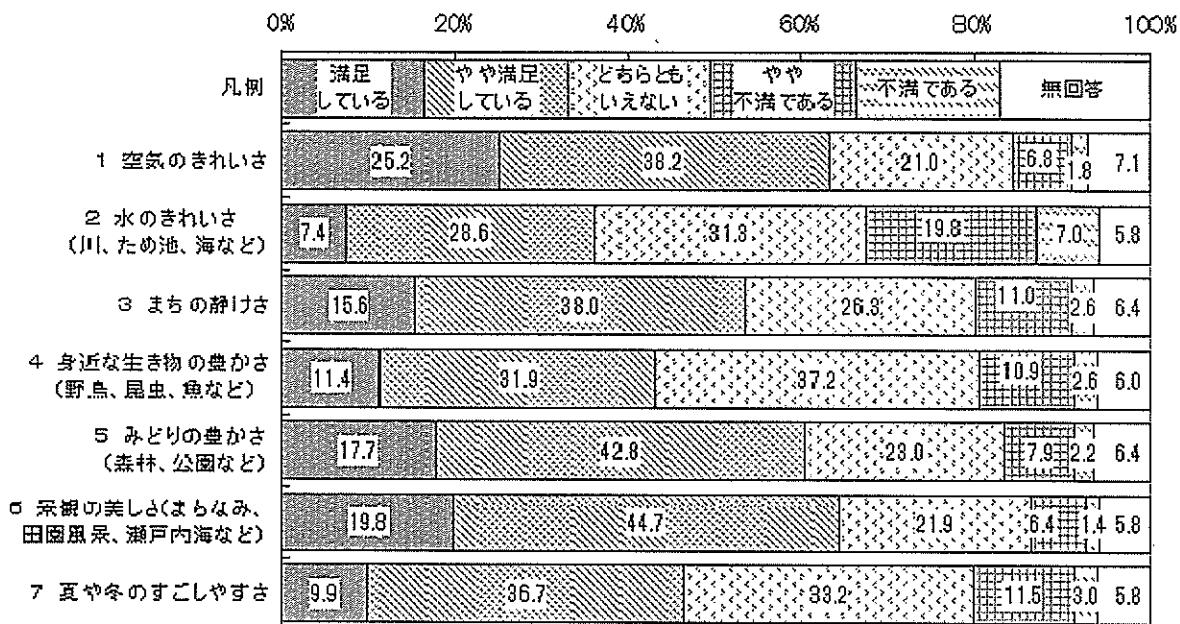
### 2 調査結果

#### (1) 環境に関する満足度・重要度

##### ① 環境の満足度について

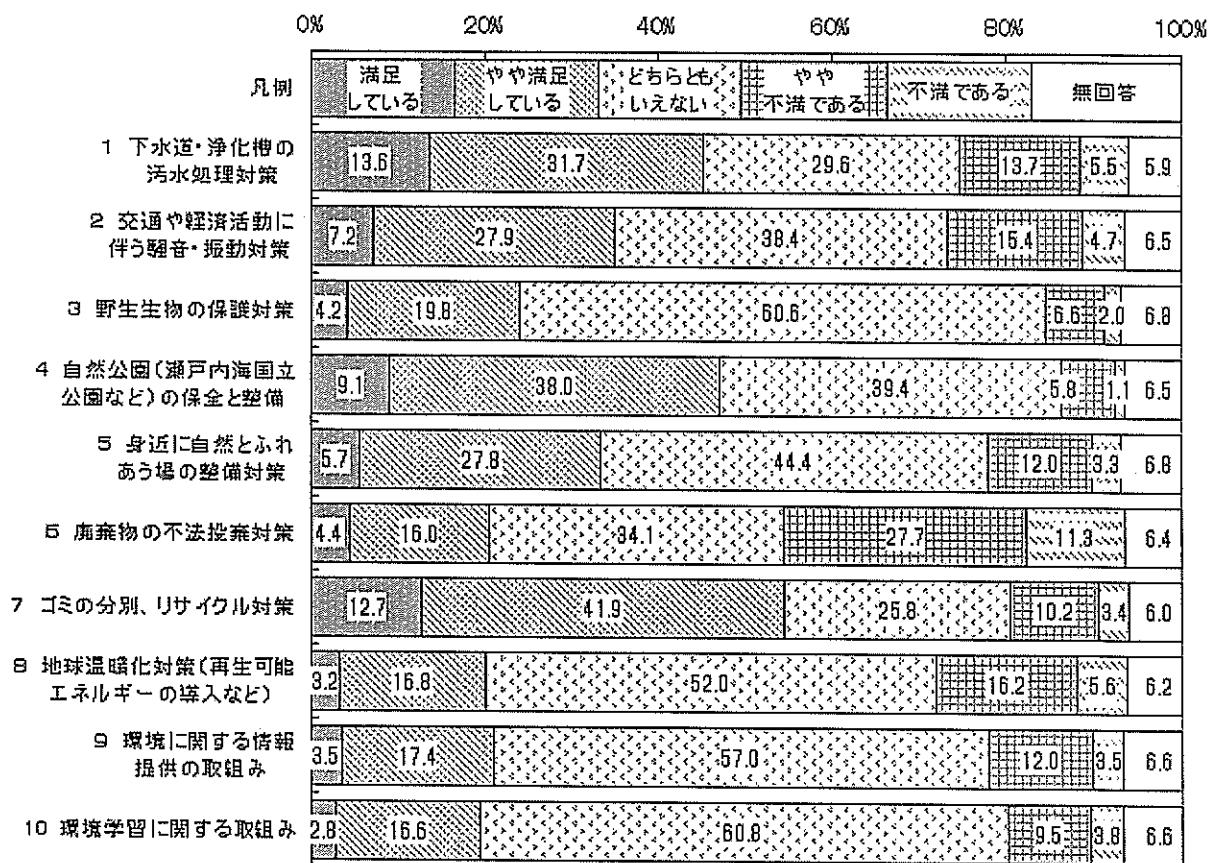
身のまわりの環境について現在の満足度をみると、どの項目でも「満足している」と「やや満足している」を合わせた【満足している】が「不満である」と「やや不満である」を合わせた【不満である】を上回っている。特に『空気のきれいさ』、『みどりの豊かさ（森林、公園など）』、『景観の美しさ（まちなみ、田園風景、瀬戸内海など）』では【満足している】が6割を超えており、

【図 1-1：環境への満足度】



行政の環境への取組みについて現在の満足度をみると、「満足している」と「やや満足している」を合わせた【満足している】の高いものは、『ゴミの分別、リサイクル対策』が 54.6%、次いで『自然公園（瀬戸内海国立公園など）の保全と整備』が 47.1%、『下水道・浄化槽の汚水処理対策』が 45.3%の順になっている。一方、満足度が低いものは、『環境学習に関する取組み』が 19.4%、次いで『地球温暖化対策（再生可能エネルギーの導入など）』が 20.0%、『廃棄物の不法投棄対策』が 20.4%の順となっている。

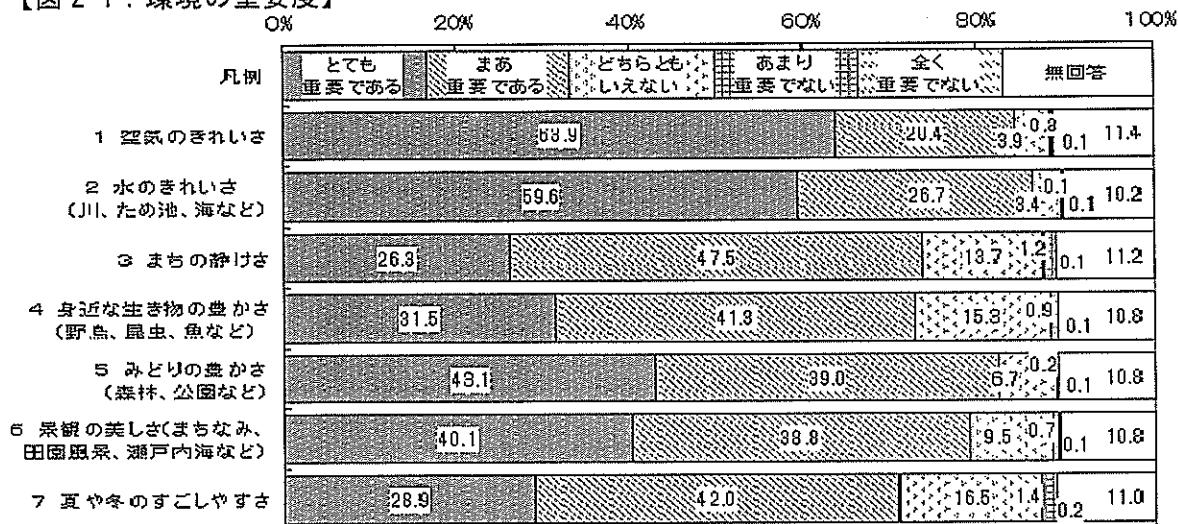
【図 1-2：行政の取組みに対する満足度】



## ②環境の重要度について

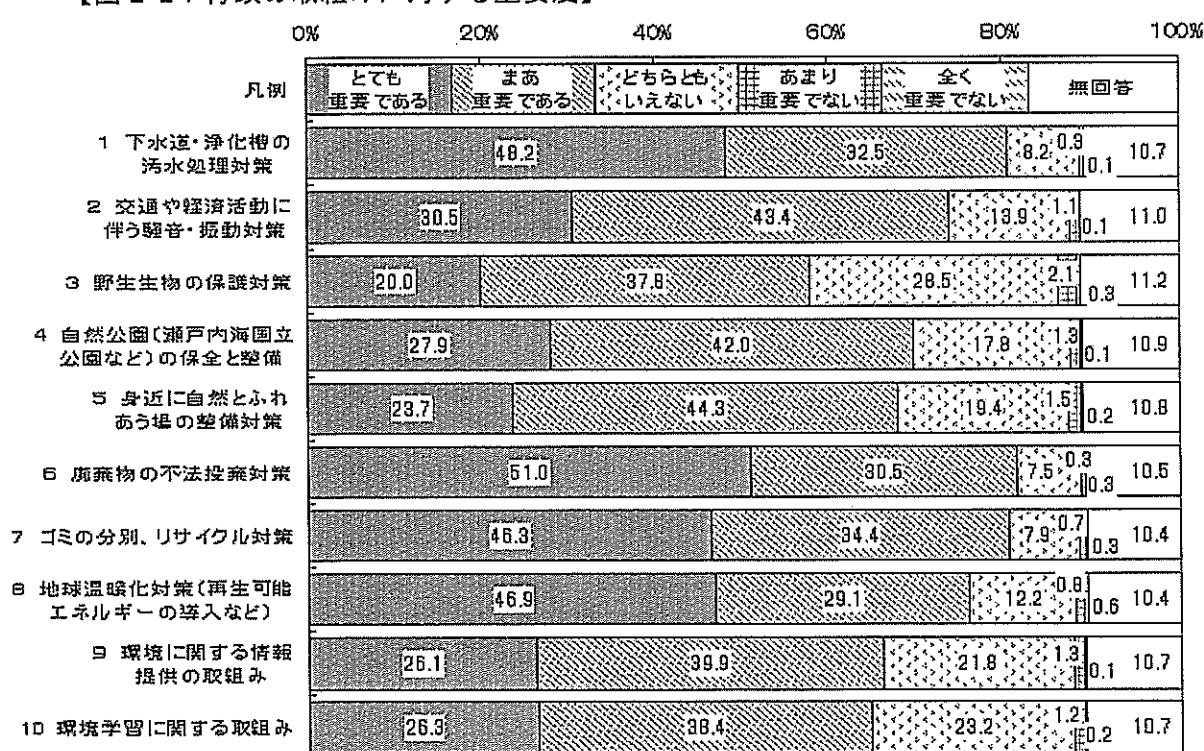
身のまわりの環境について将来の重要度をみると、どの項目でも「とても重要である」と「まあ重要である」を合わせた【重要である】が7割を超えており、特に『水のきれいさ（川、ため池、海など）』、『空気のきれいさ』、『みどりの豊かさ（森林、公園など）』では【重要である】が8割を超えており、「全く重要でない」と「あまり重要でない」を合わせた【重要でない】は、どの項目も2%未満である。

【図2-1：環境の重要度】



行政の環境への取組みについて将来の重要度をみると、「とても重要である」と「まあ重要である」を合わせた【重要である】が『野生生物の保護対策』を除く全ての項目で6割を超えている。特に、『廃棄物の不法投棄対策』、『下水道・浄化槽の汚水処理対策』、『ゴミの分別、リサイクル対策』では【重要である】が8割を超えており、「全く重要でない」と「あまり重要でない」を合わせた【重要でない】は、どの項目も3%未満である。

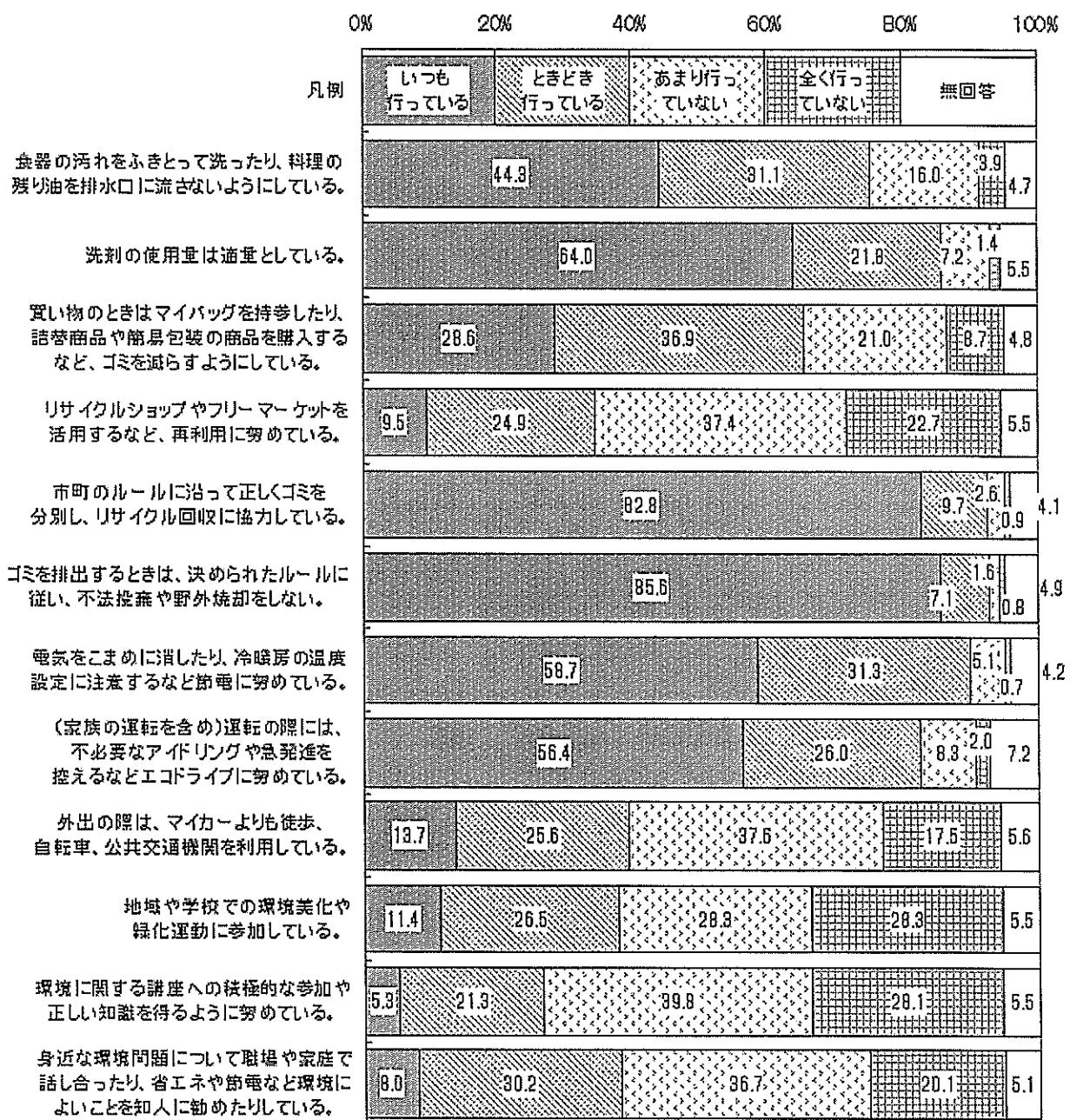
【図2-2：行政の取組みに対する重要度】



## (2) 環境に配慮した日常生活の行動

環境に配慮した県民の行動については、『市町のルールに沿って正しくゴミを分別し、リサイクル回収に協力している』、『ゴミを排出するときは、決められたルールに従い、不法投棄や野外焼却をしない』は、9割以上の人人が行っており、生活習慣として定着が見られる。また、『洗剤の使用量は適量としている。』、『電気をこまめに消したり、冷暖房の温度設定に注意するなど節電に努めている。』など日常生活の中で自己に経済的負担を軽減させるものは、取組率が高くなっているが、『環境に関する講座への積極的な参加や正しい知識を得るように努めている。』『身近な環境問題について職場や家庭で話し合ったり、省エネや節電など環境によいことを知人に勧めたりしている。』など環境対策に有効であるが、時間的な負担が生じたり自己に負荷がかかる行動の取組み率が低いことが伺える。

【図3 環境に配慮した日常生活の行動】

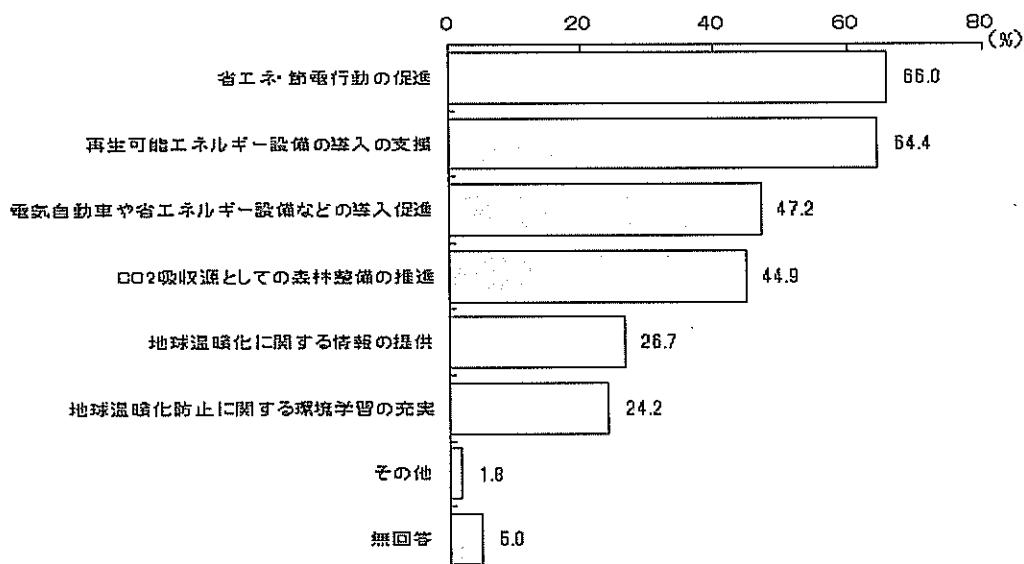


(3) 行政に期待する取組み（実施に賛成し、効果の高いと思われる取組みを3つ選択）

② 地球温暖化防止のための取組みについて

地球温暖化防止のための取組みについては、「省エネ・節電行動の促進」が 66.0%と6割を超え最も高く、次いで「再生可能エネルギー設備の導入の支援」が 64.4%、「電気自動車や省エネルギー設備などの導入促進」が 47.2%などとなっている。

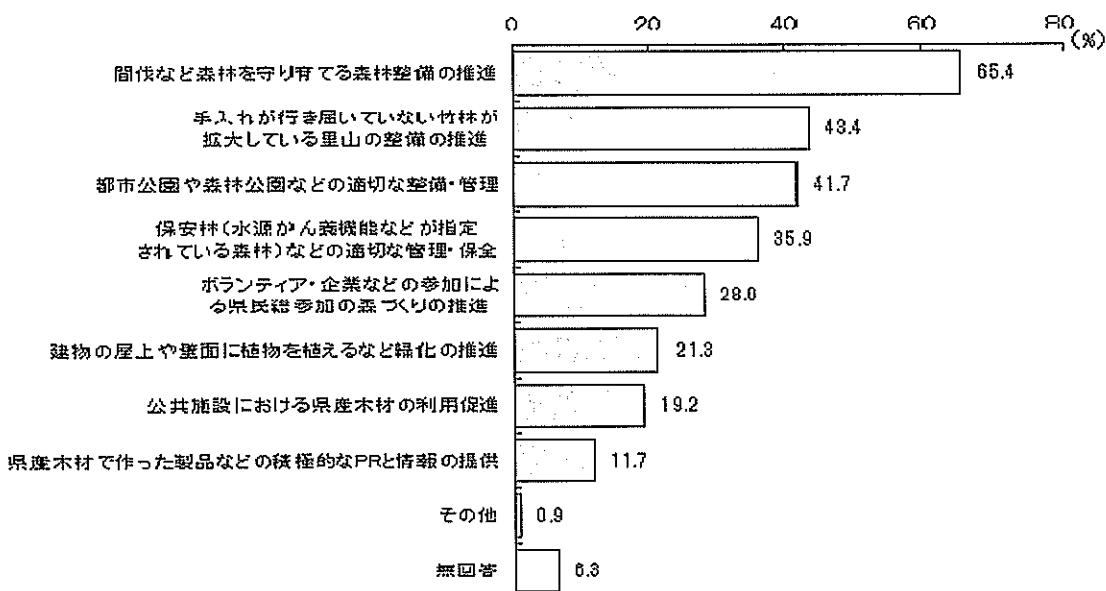
【図 4-1 地球温暖化防止のための取組みについて】



① 森林整備と都市緑化のための取組みについて

森林整備と都市緑化のための取組みについては、「間伐など森林を守り育てる森林整備の推進」が 65.4%と6割を超え最も高く、次いで「手入れが行き届いていない竹林が拡大している里山の整備の推進」が 43.4%、「都市公園や森林公園などの適切な整備・管理」が 41.7%などとなっている。

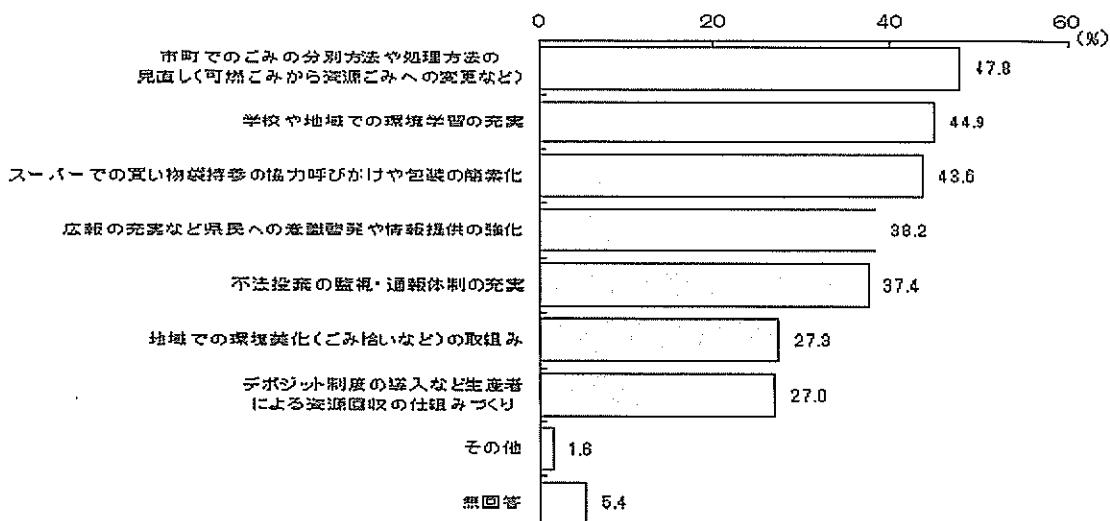
【図 4-2 森林整備と都市緑化のための取組みについて】



## ④ ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組みについて

ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組みについては、「市町でのごみの分別方法や処理方法の見直し(可燃ごみから資源ごみへの変更など)」が47.8%と半数近くを占め最も高く、次いで「学校や地域での環境学習の充実」が44.9%、「スーパーでの買い物袋持参の協力呼びかけや包装の簡素化」が43.6%などとなっている。

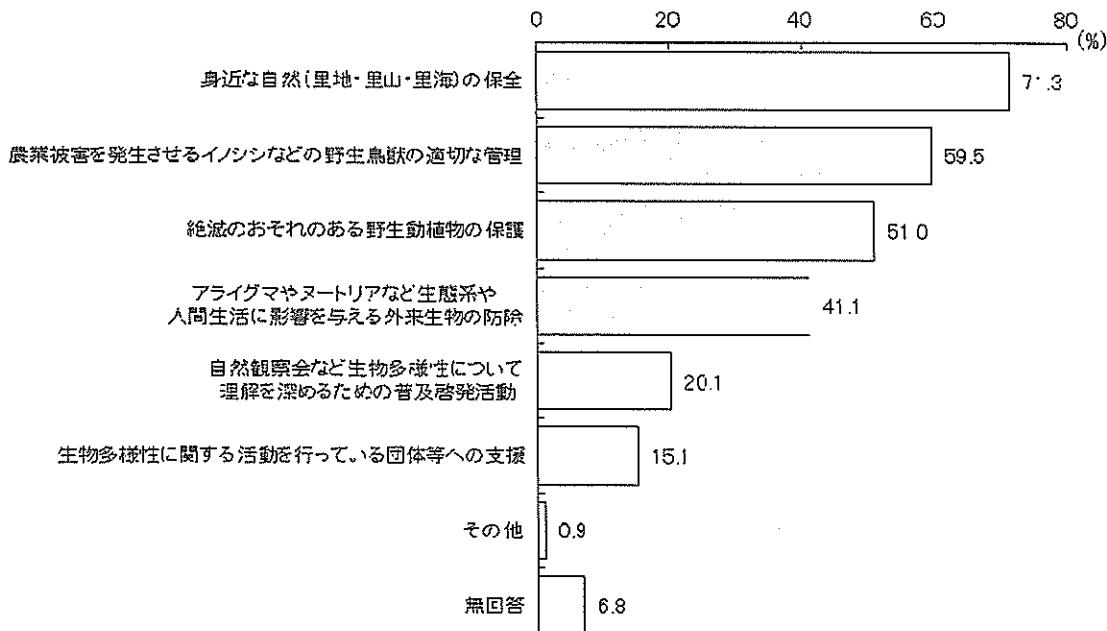
【図4-3 ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組みについて】



## ⑤ 生物多様性の保全の取組みについて

生物多様性の保全の取組みについては、「身近な自然(里地・里山・里海)の保全」が71.3%と7割を超え最も高く、次いで「農業被害を発生させるイノシシなどの野生鳥獣の適切な管理」が59.5%、「絶滅のおそれのある野生動植物の保護」が51.0%などとなっている。

【図4-4 生物多様性の保全の取組みについて】



## ④ 瀬戸内海の環境の保全に関する取組みについて

瀬戸内海の環境の保全に関する取組みについては、「水質の保全・管理(産業排水の規制、下水道等の整備、有害化学物質の対策など)」が68.5%と7割近くを占め最も高く、次いで「自然景観・文化的景観の保全(自然公園・緑地・史跡等の保全、海ごみ対策など)」が51.1%、「沿岸域の環境(藻場・干潟・自然海浜など)の保全・再生・創出」が45.7%などとなっている。

【図4-5 瀬戸内海の環境の保全に関する取組みについて】

